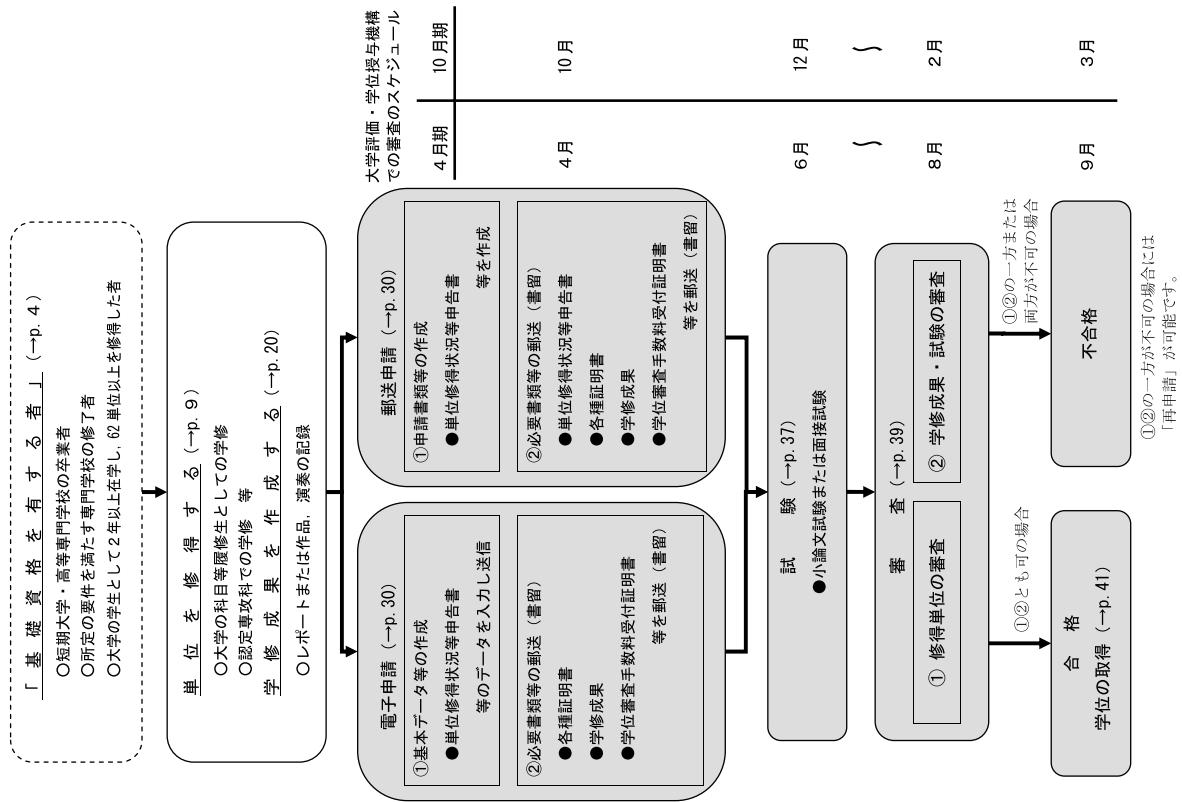


(22) 「新しい学士への途」(平成23年度版)

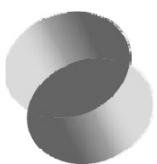
学士の学位を取得するまで (概略図)



新しい学士への途

学位授与申請案内

平成23年度版



まえがき

凡例

- 「①～⑩」…… それぞれの数字は章を表します。②ならば第2章です。
- 「p.」…… ページを表します。「p.34」ならば「34ページ」です。
- 「→」…… 参照を表します。「→ p.5」と記載されているときには、5ページの開頭記述を参照してください。
- 「*」…… 注釈があることを示します。

学位は、わが国においては長年にわたって大学だけが授与できるものでした。しかし、平成3年の法律改正により、大学評価・学位授与機構の制度を利用して学士の学位を取得できる「新しい学士への途」が開かれました。

学士の学位は、さまざまな分野の職業に就く際に必要とされたり、あるいは有利に働いたりする公的な称号です。さらに学士の学位は、修士や博士の学位の取得につながる第一段階でもあります。これまでの19年間で、3万500人もの方々がこの「新しい学士への途」を利用して学位を取得しています。あなたもこの制度を利用して、学士の学位の取得をめざしませんか。そこには、将来への選択肢が大きく広がる可能性があります。

この制度を利用して学士の学位取得をめざすには、そのためには必要な学修についてよく理解している必要があります。まず手始めに、あなたがこの制度を利用できるかどうかを見てみましょう。その上で、具体的にどのような学修や手続きが必要になるかを知るために読み進んでいってください。この冊子は、あなたの学士への途の道しるべとなるようになります。

個人情報の取扱い

学位授与申請に係る個人情報は、学位受与の審査に利用されるほか、学位授与事業のための調査・研究の資料として利用されます。調査・研究結果の公表などに際しては、個人が特定されないように処理します。

この冊子『新しい学士への途』で案内している申請の手続は、平成23年度時点のものです。冊子は毎年改訂されますので、実際に学位授与申請の手続を行う際には、あなたが申請する年度の『新しい学士への途』を読んでください。また、申請にあたっては、この冊子とは別に『学位授与申請書類』が必要です。これらの出版物や書類を請求する方法も、この冊子の中に書かれています。不明な点があります。不明な点がありませぬか。お問い合わせ先へ（裏表紙）

三

⑤ 試験	37
1 試験日・試験場	37
2 試験の実施	37
3 身体に障害のある申請者への受験上の特別措置	38
⑥ 審査と合否の通知	39
1 修得単位の審査	39
2 学修成果・試験の審査	39
3 合否の判定	39
4 合否の通知	39
5 「事務科修了見込みでの申請」の結果、修得単位の審査の結果が不可と判定され不合格となった者の取扱い	40
⑦ 学位の授与	41
1 「学位記」の送付	41
2 「学位授与証明書」の発行	41
3 学位の授与の取消し	41
⑧ 再申請	42
1 審査の一部免除	42
2 再申請の申請書類等	42
⑨ 専攻の区分ごとの修得単位の	44
1 学位授与の申請	30
2 申請方法	30
3 受付期間等	31
4 申請書類等の提出にあたっての留意事項	33
5 申請に必要な書類等	33
6 学位審査手数料	35
7 申請書類等の到着・受理	35
8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請	35
⑩ 各種手続	113
1 証明書の交付	113
2 機構発行の刊行物の請求方法	114
3 住所変更届	115
4 アンケート調査等のお願い	115
5 照会等について	115
⑪ FAQ	116

学位授与制度の概要

- | | |
|--|---|
| <p>大学評価・学位授与機構の学位授与制度を利用できる人、できない人</p> <p>学士の学位を取得できるこの新しい制度は、次表の各項目のいずれかに該当する方（以下「基礎資格を有する者」といいます。）であれば誰でも利用することができます。</p> <p>基礎資格を有する者*</p> | |
| (1) | 短期大学を卒業した者 |
| (2) | 高等専門学校を卒業した者 |
| (3) | 大学の学生**として2年以上在学162単位以上を修得した者 |
| (4) | 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるものの（以下「専門学校を修了した者」といいます。）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。 |
| | ① 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の課程を修了した者であること |
| | ② 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること |
| (5) | 旧国立工業教員養成所を卒業した者 |
| (6) | 旧国立養護教諭養成所を卒業した者 |
| (7) | 外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者**** |
| * 本冊子における「大学」、「短期大学」、「高等専門学校」、「専修学校」などは、すべてわが国の法令に基づくものです。 | |
| ** ここでいう大学の学生には、科目等履修生は含みません。 | |
| *** 本冊子における「大学」には、学校教育法第108条に定められた大学（＝短期大学）を含みません。 | |
| **** 機構の定める要件に合致する学校教育の課程を修了していると認められるか確認します。確認に時間を要しますので、申請の前に当機構に問い合わせてください。（-p. 117, 118） | |
| これら7項目のいずれにも該当しない方は、当機構の学位授与制度を利用できません。 | |
| 7項目のいずれに該当するのか判断に迷う場合は、当機構に問い合わせてください。 | |
| なお、大学に在学している方は、p. 30も参照してください。 | |
| これら7項目のいずれかに該当する方、あるいは近々該当することになる予定の方は、次に準じてください。 | |

2 学士の学位とは

学士の学位とは、一般に、大学の学士課程(学部)を卒業した者に對して授与される公的な称号のことといいます。わが国の大学の学士課程では、特定の専攻について専門の学芸を體得した者に授与される場合と、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養した者に授与される場合とがあります。つまり、学士の学位は、このような能力を身につけたことの証として、大学によってその卒業者に授与されることが慣例です。

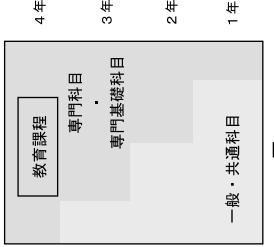
ところが、生涯学習社会の実現をめざす現在の社会では、卒業をめざして大学に在学すること以外にも、大学教育に相当する水準の教育を受けられる機会はたくさん存在しています。そこで、さまざまな大学教育レベルの学習の積み重ねの成果を適切に評価し、大学卒業者と同等の能力を有すると認められる者に対して、学士の学位を授与できる新たな仕組みを整備するべきなのではないか、という理念のもとに平成3年の学校教育法の改正により設置された国の機関が「学位授与機構」(現在の「独立行政法人大学評価・学位授与機構」)です。最近では年間2,700人余の方々が当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得しています。

それでは、大学評価・学位授与機構の学位授与制度とはどのようなものか説明しましょう。次に進んでください。

3 学習形態の多様化に対応する「新しい学士への途」

当機構が行う学位授与制度の概要を理解するためにには、大学における学士の学位授与と対比してみるとることが有用です。

学士の学位は一般に大学を卒業した者に対して授与されることは、「**2 学士の学位とは**」で示したとおりです。それでは、「大学を卒業する」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。**図1**は一般的な大学の教育課程(カリキュラム)のイメージです。**図1**に示すように、ある大学に学部生として入学すると、通常は4年間にわたり、いわゆる一般・共通科目から始まり、専攻ごとの専門科目までを、各大学の教育課程にしたがって体系的に学修します。各大学が定める卒業要件単位をすべて修得した場合に「卒業」が認められ、学士の学位が授与されます。



それでは、特定の大学に在学するのではなく、**図2**に示すように複数の大学において、随時単位を修得し、大学卒業者と同じ分量の学修を行つたとすればどうでしょう。特定の大學生を卒業するわけではありませんので、A、B、C、Dのいずれの大学も学士の学位を授与することはできません。しかし、体系的に授業科目を履修して単位を修得し、その成果が大学卒業者と同等以上の学力として身についていると認められるならば、学士の学位を授与することができるのではないかという考え方があまりました。

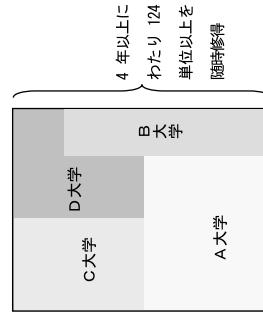


図2

そのような考え方に基づいて、単位の修得およびその学修の成果の審査によって学士の学位を授与する画期的な仕組みが作られました。それが当機構の学位授与制度、すなわち「**新しい学士への途**」です。

4 「新しい学士への途」の特徴

この「新しい学士への途」のもとでは、大学の科目等履修生(特定の授業科目のみを履修して、単位を修得することができる制度)として、あなたの興味・関心、必要性に応じて、複数の大学において単位を修得することができます。学修期間に上限はありませんので、各自の都合にあわせて、たとえば5年、あるいは10年かかる学修計画をたてることも自由です。また、所定の要件を満たす短期大学や高等専門学校の専攻科など、大学以外の教育機関において行った学修を大学における単位の修得と同等であるとみなすことにより、学位取得のための学修に組み込むことも可能になります。

このように、学習者ひとりひとりのニーズに応じたさまざまな学修の積み重ねの成果を学士の学位取得につなぐことができるのが、この制度の大きな特徴といえます。

5 学位取得の要件

「新しい学士への途」では、学士の学位取得に向けて多様な学修の形態を可能にしています。ただし、單に大学で一定数の単位を修得しただけでは、学士の学位にふさわしい学修とはいえない、大学卒業者と同様以上の学力を有しているとも認められません。そこで当機構では、学士の学位の取得を希望する方が、学士の学位にふさわしい学力を有しているかどうかを審査するため以下に示す各要件を設定し、審査に合格した者に対してのみ学位を授与します。

ここでは、この制度を利用して学士の学位を取得するまでの手順に沿つて、学位取得の要件の概要を簡単に説明します。

- (1) 「基礎資格を有する者」に該当すること
まず、1で示した「基礎資格を有する者」のいづれかに該当することを確認します。短期大学、高等専門学校などにおいておける一定の年限にわたった「まとまりのある学修」を基礎として、さらに大学等において新たな学修を積み上げることを求めています。
- (2) 学位の取得を希望する専攻を選択する
当機構における学士の学位授与に係る審査は、表「専攻の区分、および対応する学位に付記する専攻分野の名称」(→p. 8)に示す59个の専攻(以下「専攻の区分」といいます)ごとに行われます。いづれの専攻を選択するかによって、次の(3)に示す単位の修得のために履修が必要な授業科目、さらには(4)に示す「学修成果」のテーマ設定などが異なってきます。本冊子の各章の内容をしっかりと理解し、学修計画を立てる前に慎重に審査を希望する専攻を選択することが求められます。
- (3) 大学等で単位を修得する
科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を積み上げます。上記(2)で選択した専攻について専門的な内容の授業科目を体系的に履修するなど、機構が定める単位修得の要件をすべて満たすことが必要です。単位の修得方法、学修年限、修得すべき単位数など単位の修得に関する各要件については、第2章で詳しく説明します。

(4) 学修成果を作成する

当機構の学位授与制度では、大学等における単位の修得の成果が「学士の水準の学力」すなわち大学卒業者と同等以上の学力として身についていることを総合的に判断するための資料として、「学修成果」とよばれるレポート（ただし、「軍政の区分」に「音楽」または「美術」を選択した場合には、演奏の記録、作品等も可）の作成・提出を求めています。あなたが上記(2)で選択した専攻に即した特定の課題（テーマ）を設定し、学士の学位にふさわしい水準・量の学修に基づいた内容の「学修成果」を必ず各自で作成します。

「学修成果」の内容、作成上の注意点等については、第3章で詳しく説明します。

(5) 機構に学位授与の申請をする

所定の単位をすべて修得し、「学修成果」が作成できれば、いよいよ当機構に学位授与の申請手続を行います。機構では、年2回（4月、10月の指定された期日に）申請を受け付けています。

申請の際には、申請者自身が作成する「単位修得状況等申告書」、「学修成果」に加えて、単位を修得した学校が発行する「単位修得証明書」など、複数の書類の提出が必要となります。日程に余裕をもつて準備を進めてください。

申請時に必要な書類、諸手続等については第4章で詳しく説明します。

(6) 試験を受ける

申請が受理された後、当機構が指定した日時に試験を受けています。

試験は、学修成果に示された学修の内容が学力として確かめに定着していること、また、その学力が、審査を希望する専攻において期待される学士の水準に現時点で到達していることを確認するために行われ、提出された学修成果の内容に関連する事項について、原則として小論文の形式で課されます。専攻の区分に「音楽」または「美術」を選択し、レポート以外の「学修成果」を提出した者については、小論文に代えて面接による試験を行います。

(7) 審査に合格する

学位授与の可否に係る審査は、「修得単位」、「学修成果・試験」のそれぞれについて行なわれます。修得単位の審査では、機構が定める単位修得の要件を満たすように単位が修得されているか否かを判定します。学修成績と試験の結果はあわせて審査され、学修成績の内容および申請者の学力が学士の水準に到達しているか否かを判定します。これらの「修得単位」および「学修成果・試験」がともに「可」と判定された場合に「合格」となり、学士の学位が授与されます。

なお、当機構では、専門分野ごとに大学の教授を学位審査会専門委員として選任し、修得単位の審査、小論文試験問題の出題および面接試験の実施、学修成績・試験の審査など、専門的な見地からの判断が必要とされる事項については、すべて専門委員の高い学識と豊富な経験に基づいて実施しています。

6 機構が授与する学士の学位

以上のような手続を経て当機構が授与する学士の学位は、大学がその卒業者に対して授与する学士の学位と法令上何ら区別がないのはもちろんのこと、単位の修得から審査までの学位取得の過程をみても、大学が授与する学士の学位と実質的に全く同等であるといえます。なお、機構が授与する学士の学位には、次表に示すように、あなたが選択した専攻の区分に応じて、27種類の専攻分野の名称が付記されます。たとえば専攻の区分「国語国文学」を選択した場合、学位記には「学士（文学）」のように記載されます。専攻の区分「比較文化」、「地域研究」、「国際関係」、「科学技術研究」を選択した場合には、学位に付記する専攻分野の名称として「教養」または「学芸」のいずれか一つを選択します。

表 専攻の区分、および対応する学位に付記する専攻分野の名称

専攻の区分	専攻分野の名称	専攻の区分	専攻分野の名称
国語国文学	看護学	国語国文学	看護学
英語・英米文学	検査技術科学	英語・英米文学	検査技術科学
独語・独文学	臨床工学	独語・独文学	臨床工学
仏語・仏文学	放射線技術科学	仏語・仏文学	放射線技術科学
中国語・中国文学	理学療法学	中国語・中国文学	理学療法学
ロシア語・ロシア文学	作業療法学	ロシア語・ロシア文学	作業療法学
歴史学	言語聽覚障害学	歴史学	言語聽覚障害学
哲学	視能矯正学	哲学	視能矯正学
心理学	鍼灸学	心理学	鍼灸学
宗教学	口腔保健衛生学	心理学	口腔保健衛生学
教育学	口腔保健技工学	教育学	口腔保健技工学
神学	栄養学	神学	栄養学
社会学	社会学	社会学	社会学
社会福祉学	機械工学	社会福祉学	機械工学
比較文化	電気電子工学	比較文化	電気電子工学
地域研究	情報工学	地域研究	情報工学
国際関係	応用化学	国際関係	応用化学
材料工学	生物工学	材料工学	生物工学
社会科学	法医学	社会科学	法医学
政治学	土木工学	政治学	土木工学
経済学	建築学	経済学	建築学
商学	社会システム工学	商学	社会システム工学
経営学	芸術工学	経営学	芸術工学
農学	商船学	農学	商船学
数学・情報系	経営学	数学・情報系	経営学
物理学・地学系	農学	物理学・地学系	農学
化学生	水産学	化学生	水産学
生物学系	家政学	生物学系	家政学
総合理	音楽	総合理	音楽
薬科学	美術	薬科学	美術
	体育学		体育学

2

単位の修得

「基礎資格を有する者」が当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには、科目等修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を新たに積み上げる必要があります。この章では、単位の修得方法、修得すべき単位数などについて詳しく説明します。学位の申請手続を始めるまでに終えておねばならない学修の構造と内容を理解し、単位修得のための学修計画を立ててください。

1 単位の修得方法

1.1 単位の修得先

「基礎資格を有する者」が、当機構の制度により学士の学位を取得しようとすると、新たに修得する単位^{**}には、次表の(1)～(3)の単位が該当します。これらといずれかに該当する単位であれば、これらを組み合わせて修得することも、異なる複数の大学等で修得することもできます。

(1)	大学の単位 ^{**}	ア 科目等履修生 ^{***} として修得した単位
	イ 大学院の学生として修得した単位	ウ 大学院の学生として修得した単位
(2)	短期大学、高等専門学校の専攻科のうち当機構が認定した専攻科（認定専攻科といいます。）の単位 ^{****} （科目等履修生として修得した単位を含む）	
(3)	大学専攻科の単位	

* 本冊子における「単位」は、わが国の法令に基づくものです。（単位も該当します。ただし、大学の別科で修得した単位は該当しません。）

** 大学通信教育（放送大学を含みます。）の単位も該当します。ただし、大学の別科で修得した単位は該当しません。
*** 科目等履修生の制度は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）および大学院設置基準（昭和49年文部省令第38号）に定められています。各大学の科目等履修生の受け入れについて、直接受当該大学に照会してください。なお、機構では『科目等履修制度の開設大学一覧』をインターネット上で公開しています。
(http://www.ni.ac.jp/n_shuppan/kankoutou/index.html)

**** 現在は認定されている専攻科であっても、認定される以前に修得した単位は該当しません。
当機構では認定された専攻科の学生等集を必要、認定年月日等を記載した『大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧』をインターネット上で公開しています。
(http://www.ni.ac.jp/n_shuppan/senkouka/index.html)

1.2 履修の方針

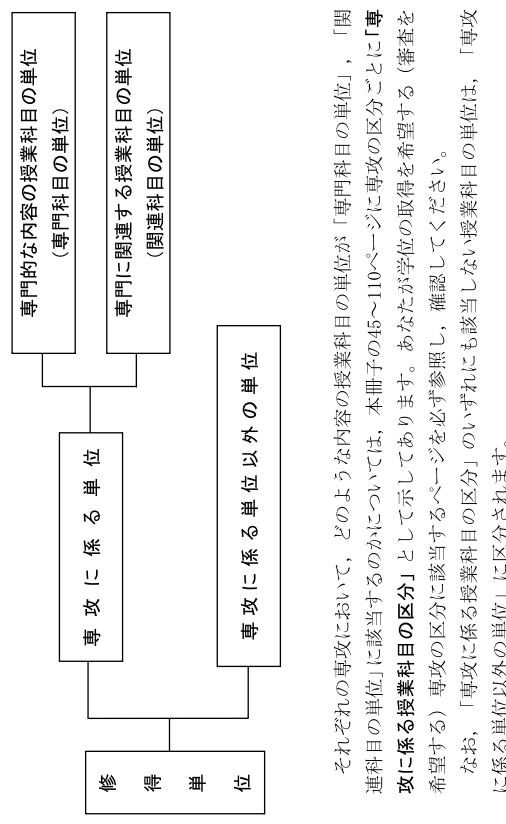
単位の修得にあたっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければなりません。

短期大学、高等専門学校、専門学校等ですでに修得した単位とあわせて、上記の趣旨に適合するように大学等で授業科目を履修して、単位を修得することが必要です。

1.3 修得単位の区分

機構では、1.2に示した履修の方針の趣旨に適合するように単位が修得されているかを審査するためには、図3のように、修得単位を「専攻に係る単位」と「専攻に係る単位」の2つに大きくわけ、さらに「専攻に係る単位」を専門的な内容の授業科目の単位（「専門科目の単位」といいます。）と専門に関連する授業科目の単位（「関連科目の単位」といいます。）に区分して、それぞれについて修得すべき単位数など、単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」といいます。）を定めています。

図3 修得単位の区分



専攻に係る単位

それぞれの専攻において、どのような内容の授業科目の単位が「専門科目の単位」、「関連科目の単位」に該当するのかについては、本冊子の45～110ページに専攻の区分ごとに「専攻に係る授業科目の区分」として示しております。あなたが学位の取得を希望する（審査を希望する）専攻の区分に該当するページを必ず参照し、確認してください。

なお、「専攻に係る授業科目の区分」のいずれにも該当しない授業科目の単位は、「専攻に係る単位以外の単位」に区分されます。

2 単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」）

当機構の学位授与制度により学士の学位を取得するために学修すべき単位数等は、「基礎資格を有する者」(→p. 4) の表中の(1)～(7)のいずれの項目に該当するかによって、また、「(1) 短期大学を卒業した者」、「(4) 専門学校を修了した者」の場合には、卒業（修了）した短期大学、専門学校の修業年限等によっても異なります。この冊子では、次に示すとおり、「基礎資格を有する者」を3つの区分（「基礎資格を有する者の区分」といいます。）に分けて、単位修得の要件を説明します。自分がどの区分に該当するのかを確認して、それぞれ指示されたページに進んでください。

このページ(p. 12～p. 13)では、「基礎資格を有する者の区分」が第1区分（A.～D.）に該当する方が、どのように単位を修得すればよいかを説明しています。

2.1 第1区分の単位修得の要件

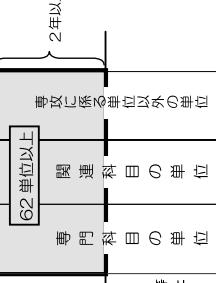
次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業（修了）してから満2年が経過した後に*、当機構に学位授与の申請を行うことができるきます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

短期大学、高等専門学校を卒業した後あるいは

専門学校を修了した後に、

2年以上にわたって62単位以上を修得します。



基礎資格を有する者の区分	
第1区分	
A.	修業年限2年の短期大学を卒業した者
B.	高等専門学校を卒業した者
C.	修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が 2,100時間以上の専門学校を修了した者 (第2区分のF.に該当する者を除く)
D.	1,700時間以上の専門学校を修了した者 (第2区分のF.に該当する者を除く)
E.	外国において学校教育における14年の課程を修了した者
F.	修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が 2,250時間以上の専門学校を修了した者
G.	旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者
H.	外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者

第2区分

基礎資格を有する者の区分	
第2区分	
E.	修業年限3年の短期大学*を卒業した者
F.	修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が 2,250時間以上の専門学校を修了した者
G.	旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者
H.	外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者

* 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する授業において授業を行う学科その他の授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が3年の短期大学を卒業した者は、第1区分に該当します。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」（専門科目の単位+関連科目の単位）は、短期大学、高等専門学校、専門学校等ですべて修得した専攻に係る単位とあわせて、

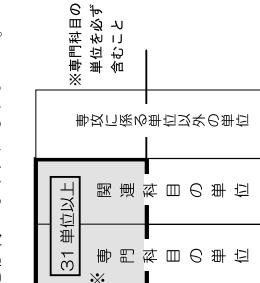
A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし(→p. 18)、

かつ、

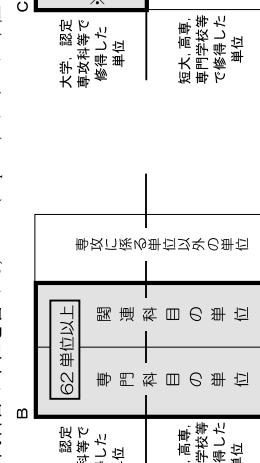
B 合計62単位以上

となるように修得します。
ただし、

C うち31単位以上は、短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業（修了）した後に、専門科目の単位を含めて、1.1(→p. 9)に示した単位を修得しなければなりません。



基礎資格を有する者の区分	
第3区分	
1.	大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者
2.	2,3(→p. 16)へ



A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」については、3(→p. 18)を参照してください。

ださい。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得
 「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、短期大学、高等専門学校等で修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、合計24単位以上となるように修得します。

大学、認定専攻科等で修得した単位	専門科目の単位	専攻に係る単位以外の単位
短大、高等専門学校等で修得した単位		

このページ(p.14~p.15)では、「基礎資格を有する者の区分」が第2区分(E.~H.)に該当する方が、どのように単位を修得すればよいかを説明しています。

合計2単位以上

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、短期大学、専門学校等を卒業(修了)してから満1年が経過した後に、当機構に学位授与の申請を行なうことができます。

2.2 第2区分の単位修得の要件

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、当機構に学位授与の申請を行なうことができます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

短期大学を卒業した後あるいは専門学校を修了した後に、1年以上にわたって31単位以上を修得します。	大学、認定専攻科等で修得した単位	31単位以上	専門科目の単位	専攻に係る単位以外の単位
この要件を満たすための単位は、1.「単位の修得先」(→p.9)に示した、大学の単位、認定専攻科の単位、大学専攻科の単位でなければなりません。卒業(修了)した短期大学、専門学校等での修得単位数にかかわらず、大学の単位、認定専攻科の単位等を1年以上にわたって31単位以上修得することが必要です。	短大、専門学校等で修得した単位			

(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国語の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」、「独語・独米文学」など外国语・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国语（この例ではそれぞれ英語、ドイツ語）以外の外国语の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお、この外国语の単位は、短期大学、高等専門学校、専門学校等で修得した単位、認定専攻科の単位、あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位、認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、短期大学、高等専門学校等で修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、合計24単位以上となるように修得します。

大学、認定専攻科等で修得した単位	専門科目の単位	専攻に係る単位以外の単位
短大、高等専門学校等で修得した単位		

(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国语の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」、「独語・独米文学」など外国语・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国语（この例ではそれぞれ英語、ドイツ語）以外の外国语の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお、この外国语の単位は、短期大学、高等専門学校、専門学校等で修得した単位、認定専攻科の単位、あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位、認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

* 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については、在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは、「④ 申請」の「8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者申請」(→p.35)を参照してください。

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、当機構に学位授与の申請を行なうことができます。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」(専門科目の単位+関連科目の単位)は、
 C うち16単位以上は、短期大学、専門学校等を卒業(修了)した後に、
 専門科目の単位を含めて、1.1 (→p.9)に示した単位を修得しなければなりません。

大学、認定専攻科等で修得した単位	専門科目の単位	専攻に係る単位以外の単位
短大、専門学校等で修得した単位		

A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」については、3 (→p.18) を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得
「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、短期大学、専門学校等ですべてに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、合計24単位以上となるように修得します。

大学、認定専攻科等で修得した単位	24単位以上	専攻に係る単位以外の単位
短大、専門学校等で修得した単位	専門科目の単位	関連科目の単位

(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、外国語の単位を必ず含まなければなりません。

ここでいう外国语の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」、「独語・独文学」など外国语・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、該当外国语（この例ではそれぞれ英語、ドイツ語）以外の外国语の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。
なお、この外国语の単位は、短期大学、専門学校等ですでに修得した単位、あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位、認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

* 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については、在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは、「❶ 申請」の「8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請」(→p. 35) を参照してください。

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、大学に在学した期間を含めて満たす後は、当機構に学位授与の申請を行うことができます。
4年が経過した後は、

2.3 第3区分の単位修得の要件

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得し、大学に在学した期間を含めて満たす後は、当機構に学位授与の申請を行うことができます。
4年が経過した後は、

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

「学生として2年以上在学し62単位以上を修得した大学」に在学した期間および修得した単位を含めて4年以上^{*}にわたって124単位以上を修得します。

124単位以上	専門科目の単位	関連科目の単位
4年以上	大学の学生として2年以上在学し、62単位以上修得	専攻に係る単位以外の単位

この要件を満たすための単位は、1.1「単位の修得先」(→p. 9)に示した、大学の単位、認定専攻科の単位、大学専攻科の単位でなければなりません。短期大学および高等専門学校の学科、専門学校等で修得した単位はこの要件を満たす単位には該当しません。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」(専門科目の単位+関連科目の単位)は、すでに卒業または退学した大学において修得した専攻に係る単位とあわせて、

A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし (→p. 18) ,

かいつ、

B 合計62単位以上
となるように修得します。

ただし、Bの要件を満たすための単位は、1.1(→p. 9)に示した、大学の単位、認定専攻科の単位、大学専攻科の単位でなければなりません。

62単位以上	専門科目の単位	関連科目の単位
4年以下	大学の学生として2年以上在学し、62単位以上修得	専攻に係る単位以外の単位

A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」については、3 (→p. 18) を参照してください。

ください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、すべてに卒業または退学した大学で修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、
合計24単位以上となるように修得します。

3 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構では、専攻に係る専門の学芸が体系的に履修されているかについての審査を、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」(45~110ページ)により行っています。
学位の取得(審査)を希望する専攻の区分に該当するページ、ならばに以下の説明をよく理解し、大学、認定専攻科等でさらに履修しなければならない授業科目および修得すべき単位数を各自で判断してください。

専門科目の単位		24単位以上	
専攻に係る単位	専門科目の単位	専攻に係る単位以外の単位	
大学の学生として2年以上在学し、62単位以上修得	関連科目の単位		
4年以内			

(4) 外国語の単位

修得単位には、**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国語の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」、「独語・独文学」など外国语・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国语（この例ではそれぞれ英語、ドイツ語）以外の外国语の授業科目を履修し単位を修得する必要があります。

* 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については、在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは、「④ 申請」の「8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者申請」(→p.35) を参照してください。

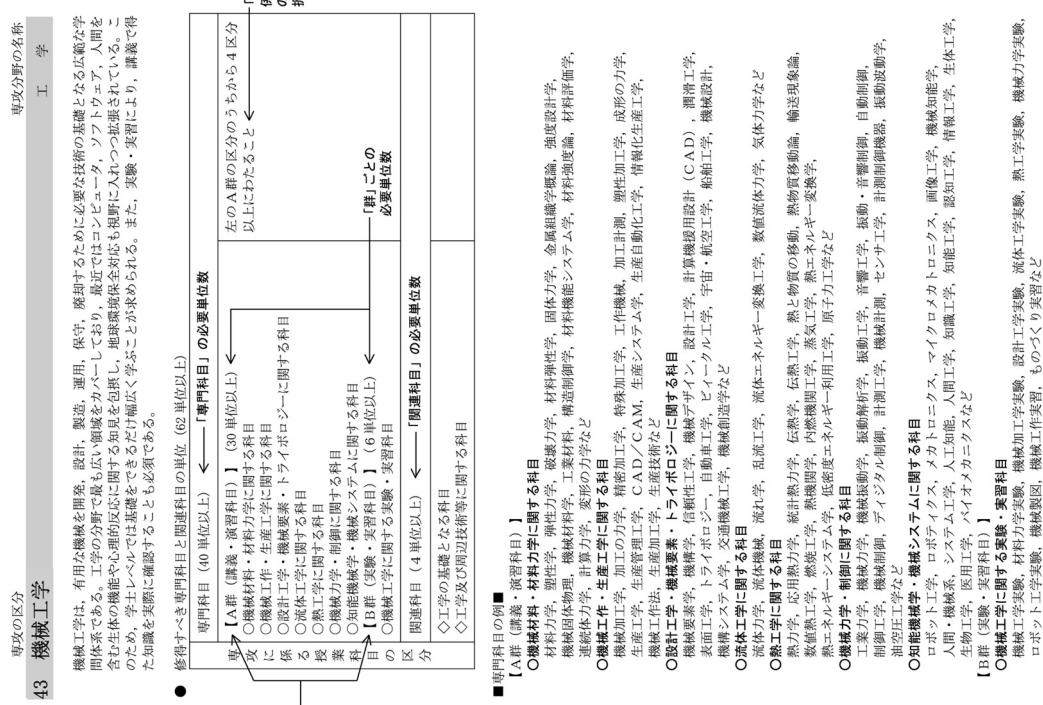
** 大学院の在学期間を含みます。

- (1) 専攻に係る授業科目は、「専門科目」と「関連科目」に分けられ、さらに授業科目の内容や授業の方法（講義、演習、実習など）により区分されています（「専攻に係る授業科目の区分」といい、それぞれ「○○○にに関する科目」のように表記されます）。
専攻の区分によつては、複数の「専攻に係る授業科目の区分」がまとまって「群」として示されている場合もあります。
- (2) 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を示す表には、「専門科目」、「関連科目」、「群」、「専攻に係る授業科目の区分」ごとに修得すべき単位数が示されています。
- (3) 「専門科目の例」には、それぞれの「専攻に係る授業科目の区分」に該当する一般的な授業科目名の例をあげています。「専門科目の例」に示されている授業科目名は、あくまでも例であり、「専門科目の例」とまったく同一の名称の授業科目を履修しなければならない、というものではありません。
- 3.1 専攻に係る授業科目の区分と修得すべき単位数
- (4) 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」によると、専攻に係る授業科目の区分は、専攻に係る授業科目の区分（「専門科目」、「関連科目」、「群」）ごとに修得すべき単位数が示されています。
- 3.2 「専攻に係る授業科目の区分」による修得単位の分類
- 申請の際には、あなたが修得したすべての単位について、履修した授業科目の名称や内容により、「専攻に係る授業科目の区分」（○○○に関する科目）のいずれの単位に該当するのか、（いずれにも該当しない授業科目の単位は「専攻に係る単位以外の単位」となります。）を各自で判断し、「単位修得状況等申告書」を作成する必要があります。
- 大学、認定専攻科等新たに単位の修得を開始するにあたっては、まず短期大学、高等専門学校、専門学校等すでに修得した単位を「専攻に係る授業科目の区分」にしたがつて分類・整理した上で、さらにどのような内容の授業科目を履修しなければならないかを各自で判断してください。

「専攻に係る授業科目の区分」は、この制度のために定められた区分です。したがって、たとえば単位を修得した大学で教養的科目と位置付けられている科目的単位が、この制度では「専門科目の単位」に分類される場合もあります。

「専攻に係る授業科目の区分」は、学位の取得を希望する「専攻の区分」の専門に、授業科目の内容がどの程度かわかるかによるものであつて、内容が高度なものであるか初歩的なものであるかは問いません。たとえば「○○○学入門」といった授業科目名であつても、内容が「○○○学」を主としたものと判断できる授業科目の単位は、「○○○学」に関する「専門科目の単位」として分類されます。

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準（例：専攻の区分「機械工学」）



③ 「学修成果」の作成

当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには、大学等において所定の単位を修得するとともに、「学修成果」と呼ばれるレポート等を作成することが必要です。当機構では、学士の学位取得を希望する者の学力が、学士の水準に達しているか否かを審査するための資料として「学修成果」の提出を求めています。この章では、審査の資料としての「学修成果」に求められている内容、作成上の注意点などについて詳しく説明します。

- 「学修成果」とは

「学修成果」とは、学位を希望する専攻の区分に即した特定のテーマ（課題）について、学修の成果をいい、テーマはあなたがすでに単位を修得した授業科目のうち「専門科目」に該当すると判断した授業科目を基礎として、自ら設定します。

なお「学修成果」は、次のとおり形態が定められています。

 - ① 「学修成果」の形態は、レポートとします。
 - ② 専攻の区分「音楽」、「美術」については、次表のように「学修成果」の形態を選択して提出することができます。

専攻の区分	「学修成果」の形態
「音楽」	演奏・創作またはレポート
「美術」	作品またはレポート

- ③ 専攻の区分「数学・情報系」、「物理学・地学系」、「生物学系」、「化学系」、「総合理学」および「芸術工学」では、レポートに補足資料を添付することができます。
 - ④ 「学修成果」がレポートの場合は、「レポートの要旨」も提出してください。
 - ⑤ 「学修成果」が演奏・創作または作品の場合は、「説明書」も提出してください。

2 「キーワード科目」の提示

専攻の区分	キーワード科目の選択条件
「科学技術研究」	「科学技術論に關する科目」に分類した授業科目の中から選択すること
「検査技術科学」、「臨床工学」、「放射線技術科学」、「理學療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚障害学」、「視能矯正学」および「鍼灸学」	「專攻に係る授業科目の区分」のA群に分類した授業科目の中から選択すること

3 「学修成果」をレポートとする場合

レポートは、学位の取得を希望する者が、選択した専攻の区分において学士の水準の学力を有しているかどうかをを審査する資料として提出を求めているものです。したがって、それぞれの専攻において学士の水準として十分な学力を身につけていること、また、相応の量の学修に基づいて作成されていることが判定できる内容でなければなりません。

レポートの内容は、各自が設定したテーマについて、根拠に基づいてあなたの考査・意見を見論述したものであることが求められます。ただし、調査や実験を必須とするものではありません。また、指導教員の指導のもとに作成されたものではありません。

「単に統計や調査の結果を述べただけのもの」、「事例研究などにおいて事実の推移を単に記録しただけのもの」、「文献等を単に要約しただけのもの」など、「あなた自身の考査や意見がないもの」や「主張や感想を根拠なく述べただけのもの」は、この制度におけるレポートの内容としては不適切です。

(1) レポートのテーマ設定

- ① レポートを作成する場合は、審査を希望する専攻の区分にかかわるもののため、テーマを設定する必要があります。専攻と関連のないテーマを設定した場合、レポートのテーマ設定が不適切と判定されます。
- ② レポートで取り上げた対象が審査を希望する専攻の区分にかかわるものであっても、その専攻の立場から論述されない場合には、レポートのテーマ設定が不適切と判定されます。たとえば、専攻の区分「看護学」を選択する場合に、レポートの内容が専ら医学的視点からのみ書かれており、「看護学の観点を欠いている」場合などが該当します。

(2) レポートの内容

レポートの内容については、次の点に留意してください。

- ① 設定したテーマ（課題）の目的や意義が明確に示されていること。
 - ② 設定したテーマについての開運する文献や資料等（先行研究）による学修が踏まえられていること。また、その内容についての十分な知識・理解に基づいて書かれたものであること。
 - ③ 設定したテーマに対して、適切な方法（文献研究、調査、実験など）を用いた学修がなされていること。また、その学修の内容や成果が十分に記述されていること。
 - ④ ③の学修の成果に基づいて、あなたの考査ならびに結論が述べられていること。
 - ⑤ 結論に至る過程や、考査の根拠が明瞭かつ論理的に述べられていること。
 - ⑥ 文献・資料等の引用が適切になされていること。
- ア 文章・図表等を引用する場合は、引用部分を「　」等で明示するとともに、出典としてその著者名、文献名、発行年やページを明らかにすること。
- イ あなたの自身の意見や考査と参考文献からの引用等の内容とが判別できるように書かれ

ていること。

ウ レポートを作成する上で参考にした文献、資料等については、レポートの最後に適切な形式にしたがつて参考文献としてまとめて提示すること。

⑦ 調査や実験などに基づいたレポートを提出する場合は、次のア～オにも留意してください。

ア 調査対象、調査方法、実験方法、実験材料、事例の選択等が適切であること。文献等から事例や用例を引用する際には、引用の根拠が十分に示されていること。また、調査や実験にあたり倫理的配慮が必要な場合には、十分な倫理的配慮がなされていること。

イ 調査結果の分析、実験結果の解析に、適切な方法が用いられていること。（また、その方法を用いることの根拠が示されていること。）

ウ 用いた分析や解析の方法に対して、ふさわしいデータ（データ数、サンプル数、再现性など）が得られていること。

エ 調査結果、実験結果、開発した装置やプログラムなどについて十分な記述がなされていること。

オ 調査の分析結果や実験結果の解釈が明瞭に述べられていること。

⑧ 研究グループなどによる共同研究・調査に基づく場合には、そのことをレポート中に明記すること。ただし、あなたが共同研究・調査のなかで果たした役割が明確に示されていないものは、この制度におけるレポートとしては不適切です。

なお、共同で行った研究などに基づく場合にも、レポートの全文を必ずあなた自身が執筆しなければなりません。（→p. 118）

⑨ すでにこの制度により学士の学位を取得した者が、他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際に提出するレポートの内容は、過去に学位を授与された際に提出したレポートの内容と同一、または、ほぼ同一なものであつてはいけません。

(3) レポートの文章等

- ① 「レポートの長さ」、「目次」などについて、機構の要求する形式にしたがつて書かれていること。
- ② 文章が簡潔、明瞭に書かれていること。誤字、脱字がないこと。
- ③ 図表等の書き方が適切であること。また、それらについての説明が十分なされていること。

(4) レポートの形式

- ① 構成
レポートの本文は、基本的に序論（はじめに、問題設定）、本論、結論（おわりに）から構成されます。その構成は、学問分野ごとに異なりますので、先行研究の例などを参考にして、明瞭な構成のレポートにしてください。また、各章節には見出しを付けてください。
- ② ページ数、提出部数等
様式、ページ数、提出部数は、次表のとおりしてください。
なお、できる限り両面印刷で作成してください。（両面印刷ができない場合には、片面印刷でも結構です。）

ワープロを使用する場合	様 式	ページ数 (図表等を含む)	提出部数
原稿用紙を使用する場合	A4判(400字×30行)	10～17ページ*	5部***
* 専攻の区分「数学・情報系」、「物理学系」、「生物学系」、「総合理学」および「芸術工学科」で、レポートに補足資料を添付する場合は「7～17ページ」	A4判(400字詰め)	30～50ページ**	5部****

** 専攻の区分「数学・情報系」、「物理学系」、「生物学系」、「総合理学」および「芸術工学科」で、レポートに補足資料を添付する場合は「20～50ページ」

*** 白黒印刷・カラー印刷いずれでも可、必ず同一のものであること

③ 日本語で作成してください。

④ 縦書き、横書きは自由です。

⑤ 表紙および目次が必要です。

⑥ 表紙には「専攻分野の名称」、「専攻の区分」、「テーマ名」、「キーワード科目」、「氏名」を記載してください。（→p. 25）

⑦ 目次には項目（章や節）ごとにページ番号を必ず記載してください。

⑧ 表紙および目次を除くすべてのページには必ずページ番号を付してください。

⑨ レポートを作成する上で参考にした文献については、レポートの最後に参考文献としてまとめで明示してください。（→p. 25）

⑩ 専攻の区分「芸術工学科」を選択し、レポートの補足資料として、作品の写真等を提出する場合の提出形態、説明書の添付等については、専攻の区分「美術」で学修成果を作品とする場合の提出方法を参照してください。（→p. 27）

(5) レポートの要旨

学修成果としてレポートを提出する場合、次のとおりレポートの要旨を提出しなければなりません。なお、レポートの本文とは一緒にとじずに提出してください。

- ① 様式、枚数、提出部数
- | 様 式 | 記 入 事 項 | 提出部数 |
|----------------------|---|------|
| A4判用紙1枚に
1,000字程度 | 「専攻分野の名称」、「専攻の区分」、「氏名」、「テーマ名*」,
「キーワード科目*」, 「レポートの内容の要旨」（→p. 25） | 5部 |
- * レポートとレポートの要旨のテーマ名・キーワード科目が完全に一致していることを確認してください。

- ② 日本語で作成してください。
- ③ 縦書き、横書きはレポートにあわせてください。
- ④ 日本語で作成してください。

(6) レポート作成における道義的配慮

レポートは申請者の学修が学生の水準として定着しているか否かを判断する資料ですので、申請者自らが作成することが必要です。他の人が作成した文章等をそのまま使用することは不適切です。参考書や解説書等から流用した文章や、外国語の論文を単に翻訳しただけの文書をそのままレポートの文章として利用することも適切ではありません。同一の研究グループの研究内容等を紹介する際にも学術論文等に求められる道義に十分な配慮をして適切に引用してください。

- ⑤ 表紙および目次が必要です。
- ⑥ 表紙には「専攻分野の名称」、「専攻の区分」、「テーマ名」、「キーワード科目」、「氏名」を記載してください。（→p. 25）
- ⑦ 目次には項目（章や節）ごとにページ番号を必ず記載してください。
- ⑧ 表紙および目次を除くすべてのページには必ずページ番号を付してください。
- ⑨ レポートを作成する上で参考にした文献については、レポートの最後に参考文献としてまとめで明示してください。（→p. 25）
- ⑩ 専攻の区分「芸術工学科」を選択し、レポートの補足資料として、作品の写真等を提出する場合の提出形態、説明書の添付等については、専攻の区分「美術」で学修成果を作品とする場合の提出方法を参照してください。（→p. 27）

[レポート等の様式]

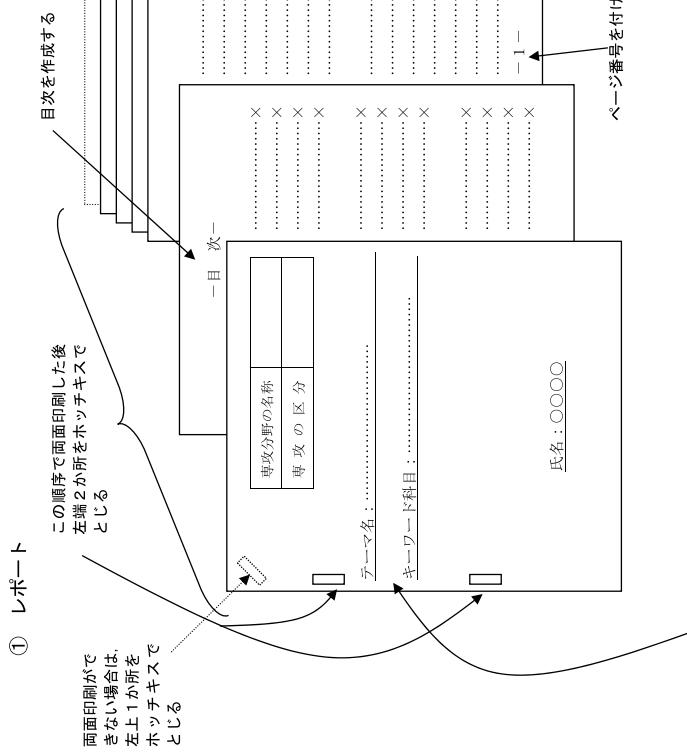
- 4 学修成果を「演奏」または「創作」とする場合（専攻の区分が「音楽」の場合のみ該当）
 (1) 専攻の区分「音楽」を選択し、学修成果を「演奏」または「創作」とする場合は、次表のとおり提出してください。

学修成果	提出形態 (→p.28)	作成上の注意	制作時期	提出部数
演奏	DVD-R	<p>①原則として声楽は10分以上15分以内、ピアノ・器楽・指揮は15分以上30分以内の演奏とする。なお指揮は、「室内樂以上の編成の曲を演奏するオーケストラ」、「ピアノあるいは電子オルガン奏者2名以上の演奏」または「合唱団」の指揮ととする。 ②DVD-R 1枚に標準コードで収録し、汎用性をもたせるためファイナライズすること。 ③「専攻の区分」、「演奏の種類」、「テーマ名」、「氏名」、「演奏時間」を表面とケーブルに記入すること。 ④あなたの冒頭に演奏者（あなた）の上半身アップを必ず収録すること。また、演奏時の演奏者の像が判別でき、手元等がよく見えるように収録すること。 ⑤映像の冒頭に演奏者（あなた）の上半身アップを必ず収録すること。また、演奏時の演奏者の像が判別でき、手元等がよく見えるように収録すること。 ⑥収録したDVD-Rの画質、音質を確認すること。</p>	申請前 6か月以内	同じDVD-Rを5枚

学修成果	提出形態 (→p.28)	作成上の注意	制作時期	提出部数
創作	A4判用紙 1枚に1,000字程度	<p>①原則として15分以上30分以内の作品とする（複数曲也可）。 ②楽譜を提出する場合は「テーマ名」、「氏名」を記入すること。 ③オーディオメディア（CD-R等）を提出する場合は1本に収録すること。 ④あなたの個人の作品を提出すること。編曲は不可とする。 ⑤オーディオメディアには「専攻の区分」、「テーマ名」、「氏名」、「演奏時間」を記入すること。</p>	申請前 6か月以内	同じ楽譜を5部 同じオーディオメディア等を5本

- (2) 専攻の区分「音楽」を選択し、学修成果を「演奏」または「創作」とする場合は、次表のとおり学修成果の説明書を提出してください。

学修成果	様式 (→p.28)	説明書の記載項目	提出部数	
演奏	A4判用紙 1枚に1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 テーマ名 キーワード科目 演奏時間	演奏の種類(声楽・ピアノ・器楽・指揮) 演奏の区分 氏名 テーマ名 キーワード科目 演奏時間	5部
創作	A4判用紙 1枚に1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 氏名 テーマ名 キーワード科目 演奏時間	創作の経緯 創作の特徴 創作において留意した点 ドルビー効果(使用した場合のみ) ドルビー効果(使用した場合のみ)	5部



5 学修成果を「作品」とする場合（専攻の区分が「美術」の場合のみ該当）

① 専攻の区分「美術」を選択し、学修成果を「作品」とする場合は、次表のとおり提出してください。

- ① 「作品」を提出することができますが、面接試験の時間内(→p. 37)に質疑応答が可能な程度の作品数としてください。
- ② 提出する「作品」は、あなたが個人で制作したものに限ります。ただし、複数の「作品」を提出する場合にのみ、その一部として共同制作の「作品」を提出することができます。その場合は、「作品」の説明書に制作において担当した部分を明示してください。

学修成果	提出形態 (→p. 29)	作成上の注意	制作時期	提出部数
絵画 〔洋画 日本画 彫刻(立体造形) 金工 織芸 染陶 漆芸 デザイン グラフィック プロダクト ファッショニ 建築・環境 その他 写真〕	写 真 (カラーコピー は不可)	① 作品の全体がよく分かるよう に撮影すること。 ② 作品と背景の境がはっきり分 かるように撮影すること。 ③ 写真是2 Lサイズでプリント し、A 4判の合紙(厚手のケント 紙程度のもの)にはがれないと にのり付ければのこと。 ④ 写真を貼った台紙の下方に「專 攻の区分」および「氏名」を記入 すること。 ⑤ 写真的裏面に「専攻の区分」お よび「氏名」を記入すること。	申請前 1年以内	1 作品につい て5枚以内を 1セットと し、5セット
映像	DVD-R	① DVD-R一枚に標準モードで30 分以内に収録し、汎用性をもたせ るためにアイナライズすること。 ② 「専攻の区分」「テーマ名」「氏 名」を表面とケースに記入するこ と。 ③ 収録したDVD-Rの画質、音質 を確認すること。	申請前 1年以内	同じDVD-R を5枚

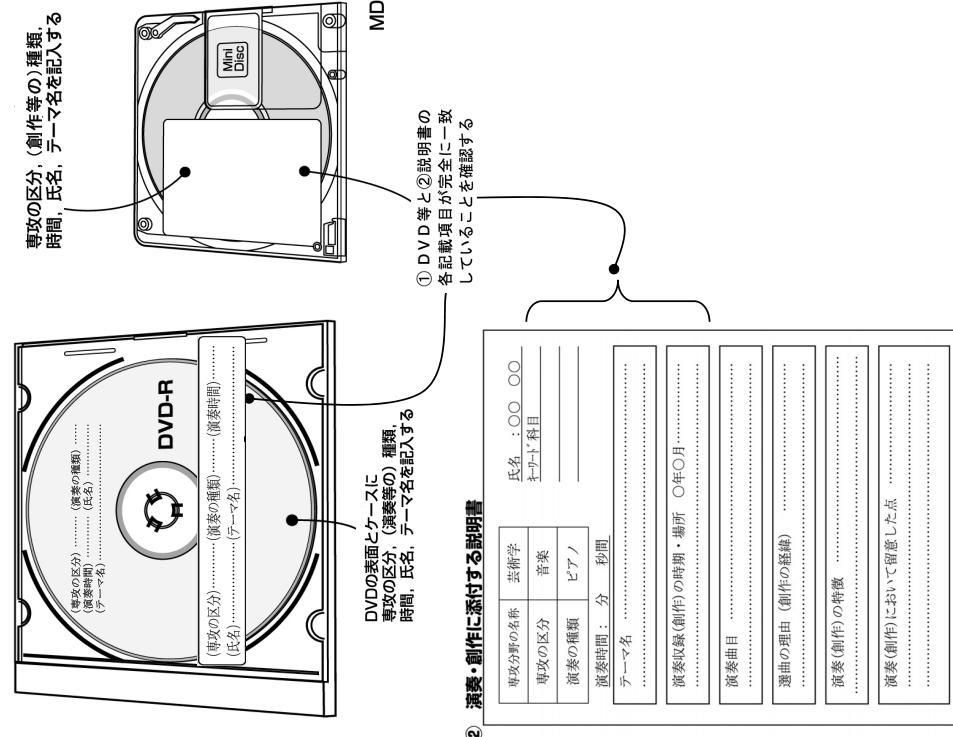
② 専攻の区分「美術」を選択し、学修成果を「作品」とする場合は、次表のとおり学修成果の説明書を提出してください。

様式 (→p. 29)	説 明 書 の 記 載 項 目	提出部数
A 4判用紙 1枚に1,000字 程度	専攻分野の名称 専攻の区分 氏名 テーマ名 キーワード科目	作品ごとに 5部

* 「作品の種類」については、次の例を参考に、作品の様態や技法がよく分かるような用語で記載してください。
日本画、洋画、石彫、木彫、麗彫、写真、イラストレーション、ポスター、ブックデザイン、インクタレーショーン、墨、金、銀、銅、染
料、玩具、建築デザイン、ランドスケープ、野外オブジェ、アートオブジェ、インクタレーショーン等、映画、アニメーション等
織、指物、漆芸、陶芸、七宝、ジュエリー、ファッショニョント等

〔「作品」と「説明書」の様様〕

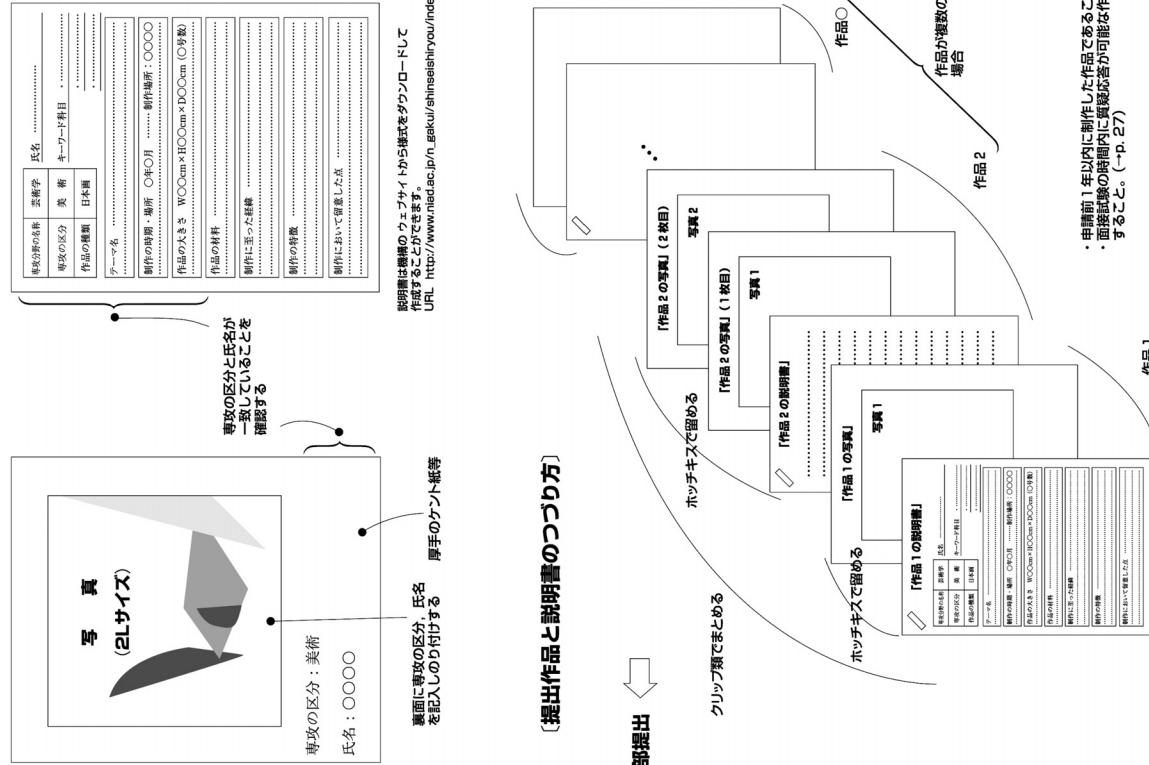
① 演奏・創作・作品をテープ等で提出する場合



説明書は機構のホームページから様式をダウンロードして作成することができます。
URL http://www.nied.ac.jp/n_gaku/shinseshiryou/index.html

(3) 作品を写真で提出する場合

(4) 作品に添付する説明書



4 申請

1 学位授与の申請

- 所定の単位をすべて修得し、「学修成果」を作成すれば、学位授与の申請ができます。ここでは申請の手続を説明します。
- (1) 大学の学生^{*}として現在在学している者は、当該大学で学士の学位の取得（卒業）をめざしていることから、申請することはできません。
- なお、大学院に在学している者は申請することができますので、大学を卒業することなく大学院に入学した者（いわゆる「飛び級」）は、大学院在学中にこの制度で学士の学位を取得することができます。

* 通信制の大学の学部学生や放送大学の全科履修生は、大学の学生に該当します。

- (2) すでにこの制度により学士の学位を取得した者は、同一の「専攻の区分」で学士の学位を取得することはできません。
- また、同時に複数の「専攻の区分」に学士の学位授与の申請をすることはできません。

2 申請方法

- 申請は、インターネットを利用した「電子申請」で行うことができます。当機構の電子申請システムは、入力した授業科目の単位数の自動集計により計算ミスを防止するなど、大変便利な機能を備えていますので、ご利用ください。（→ p. 32）
- ただし、電子申請の場合であっても、証明書類や学修成果等の必要書類は、別途、期限までに機構に郵送（書留）する必要があります。また、「学位授与申請書」と「あて名用紙」をプリンタによりA4サイズで印刷する必要があります。
- 「学位授与申請書」と「あて名用紙」に掲載されているバーコードは電子的に読み取りますので鮮明に印刷してください。

- インターネットを利用できないなど、電子申請を行うことができない場合には、すべての申請書類を期限までに機構に郵送（書留）することとなる「郵送申請」で行うこともできます。
- なお、ネットワーク障害やパソコンの故障等により電子申請の受付期間内に申請（データを送信）できなかつた場合には、「郵送申請」を行つてください。

・申請前1年以内に制作した作品であること。
直接試験の時間内に質疑応答が可能な作品であること。(→p. 27)

○インターネットを利用して電子申請の方法

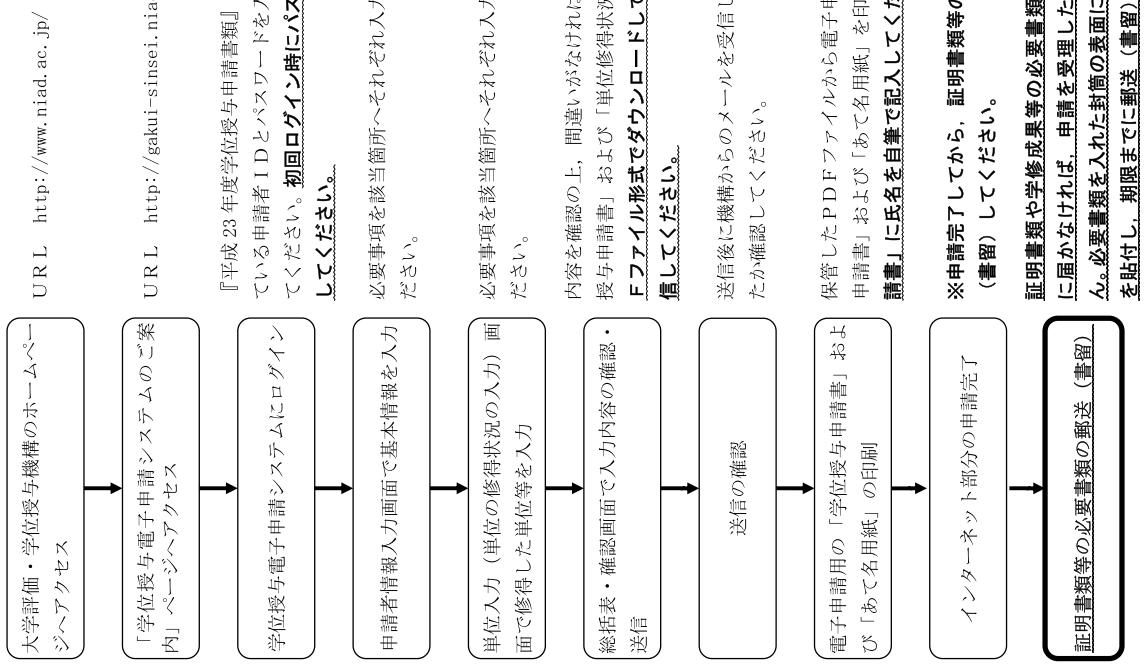
3 受付期間等

(1) 電子申請

申請時期	受付期間
4月期申請	○データ入力 平成23年3月15日(火)～平成23年4月5日(火) (最終日は17時までに送信完了) ○書類送付 平成23年4月1日(金)～平成23年4月7日(木) (最終日は当日消印有効)
	○データ入力 平成23年9月15日(木)～平成23年10月5日(水) (最終日は17時までに送信完了) ○書類送付 平成23年10月1日(土)～平成23年10月7日(金) (最終日は当日消印有効)
10月期申請	○データ入力 平成23年3月15日(火)～平成23年4月5日(火) (最終日は17時までに送信完了) ○書類送付 平成23年4月1日(金)～平成23年4月7日(木) (最終日は当日消印有効)
	○データ入力 平成23年9月15日(木)～平成23年10月5日(水) (最終日は17時までに送信完了) ○書類送付 平成23年10月1日(土)～平成23年10月7日(金) (最終日は当日消印有効)

(2) 郵送申請

申請時期	受付期間
4月期申請	○書類送付 平成23年4月1日(金)～平成23年4月7日(火) (最終日は当日消印有効)
	○書類送付 平成23年10月1日(土)～平成23年10月7日(金) (最終日は当日消印有効)
10月期申請	○書類送付 平成23年4月1日(金)～平成23年4月7日(火) (最終日は当日消印有効)
	○書類送付 平成23年10月1日(土)～平成23年10月7日(金) (最終日は当日消印有効)



申請書類等の提出にあたっての留意事項

258

4 申請書類等の提出にあたっての留意事項

(1) 申請書類等は、インターネットを利用した電子申請または郵送（書留）による提出でのみ受理します。（電子申請の場合であっても、証明書類や学修成績等の必要書類は期限までに機構に郵送（書留）する必要があります。）

(2) 受付期間最終日の翌日以降の消印のものは、受理しません。

(3) 申請書類等に不備がある場合は受理できないことがありますので、提出の際は十分確認してください。

5 申請に必要な書類等

次ページの表に掲げた申請書類等を、「基礎資格を有する者の区分」に応じて一括して提出してください。提出部数の指示のないものについてはすべて1部です。

申請に必要な書類等

申請書類等		基礎資格を有する者の区分（→p. 11）	
第1区分・第2区分		第3区分	
① 学位授与申請書	② 学位審査手数料受付証明書 ※①の学位授与申請書にしっかりと貼付してください。	短期大学・高等専門学校修了者 在校等卒業者	専門学校修了者 以上を修得した者
● または○	○	● または○	○
③ 「基礎資格を有する者」に該当するとの証明書	④ 単位修得状況等申告書 (総括表、内訳表1、内訳表2、内訳表3) ※1 機構のウェブサイトからも様式をダウンロードして作成することができます。 ※2 電子申請の場合はインターネットを介して送信されます。	⑤ 単位修得証明書 ※ 単門学科の証明書については、授業時数が単位数に換算されたものとを提出してください。	⑥ 学修成果(レポートまたは作品等) ※ 説明書は機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。
⑦ 住民票(外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書) ※ 申請前3か月以内に発行されたもの 受取票・写真票・到着お知らせはがき ※ 4月期申請用と10月期申請用がありますので、ご注意ください。	⑧ 学修成果の要旨または説明書 ※ 大学の学生として現在在学していないことの証明書 (退学証明書、卒業証明書等)	⑨ 大学の学生として現在在学していないことの証明書 (大学の学生として大学に入学(編入学)をした者のみ(→p. 33))	⑩ 短期大学・高等専門学校の専攻科修了見込証明書 (短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、「専攻科修了見込での申講」(→p. 35)を行なう者のみ)

*1 ダウンロード用の様式は、入力した単位の集計機能等を有しています。
[URL http://www.nistad.jp/n.gekijo/shinsesisho/index.html](http://www.nistad.jp/n.gekijo/shinsesisho/index.html)

*2 電子申請は、括弧表への単位、単位修得状況等申告書を作成するにあたり大変便利な機能を有しています。原則として、電子申請をご利用ください。
[URL http://www.nistad.jp/n](http://www.nistad.jp/n)

※ [●] () は申請者各々が準用で、[○] は「平成29年度学年休業と申請書類」に規定の用紙がつづり込まれているもの、
 [◎] () はインターネットを利用した電子申請でへんし、保管してPDFファイルから印刷するものの、

6 学位審査手数料
学位審査手数料は25,000円です。

- (2) 「専攻科修了見込みでの申請」では、平成23年度中に修得見込みの「認定専攻科の単位」、「大学の単位」を申告できます。申請にあたっては、表「申請に必要な書類等」の①に示す当該認定専攻科の「修了見込証明書」を必ず提出してください。(→p.34)
- (3) 「専攻科修了見込みでの申請」における単位修得の報告
- ① 修得見込みで申告した単位については、修得の成否が確定した後、速やかに単位修得証明書を提出してください。なお、修得見込みで申告した単位のすべてを修得できなかつた場合にも必ず単位修得証明書を提出してください。
 - ② 単位修得証明書の提出には、当機構から送付する所定の封筒を使用して提出してください。複数の学校等の証明書がある場合には、一括して提出してください。
 - ③ 単位修得証明書は、平成23年度4月期申請にあつては平成23年10月1日までに、平成23年度10月期申請にあつては平成24年4月1日までに、必ず提出してください。提出しない場合は、不合格となります。
 - ④ 当機構で修得単位の確認を行った後、速やかに合否を通知します。

- (2) 払込みに必要な手数料は、申請者負担となります。また、お取り扱いの金融機関によって手数料が異なりますので、注意してください。
- (3) 学位授与申請には、払い込んだ金融機関の窓口で発行される、「学位審査手数料受付証明書」の貼付が必要です。
- (4) 払込みできる期間は、次のとおり申請する時期によって異なります。また、申請書類の受付期間とは違いますので、注意してください。
- | | |
|------|---------------------|
| 4月期 | 3月1日(火)から4月7日(木)まで |
| 10月期 | 9月1日(木)から10月7日(金)まで |

7 申請書類等の到着・受理

- (1) 申請書類等が、機構へ受付期間(→p.31)に到着した場合に、「到着お知らせはがき」を申請者に送付します。
- (2) 申請書類等をいったん受理した後は、いかなる理由があつても申請書類等および学位審査手数料は返還しません。また、単位修得状況等申告書、学修成果等の差し替えもできません。

8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請

- (1) 平成23年度中に次の①～③のいずれかの認定専攻科(→p.9)を修了する見込みで、かつ、「修得単位の審査の基準」を満たす見込みの者は、平成23年9月に修了する見込みの者においては平成23年度4月期に、平成24年3月に修了する見込みの者にあつては平成23年度10月期に、それぞれ申請することができます。(以下「専攻科修了見込みでの申請」といいます。)
- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の認定専攻科
 - ② 修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。)に置かれた修業年限1年の認定専攻科
 - ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の認定専攻科

5 試験

試験は、提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行います。
学修成果としてレポートを提出した者には、レポートの内容に関連する事項について小論文の形で課されます。また、専攻の区分「音楽」または「美術」で、レポート以外の学修成果を提出した者については、小論文試験に代えて面接試験を行います。

3 身体に障害のある申請者への受験上の特別措置

身体に障害のある申請者で受験上の特別措置を希望する場合は、必ず申請する前に連絡してください。なお、試験場、試験日等を別に設定する等、受験上の特別措置には時間が必要なことがありますので、希望は早めに申し出してください。

1 試験日・試験場

申請時期	試験の区分	試験場	試験日
4月期	小論文試験 (学修成果としてレポートを提出した者)	札幌 東京 大阪 福岡	平成23年6月12日(日)
	面接試験 (専攻の区分「音楽」または「美術」でレポート以外の学修成果を提出した者)	東京	
10月期	小論文試験 (学修成果としてレポートを提出した者)	札幌 東京 大阪 岡山 福岡	平成23年12月18日(日)
	面接試験 (専攻の区分「音楽」または「美術」でレポート以外の学修成果を提出した者)	東京	平成23年12月10日(土) または平成23年12月11日(日) のうち機構が指定する日

2 試験の実施

(1) 試験場、試験実施時間および10月期の面接試験日については、受験票で通知します。

なお、試験場、試験実施時間の変更はできません。

(2) 受験票は、受験者心得とともに試験日の10日前までに送付します。その日までに届かない場合は、当機構に電話で問い合わせてください。

(3) 小論文試験の時間は90分(午前の部：11時00分～12時30分、午後の部：14時30分～16時00分)、面接試験の時間は15分程度で実施します。

(4) 専攻の区分「美術」で面接試験を受ける者は、試験当日、「申請時に写真を提出した作品の実物」、「ポートフォリオ」、「制作ノート」を持参してください。(作品の実物が持參に適さない形状である場合は、それに代わる作品の実物(学位授与の申請前1年以内に制作された作品に限る。)を必ず持参してください。)

なお、持參による作品の破損等については、機構では一切の責任を負いません。また、「ポートフォリオ」および「制作ノート」は制作順に整理してください。

(5) 試験場に受験者以外(付き添い者等)は入場できません。

6

審査と合否の通知

「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」についてそれぞれ可／不可の判定を行います。両方が「可」と判定された場合に、「合格」となります。

1 修得単位の審査

修得単位の審査では、「単位修得状況等申告書（内訳表）」（→p.34）に記入されたすべての修得単位が、
・「専攻に係る授業科目の区分」（→p.18）にしたがい適切に分類されているか
(・「専攻に係る授業科目の区分」のいずれにも該当しない授業科目の単位は、「専攻に係る単位以外の単位」に分類されているか)

を判断し、申請者の申告どおり単位修得の要件を満たしているか否かを審査します。
「単位修得状況等申告書」に記入された修得単位の分類が適切でないと判断された場合には、あらためて適切な「専攻に係る授業科目の区分」もしくは「専攻に係る単位以外の単位」に分類し直した上で、単位修得の要件を満たすか否かを審査します。
すべての「修得単位の審査の基準」を満たしている場合に「可」と判定されます。

2 学修成果・試験の審査

学修成果・試験の審査は、
・提出された学修成果のテーマ設定が専攻に関するものとして適切か
・学修成果の内容が学士の水準に達しているか
・試験の結果、提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着していると認められるか
について行われます。学修成果と試験の結果をあわせて、申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有していると認められた場合に「可」と判定されます。

3 合否の判定

合否の判定は、「修得単位の審査」および「学修成果・試験の審査」の結果に基づいて、総合的に行われます。両方が「可」と判定された場合に「合格」となり、いずれか一方または両方が「不可」と判定された場合は「不合格」となります。

4 合否の通知

(1) 判定結果は、平成23年度4月期の申請については平成23年9月下旬までに、10月期の申請については平成24年3月下旬までに通知します。ただし、「専攻科修了見込みでの申請」につ

いては、修得見込みで申告のあった単位に関する単位修得証明書が提出されてから修得単位の確認を行いますので、この限りではありません。

(2) 不合格の場合は、次表のとおり不合格となった理由をあわせて通知します。

判 定 結 果	「不可」の理由
修得単位の審査が「不可」	○○○の単位について「○○○に属する科目の単位」が○単位不足
学修成果・試験の審査が「不可」	イ 学修成果のテーマの設定が適切でない ロ 学修成果の内容が水準に達していない ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない ニ 試験を受けていない

- ① 上記の表の「イ」は、学修成果のテーマ（内容）が「専攻の区分」に関するものとして適切でないことを指します。
- ② 上記の表の「ロ」は、試験の結果もあわせた総合的判定においても、学修成果が水準に達していないと判定されたことを指します。
- ③ 上記の表の「イ」または「ロ」の理由で学修成果・試験の審査が「不可」になった場合は、再度申請をする際に学修成果の書き直し等が必要となります。

5 「専攻科修了見込みでの申請」の結果、修得単位の審査の結果が不可と判定され不合格となつた者の取扱い、

平成23年度に「専攻科修了見込みでの申請」を行い、「学修成果・試験の審査」は「可」であつたが「修得単位の審査」が「不可」と判定され不合格となつた者は、平成23年度4月期に申請した者にあつては平成23年度10月期および平成24年度4月期に限り、また、平成23年度10月期に申請した者にあつては平成24年度4月期および平成24年度10月期に限り、それぞれ「修得単位の審査の基準を満たす見込みの者」（→p.35）として、修得見込みの「認定事攻科の単位」、「大学の単位」を申告することができます。

この「修得単位の審査の基準を満たす見込みの者」として、再度、申請をする際には、「再申請の申請書類等」（→p.42）を提出してください。

7 学位の授与

1 「学位記」の送付

合格者には、「学位記」が送付されます。学位記は学位の授与についての証書です。
この学位記は、再発行できませんので大切に保管してください。

2 「学位授与証明書」の発行

進学、就職等で学士の学位授与の証明が必要な場合は、「学位授与証明書」の交付請求をしてください。(→p.113)

3 学位の授与の取消し

学士の学位を授与された者が、不正な方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は、学位記を返還することになります。

1 審査の一部免除

(1) 不合格となつた場合で「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」のいずれかが「可」と判定された者が、当該判定通知日から3年以内に申請した場合（以下「再申請」といいます。）は、「可」と判定された審査について免除されます。

(2) 「専攻科修了見込みでの申請」(→p.35)の結果、不合格となつた場合についても(1)と同様です。

(3) 「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」が両方「不可」であった場合は、審査の一部免除はされず、新規の申請と同様の方法で申請することになります。

2 再申請の申請書類等

次ページの表に掲げた申請書類等を一括して提出してください。提出部数の指示のないものについてはすべて1部です。

(1) 表中の申請書類等のうち、

「○」は申請者各自が準備するものです。
「○」は『平成23年度学位授与申請書類』(請求方法→p.114)に所定の用紙がつづり込まれているものです。

「●」はインターネットを利用した電子申請で入力し、保管したPDFファイルから印刷するものです。

(2) 審査のため必要があるときは、表中に掲げられた以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 表中の「②学位授与申請書」、「④単位修得状況等申告書」、「⑥学修成果」、「⑦学修成果の要旨または説明書」は、記載内容について照会することができますので、必ず写し（コピー）を保管しておいてください。

(4) 「⑤単位修得証明書」は、「④単位修得状況等申告書」に記載するすべての単位について提出する必要があります。また、授業科目名、単位数等を証明するものが必要です。

(5) 再申請に係る学位審査手数料は25,000円です。(払込方法→p.35)

8 再申請

1 「学位記」の送付

合格者には、「学位記」が送付されます。学位記は学位の授与についての証書です。
この学位記は、再発行できませんので大切に保管してください。

2 「学位授与証明書」の発行

進学、就職等で学士の学位授与の証明が必要な場合は、「学位授与証明書」の交付請求をしてください。(→p.113)

3 学位の授与の取消し

学士の学位を授与された者が、不正な方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は、学位記を返還することになります。

1 審査の一部免除

(1) 不合格となつた場合で「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」のいずれかが「可」と判定された者が、当該判定通知日から3年以内に申請した場合（以下「再申請」といいます。）は、「可」と判定された審査について免除されます。

(2) 「専攻科修了見込みでの申請」(→p.35)の結果、不合格となつた場合についても(1)と同様です。

(3) 「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」が両方「不可」であった場合は、審査の一部免除はされず、新規の申請と同様の方法で申請することになります。

2 再申請の申請書類等

次ページの表に掲げた申請書類等を一括して提出してください。提出部数の指示のないものについてはすべて1部です。

(1) 表中の申請書類等のうち、

「○」は申請者各自が準備するものです。
「○」は『平成23年度学位授与申請書類』(請求方法→p.114)に所定の用紙がつづり込まれているものです。

「●」はインターネットを利用した電子申請で入力し、保管したPDFファイルから印刷するものです。

(2) 審査のため必要があるときは、表中に掲げられた以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 表中の「②学位授与申請書」、「④単位修得状況等申告書」、「⑥学修成果」、「⑦学修成果の要旨または説明書」は、記載内容について照会することができますので、必ず写し（コピー）を保管しておいてください。

(4) 「⑤単位修得証明書」は、「④単位修得状況等申告書」に記載するすべての単位について提出する必要があります。また、授業科目名、単位数等を証明するものが必要です。

(5) 再申請に係る学位審査手数料は25,000円です。(払込方法→p.35)

再申請に必要な書類等

再申請に必要な書類等		前回申請時の判定結果	
(①～③), ⑧はいずれの申請者も提出してください。 それ以外については、「ー」と表示されているもの以外 は必ず提出してください。)	修得単位の審査 が「不可」の場合	学修成果・試験の審査 が「不可」の場合	学修成果・試験の審査が「不可」の場合
① 判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)	◎	◎	◎
② 学位授与申請書	●または○	●または○	●または○
③ 学位審査手数料受付証明書	○	○	○
※ ②の学位授与申請書にしつかりと貼付してください。			
単位修得状況等申告書 (総括表、内訳表1、内訳表2、内訳表3)	○	○	—
④ *1 機構のウェブサイトからも様式をダウンロードして作成することができます。	—	—	—
*2 電子申請の場合はインターネットを介して送信されます。	—	—	—
⑤ 単位修得証明書 ※ 専門学校の証明書について、授業時数が単位数に換算されただけを提出してください。	◎	—	—
⑥ 学修成果（レポートまたは作品等） ※ 不可理由が「イ」または「ロ」の場合、学修成果の書き直し 等が必要です。（→p.40）	○	○	(5部)
⑦ 学修成果の要旨または説明書 ※ 説明書は機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。	—	—	(5部)
⑧ 住民票（外国人の場合は外国人登録票記載事項証明書） ※ 申請前3か月以内に発行されたもの	◎	◎	—
⑨ 受験票・写真票・到着お知らせはがき ※ 4月期申請用と10月期申請用がありますので、ご注意ください。	—	○	到着お知らせはがきのみ

*1 ダウンロード用の様式は、入力した単位の集計機能等を有しています。

URL http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shinseshiryou/shinselisito/index.html

*2 電子申請は、総括表への単位の自動集計等、単位修得状況等申告書を作成するにあたり大変便利な機能を有しています。原則として、電子申請をご利用ください。

URL <http://www.niad.ac.jp/>

*3 「○」は申請者各自が準備、「□」は『平成23年度学位授与申請書類』に規定の用紙がつづり込まれているもの、「●」はインターネットを利用した電子申請で入力し、保管したPDFファイルから印刷するもの。

⑨

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構が設けている「専攻の区分」および「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の基準表掲載ページは、次表のとおりです。
なお、整理番号15～18の「専攻の区分」を選択する場合は、「教養」または「学芸」のいずれかの「専攻分野の名称」を申請者が選択します。

整理番号	専攻の区分	専攻分野の名稱	掲載ページ
1	国語国文学	看護学	75
2	英語・英米文学	看護学	76
3	韓語・獨文学	臨床工学	77
4	仏語・仏文学	放射線技術科学	78, 79
5	中国語・中国文学	理学療法学	80, 81
6	ロシア語・ロシア文学	作業療法学	82, 83
7	歴史学	言語聽覚障害学	84, 85
8	哲学	視能矯正学	86, 87
9	心理学	鍼灸学	88
10	宗教学	口腔保健衛生学	89
11	教育学	教育学	90
12	神学	神学	91
13	社会学	社会学	92
14	社会福祉学	社会学	93
15	比較文化	「教養」または「学芸」を選択すること	94
16	地域研究	応用化学	95
17	国際関係	生物学	96
18	科学技術研究	材料工学	97
19	社会科学	社会科学	98
20	法學	法學	99
21	政治学	政治学	100, 101
22	経済学	経済学	102
23	商学	商学	103
24	経営学	経営学	104, 105
25	数学・情報系	数学	106
26	物理学・地学系	家政学	107
27	化学系	理学	108
28	生物学系	音楽	109
29	総合理学	美術	110
30	薬科学	体育学	110
		薬科学	74

専攻の区分

1 国語国文学

日本文化の根幹をなす言語文化を、歴史的体系的に研究する学問分野が国語国文学である。日本の文化が、東アジア世界の漢字文化のなかで形成されてきたことをふまえ、漢文学について学ぶことも必要であり、また日本の歴史全般を通じて学ぶために、歴史学なども関連して総合的な視野をもつことも必要である。学士のレベルでは、広く基礎的に字ひつつ、みずから生きてる場所である日本の言語文化への認識を深めるように学修することが求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上、演習科目を含むこと)	左の 3 区分にわたること
○国語国文学に関する基礎的・概論的な科目 ○国文学に関する科目 ○国文系に関する科目	

■専門科目の例■

- 国語国文学に関する基礎的・概論的な科目
 - 国語国文学、国語学 (日本語学) 概論、国語学 (日本語学) 基礎講読、国語学 (日本語学) 基礎演習、国文学 (日本文学) 概論、国文学 (日本文学) 基礎講読、国文学 (日本文学) 基礎演習、国文学史 (日本文学史)、漢文学概論、漢文学基礎講読、漢文学基礎演習など
- 国語学に関する科目
 - 国語学講義講説、国語学演習、国語法、国語表現法、国語文章論、国文法論、日本語表現、日本語学叢書講説、日本語表現論、日本語研究、日本語学演習、日本語特殊講義、日本語表現、日本語学叢書論、日本語表現論、日本文法、文章表現論、方言学概論など
- 国文学に関する科目
 - 国文学 (日本文学) 講義講説、国文学 (日本文学) 演習、国文学 (日本文学) 特殊講義、漢文学講義講説、漢文学演習、漢文学特殊講義、文学研究、現代詩歌、児童文学など

専攻の区分

2 英語・英米文学

英語・英米文学は、英米の公用語である英語とそれによって書かれた英米の文学を多様な角度から研究する分野である (ただし、現在では、カナダ、オーストラリア等英米以外の地域の英語及び文学も含む)。学士レベルでは、英語を読み力、書く力、話す力を修し、それらの能力をふまえて言語、文学、文化の諸相について学修することが求められる。その対象は発音や語彙、文法から、詩や映画や小説、そして文化の諸相にまで及ぶ。さらに、それらの対象を、現代の問題としてではなく歴史的に学修することも求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上、演習科目 12 単位以上を含むこと)	左の区分のうちから「英語学に関する科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
専攻に係る 関連科目 (4 単位以上)	○英語学に関する科目 ○英文学に関する科目 ○西洋の歴史・思想に関する概論的な科目 ○米文学に関する科目 ○英語科目

専門科目 (40 単位以上、演習科目 12 単位以上を含むこと)	左の 3 区分にわたること
専門科目 (40 単位以上、演習科目を含むこと) ○国語国文学に関する科目 ○国文学に関する科目 ○国文系に関する科目	

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
専門科目 (40 単位以上)	

■専門科目の例■

- 英語学に関する科目
 - 現代英語学、英文法論、意味論、文体論、英語音声学、語用論、談話分析、英語学概論、英語学演習、言語学、社会言語学など
- 英文学に関する科目
 - 英文学概論、イギリス文学、英文学史、イギリス小説論、イギリス詩論、イギリス演劇論、イギリス批評論、中世英文学、エリザベス朝時代の文学、イギリス児童文学、英文学演習、英米文學概論 (イギリス文学中心のもの)、英米文学演習 (イギリス文学中心のもの)、英語圏 (オーストラリア、アメリカ、イングランドなど) 文学など
- 米文学に関する科目
 - 米文学概論、アメリカ文学、米文学史、アメリカ小説論、アメリカ詩論、アメリカ演劇論、アメリカ批評論、アメリカ児童文学、米文学演習、英米文学概論 (アメリカ文学中心のもの)、英米文学演習 (アメリカ文学中心のもの)、英語圏 (カナダ、カリフォルニアなど)
- 英語科
 - 英語、英用英語、時事英語、英語会話、英語作文、英文法、英語コミュニケーション、英語表現法など

独語・独文学が対象とする領域は、ドイツ本国のみならず、オーストリアやスイス等ドイツ語が話される地域の語学、文学、文化現象一般に関するものである。したがって、まずドイツ語の基礎的知識を学修したうえで、ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ語圏地域研究の中から学修テーマを選ぶことが望ましい。その際、たとえばドイツ語学からテーマを選ぶ場合にも、ドイツ文学とドイツ語圏地域研究の基本となる知識を併せて学ぶこと求められる。ドイツ文学からテーマを選ぶ場合およびドイツ語圏地域研究からテーマを選ぶ場合についても同じことが言える。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専門科目（40 単位以上）	
○ドイツ語科目	左の区分のうちから「ドイツ語科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
○ドイツ文学に関する科目	
○ドイツ語圏地域研究に関する科目	
関連科目（4 单位以上）	
○ドイツ語圏以外の西洋文学・文化に関する科目	◇フランス以外の西洋文学・文化に関する科目
○日本文学・文化に関する科目	◇日本文学・文化に関する科目
○ドイツ語圏地域研究に関する科目	◇フランス語以外の外国語に関する科目
授業科目（4 単位以上）	◇フランス語に関する科目
○日本文学・文化に関する科目	◇言語学・言語教育に関する科目
○ドイツ語圏以外の西洋文学・文化に関する科目	◇比較文化に関する科目
○言語学・言語教育に関する科目	◇フランス以外の地域研究に関する科目
○言語学・言語教育に関する科目	◇国際関係に関する科目
○比較文化に関する科目	
○ドイツ語圏以外の地域研究に関する科目	
○国際関係に関する科目	

■専門科目の例 ■

*「ドイツ」は、広く「ドイツ語圏」を意味する。

○ドイツ語科目

ドイツ語、ドイツ語会話、ドイツ語作文など

○ドイツ語学に関する科目

ドイツ語学概論、ドイツ語史、中世ドイツ語、ドイツ語学演習、ドイツ語音韻論、

○ドイツ語学教養法など

○ドイツ文學に関する科目

ドイツ文學概論、ドイツ文學史、ドイツ文學演習、ドイツ文學特殊講義、

○ドイツ文學評論、ドイツ詩論、ドイツ詩評論、

○オーストリア文学、スイスの文学など

○ドイツ語圏地域研究に関する科目

ドイツの文化、ドイツの芸術、ドイツの思想、

○オーストリアの歴史、ドイツの歴史、

○オーストリアの政治、ドイツの政治、

○オーストリアの社会、

○オーストリアの事情など

■専門科目の例 ■

○フランス語科目

フランス語会話、フランス語作文など

○フランス語学に関する科目

フランス語学概論、フランス語学演習、フランス語史、中世フランス語、

○フランス語教育法など

○フランス文学に関する科目

フランス文学概論、フランス文学演習、

○フランス文化に関する科目

フランスの文化、フランスの思想、

○フランスの美術、フランスの政治、

○フランスの歴史、

○フランスの社会、

○フランスの事情など

5 中国語・中国文学

専攻の区分
専攻分野の名称
文 学

中国語・中国文学の領域における学修のうち、中国語学に関する科目は、その運用能力の上に立って、中国語の読み書きを中心とした運用能力を習得することが求められる。中国語学に関する科目は、その重要性はより高まっている。学士レベルでは、文法・会話・作文・論解の基礎語学力の構成に始まり、シナクス・文体・語史・論文・文化(政治、社会、歴史、思想、芸術、地域研究を含む)を幅広く学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから「中国語科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
専攻 ○中国語科目 ○中国語学に関する科目 ○中国思想・文化に関する科目 授業 開選科目 (4 単位以上)	○中国語のアジアの文学・文化に関する科目 ○日本文学・文化に関する科目 ○中国語以外の外国语に関する科目 ○言語学・言語教育に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○中国語圏以外の地域研究に関する科目 ○国際関係に関する科目

■ 専門科目の例 ■

○中国語科目

中国語、中国語会話、中国語作文など

○中国語学に関する科目

中国語学概論、中国語学演習、中国語特殊講義、中国語音声・音韻論、中国語科教育法など

○中国文学に関する科目

中国文学概論、中国文学演習、中国文学講読、中国文学史、中国文学特殊講義など

○中国思想・文化に関する科目

中国思想、中国哲学、中国の文化、中国の歴史、中国の国情、中国の政治、中国の社会、中国の芸術、

○中国の宗教、中国語圏地域研究など

6 ロシア語・ロシア文学

専攻の区分
専攻分野の名称
文 学

ロシア語の学修は、ロシア・スラヴ語圏の語(学)・文学・文化はもちろんのこと、広くユーラシア大陸全域の文化を知る上で不可欠であり、近年その重要性はより高まっている。学士レベルでは、文法・会話・作文・論解を中心とする基礎語学力の構成に始まり、シナクス・文体・語史・論文・文化(政治、社会、歴史、思想、芸術、地域研究を含む)を幅広く学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の A 群の区分のうちから「ロシア語科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
【A 群】 (36 単位以上)	専攻 ○ロシア語科目 ○ロシア語学に関する科目 ○ロシア文化に関する科目 【B 群】 授業 開選科目 (4 単位以上)

■ 専門科目の例 ■

○ロシア語科目

ロシア語、ロシア語会話、ロシア語作文など

○ロシア語学に関する科目

ロシア語学概論、ロシア語学演習、ロシア語特殊講義、ロシア語史、古代教会スラヴ語、ロシア語音声学、

○ロシア語教育法など

ロシア語教育法など

○ロシア文学に関する科目

ロシア文学概論、ロシア文学演習、ロシア文学特殊講義など

○ロシア文化に関する科目

ロシア文化に関する科目

○ロシアの文化、ロシア史、ロシアの美術、ロシアの社会、ロシアの思想、ロシアの政治、ロシア事情、

○ロシアの地域研究など

7 歴史学

文 学

8 哲 学

文 学

専攻分野の名称

歴史学は、人類が生まれて今日に至るまでの各時代に人々がどのような営みをしてきたのか、その痕跡である歴史資料から客観的な事実を明らかにし、人物・事件・作品などの時間軸上の意味をさぐることをめざす。日本・東洋・西洋などの空間領域において、政治・社会・民俗・文化など広い分野を対象とし、公平な歴史へのまなざしのもと、古文書・古典・書跡・遺物など様々な歴史資料を読み解く作業が基礎となる。学問分野も、歴史学だけでなく考古学・民俗学・美術史・建築史・地理学などに及び、歴史像を総合的・立体的に描くようになってきた。一見孤立した小地域や個人の歴史が、実は境界を超えた他地域・世界や他の人々との交流の中で展開してたり、その時代条件に規劃されてたりそれだけなりそれは、年表の階記とは違う大変創造的な営みといふだろう。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから 4 区分以上にわたること
○歴史学に関する基礎的な科目 ○日本史に関する科目 ○東西洋史に関する科目 ○考古学に関する科目	
専攻に係る 授業 開運科目 (4 単位以上)	
○地理学に関する科目 ○思想・哲学に関する科目 ○政治・経済・法律・社会に関する科目 ○各國文学史・文部概論に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○地域研究に関する科目 ○国際関係論に関する科目 ○文化人類学に関する科目	

専門科目の例 ■

- 歴史学に関する基礎的な科目
歴史概論、日本史概説、日本史、東洋史概説、東洋史、西洋史概説、西洋史、考古学概説など
- 日本史に関する科目
日本古代史、日本中世史、日本近世史、日本近代史、日本現代史、日本史演習、日本古文書学など
- ※各分野史 (政治・法制史、経済史、社会史、文化史、思想史、宗教史、美術史等) を含む。
- 東洋史に関する科目
中国史、東北アジア史、南アジア史、中央アジア史、西アジア史、東洋史演習、東洋史料講読など
- ※各分野史 (政治・法制史、経済史、社会史、文化史、思想史、宗教史、美術史等) を含む。
- 西洋史に関する科目
西洋古代史、西洋中世史、イギリス史、フランス史、ドイツ史、北欧史、南欧史、東歐史、北アメリカ史、ラテンアメリカ史、西洋史演習、西洋史書講読など
- 考古学に関する科目
考古学特論、考古学演習、考古学実習など

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 单位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の 3 区分にわたること
○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	
専攻に係る 授業 関連科目 (8 単位以上)	

9 心理学

専攻の区分

10 宗教学

専攻分野の名称 文 学

心理学を学ぶには多様なアプローチがありうるが、特に学士のレベルでは基礎的な勉強が大切である。基礎的・概論的な科目を学修し、そのほか、複数の他の領域について学修することにより、広い視野に立って学ぶこと尽可能になる。これは、レポートのテーマ設定にもつながっていく。また、心理学の多くの領域はデータに基づいて理論を検討していく手法となる。このため、データ収集にかかる実験・実習科目の学修も欠かすことができない。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)		修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)	
【A群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上)	左の A群の区分のうちから「心理学に関する基礎的・概論的な科目」の区分を含み 4 区分以上にわたること	【A群 (宗教一般に関する科目)】 (8 単位以上)	左の A群の区分のうちから 2 区分以上にわたること
○心理学に関する基礎的・概論的な科目 ○知覚・学習心理学に関する科目 ○教育・発達心理学に関する科目 ○人格・臨床心理学に関する科目 ○社会・実用心理学に関する科目 (2 単位以上) ○心理学に関する実験・実習科目 関連科目 (8 单位以上)	○教育心理学に関する科目 ○人間行動学、行動科学研究法 ○生物学に関する科目 ○医学に関する科目 ○哲学に関する科目 ○教育学に関する科目 ○言語学に関する科目	○宗教史に関する科目 ○宗教行動に関する科目 ○宗教にに関する科目 ○神道に関する科目 ○キリスト教に関する科目 ○他の宗教に関する科目 関連科目 (4 单位以上)	○宗教思想に関する科目 ○宗教史に関する科目 ○社会学に関する科目 ○心理学に関する科目 ○教育学に関する科目 ○文学・芸術学に関する科目 ○人類学に関する科目 ○外国語に関する科目

■専門科目の例

【A群 (講義・演習科目)】

- 心理学に関する基礎的・概論的な科目
心理学、心理学概論、心理学基礎論、基礎心理学、実験心理学概論、心理学史、心理学演習、心理学研究法、教育心理学、行動科学、人間行動学、行動科学研究法、心理統計調査法、実験計画法など
- 知覚・学習心理学に関する科目
知覚心理学、視覚心理学、学習心理学、動物心理学、動機づけ心理学、認知心理学、思考心理学、記憶心理学、言語心理学、動物心理学、感情心理学、色彩心理学、感觉情報処理過程、人間工学など
- 教育・発達心理学に関する科目
教養心理学、幼稚心理学、児童心理学、青年心理学、老年心理学、障害心理学、生涯心理学、親子関係の心理、乳幼児研究法、知覚発達、言語発達、情緒の発達、社会性の発達など
- 人格・臨床心理学に関する科目
人格心理学、学級・教師の心理、教養法、教育評価、生徒指導、発達心理学、生涯心理学、生涯心理学、健診心理学、行動療法、精神分析心理学など
- 社会・集団心理学に関する科目
社会心理学、グループ・ダイナミックス（集団心理学）、集合行動論、災害・パニックの心理学、組織心理学、産業心理学、コミュニケーション行動、コミュニケーション心理学、コミュニケーション心理学、家族心理学、文化心理学、環境心理学、コミュニケーション論、コミュニケーション研究、エクスペリエンス研究、エクスペリエンス研究など
- 心理学に関する実験・実習科目
心理学基礎実験、心理特徴実験、心理学実験、行動科学実験、行動科学実習、教育心理学実験、教育心理学実習など

■専門科目の例

【A群 (宗教一般に関する科目)】

- 宗教思想に関する科目
宗教思想、宗教概論、宗教学、宗教哲学、比較宗教学、神秘主義研究、宗教的人間觀、宗教的世界觀など
- 宗教史に関する科目
宗教史概論、宗教史、世界宗教史、近代と宗教、宗教史から見た「現代」など
- 宗教行動に関する科目
宗教行動概論、日本宗教史、宗教社会学、宗教人類学、宗教心理学、宗教教育学、宗教福音学、布教・教化論、宗教など
- 【B群 (個別宗教に関する科目)】
- 神道に関する科目
神道学、神道神学、神道史、祭祀研究、教派神道研究、神社神道史、延喜式、神道古典、神道教など
- 仏教に関する科目
仏教学、仏教文化史、仏教伝道論、仏典研究など
- キリスト教に関する科目
キリスト教学、キリスト教史、キリスト教文化、組織神学、聖書学、教会史、牧会学など
- 他の宗教に関する科目
イスラム研究、エダヤ教研究、新宗教研究、インドの宗教、古代メソポタミアの宗教、儒教研究、古代中国の宗教など

専攻分野の名称 文 学

宗教学は、「宗教」と呼ばれてきた人間の苦しみを歴史的にとらえなおすとともに、現代におけるその可能性を広く開かれた報酬から研究しようとするとする学問分野である。ここで扱われる対象は、必ずしも個々の既成宗教團にかかわる事柄だけに限定されず、古代以降の宗教概念の新たな展開にともなって、多様な文化傾向との間に焦点が作り出されていく過程も含まれている。したがって、広い意味での「宗教」に強い関心をもちらながら、それに対するさまざまなアプローチの仕方を学び、その学修を通して自らの課題を発見していくことが望まれる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)		修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)	
【A群 (宗教一般に関する科目)】 (8 単位以上)	左の A群の区分のうちから 2 区分以上にわたること	【A群 (宗教一般に関する科目)】 (8 単位以上)	左の A群の区分のうちから 2 区分以上にわたること
○宗教史に関する科目 ○宗教行動に関する科目 ○宗教にに関する科目 ○神道に関する科目 ○キリスト教に関する科目 ○他の宗教に関する科目		○宗教思想に関する科目 ○宗教史に関する科目 ○社会学に関する科目 ○心理学に関する科目 ○教育学に関する科目 ○文学・芸術学に関する科目 ○人類学に関する科目 ○外国語に関する科目	

専攻の区分
3 社会学

専攻分野の名称

専政の区分 14 社会福祉学

社会学の研究対象はきわめて幅が広く、おおよそ人間の生の営みと社会のあり方にかかわるすべての事象が含まれる。具体的には、研究対象ではなく、むしろそのものの開拓者・考え方を示される。ある意味では、社会学は、あらゆる社会現象を、人間の行為のとある一定の規則性によって個人とともに大きくなる社会とのあいだの相互影響関係の過程で絶え間なく生成・変容するものとしてとらえる。学士の段階では、「社会科学論」・「社会学研究法」に関する科目の学修を通して社会学的なのもの見方・考え方を学ぶとともに、最終的には、特定のテーマに統合して社会学的な視点で社会現象を解説する力と論理的思考力を習得することが目標となる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

専門科目の例

- 社会学理論に関する科目
社会学原論、理論社会学、基礎社会学、教育社会学、社会学概論、社会学中、社会思想、説教社会学、歴史社会学、社会システム論、コミュニケーション論、社会イデオロギー論、社会構造論、社会意識論、社会運動論、社会関係論、人間関係論、社会集団・組織論、社会行動論、社会運動論など
 - 社会学研究法に関する科目
社会学研究法、社会調査法、社会統計学、計量社会学、行動計量学、社会学方法論、社会学実習、情報処理、マス・コミュニケーション調査法、世論調査法など
 - 社会の諸領域に関する科目
家族社会学、地政社会学、都市社会学、農村社会学、生活構造論、産業社会学、労働社会学、政治社会学、経済社会学、文化社会学、知識社会学、宗教社会学、科学・技術社会学、言語社会学、教育社会学、女性社会学、精神社会学、歴史社会学、医療社会学、保健社会学、人権・民族論、社会移動論、人口学、マス・コミュニケーション論、新聞学、放送論、国際社会学、人権・民族論、情報メディア論、現代化論、現代文化論、消費社会論、余暇論、体育社会学、スポーツ社会学、社会計画・開発論、環境社会学、社会史、現代社会論

卷之三

専攻分野の名称
社会学

社会福祉学は、現代社会の仕組みの中で人間の生活保障にとって重要な機能を果たす「社会福利」を体系づけたものである。この社会福利学を学ぶ者は、社会福利の歴史とともに、現代の社会福利制度について、政策及び社会福利実践の2本の柱が並んで、社会福利が既存分野にわたって最適化していくことを理解し、かゝる社会福利が極めて実戦的な性質を持つことから演習及び実習によって社会福利の現場の仕組みを理解する。学士レベルで社会福利学を学ぶと、社会福利を実践する上で必要な知識や技術を身につけることができる。

卷之三

専門科目 (40 単位以上)	
専 攻	○社会学理論に関する科目 (4 単位以上) ○社会学研究法に関する科目 (4 単位以上) ○社会の諸領域に関する科目 (20 単位以上)
に 係 る	開選科目 (4 単位以上)
専門科目 (40 単位以上)	
授 業	○社会心理学に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○社会福利社会に関する科目 ○法律に関する科目 ○政治学に関する科目 ○経済学に関する科目 ○教育学に関する科目
分 区	

卷之三

比較文化は、個別の文化を異なる文化との対比や影響関係において研究する学問分野である。最近では、伝統的な受容、影響・異文化交流研究に加え、文化現象の多層性や越境性に注目したカルチュラル・スタディーズなどの学問領域も研究活動として活発になっている。ます開拓心をもつ文化の諸要素について学修したうえで、他の文化の知識と視点をもつて選ぶことが望ましい。学士の学位を得るためにには、(1)比較社会に関する科目、(2)比較文化に関する科目、(3)比較思想に関する科目、(4)文化人類学に関する科目、(5)文化地理学に関する科目、(6)国際関係に関する科目、(7)国際言語学に関する科目、(8)国際政治学に関する科目など

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (32 単位以上)	左の区分のうちから 2 区分以上にわたること
○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	
関連科目 (8 単位以上)	
△地域研究に関する科目 (各地域の言語に関する科目を除く) △国際関係に関する科目 △国際言語学に関する科目	
○文化地理学に関する科目 ○文化生物学に関する科目 ○文化言語論など	

■専門科目の例 ■

- 比較社会に関する科目
比較社会論、比較法、比較政治論、比較体制論、情報社会論、社会心理学、比較教育など
- 比較文化に関する科目
比較文化論、現代文化論、生活文化論、異文化間コミュニケーション、情報文化論、比較思想論、比較社会思想論、比較宗教論など
- 文化人類学に関する科目
文化人類学、社会人類学、民族学、民俗学、観光人類学、心理人類学など
- 文化地理学に関する科目
文化地理学、人文地理学、比較地理学、觀光地理学など

専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)	●	修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門科目 (32 単位以上)</th> <th>○アジアの地域研究に関する科目 ○北米の地域研究に関する科目 ○ヨーロッパの地域研究に関する科目 ○中南米の地域研究に関する科目 ○アフリカの地域研究に関する科目 ○オセアニアの地域研究に関する科目</th> <th>記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目</td> <td>少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上</td> <td>専攻に係る 授業科目 の区分</td> </tr> </tbody> </table>	専門科目 (32 単位以上)	○アジアの地域研究に関する科目 ○北米の地域研究に関する科目 ○ヨーロッパの地域研究に関する科目 ○中南米の地域研究に関する科目 ○アフリカの地域研究に関する科目 ○オセアニアの地域研究に関する科目	記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目	○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上	専攻に係る 授業科目 の区分		<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門科目 (32 単位以上)</th> <th>○各地区の政治・経済に関する科目 ○各地区の文化・社会に関する科目 ○各地区の地理に関する科目 ○各地区の歴史に関する科目 ○各地区の言語に関する科目</th> <th>記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目</td> <td>少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上</td> <td>専攻に係る 授業科目 の区分</td> </tr> </tbody> </table>	専門科目 (32 単位以上)	○各地区の政治・経済に関する科目 ○各地区の文化・社会に関する科目 ○各地区の地理に関する科目 ○各地区の歴史に関する科目 ○各地区の言語に関する科目	記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目	○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上	専攻に係る 授業科目 の区分
専門科目 (32 単位以上)	○アジアの地域研究に関する科目 ○北米の地域研究に関する科目 ○ヨーロッパの地域研究に関する科目 ○中南米の地域研究に関する科目 ○アフリカの地域研究に関する科目 ○オセアニアの地域研究に関する科目	記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目												
○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上	専攻に係る 授業科目 の区分												
専門科目 (32 単位以上)	○各地区の政治・経済に関する科目 ○各地区の文化・社会に関する科目 ○各地区の地理に関する科目 ○各地区の歴史に関する科目 ○各地区の言語に関する科目	記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目												
○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	少なくとも 1 の区分から下記に より 20 単位以上	専攻に係る 授業科目 の区分												

■専門科目の例 ■

- 各地域の政治・経済に関する科目
「各地域(各國)」の外交、「各地域(各國)」の経済論、「各地域(各國)」金融論、「各地域(各國)」産業論、「各地域(各國)」の政治と経済など
- 各地域の文化・社会に関する科目
「各地域(各國)」の社会、「各地域(各國)」の法律、「各地域(各國)」の社会と文化、「各地域(各國)」の宗教、「各地域(各國)」のジェンダー論、「各地域(各國)」言語文化論、「各地域(各國)」の美術、「各地域(各國)」の文化論、「各地域(各國)」の風土など
- 各地域の地理に関する科目
「各地域(各國)」の歴史、「各地域(各國)」の自然、「各地域(各國)」の地理、「各地域(各國)」の風土など
- 各地域の言語に関する科目
「各地域(各國)」の言語、「各地域(各國)」の言語文化論、「各地域(各國)」の言語など

科学技術研究

世界を一つの国際社会と考えてその社会の中の諸集団に注目する学問分野である。この分野では、国際社会の平和と繁栄を目標として多角的な視座から学修することが求められる。なかでも、平和主義や繁栄を達成するための基礎知識である国際経済に関する科目における国際政治に関する科目においては、国際機関による開発援助や開拓開拓などの課題についても学習する。また、国際組織を通じての国際連携や国際協力など、国際社会の問題解決に向けた多様な課題についても学習する。このように、国際関係にかかる多くの課題が学習することができる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

<p>専攻</p> <p>専門科目（32単位以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際政治に関する科目（8単位以上） ○国際経済に関する科目（4単位以上） ○国際機関に関する科目 ○国際開発に関する科目 <p>業科</p> <p>関連科目（8単位以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目（各地域の言語に関する科目） ◇科学技術論に関する科目

■目的と問題の範囲

- 国際政治論、外交史、国際関係論、国際人権論、国際関係論、国際政治論、国際法、国際政治論、国際政治論など
国際政治論、安全政策論、平和論、国際交流論など
国際経済論、国際政治論、国際金融論、国際取引法、国際貿易論、国際経済論、国際政治論など
国際政治論、国際政治論、GATT／WTO論、NGO論など
国際機関論、国際連合論、国際政治論など
国際情報論、国際政治論など

科学技術
専攻の区分

科学技術研究

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

<p>専攻</p> <p>学科</p> <p>等科目日 (40 単位以上)</p>	<p>左のいわゆる 1 区分で 20 単位以上</p> <p>○科学技術に関する科目 (8 単位以上) ○理学に関する科目 ○工学に関する科目 ○医学に関する科目 ○農学に関する科目 ○人文科学に関する科目 ○社会科学に関する科目 ○環境科学に関する科目</p> <p>開選科目</p> <p>区分</p> <p>○比較文化に関する科目 ○地域研究に関する科目 ○国際問題に関する科目</p>
---	---

■専門科目の例 ■

社会科学は、法学、政治学、経済学、商学、経営学、社会学等、個別の社会科学系の学問分野に留まらず、それらを総合的・学際的に研究する分野である。変動する現代社会の複雑な諸問題を解決するためには、伝統的な学問領域を超えた社会科学の総合的な知識が必要であり、さらにグローバル化もある。その対象とする領域は人間社会の様々な領域に幅広く各分野の科目を学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (50 単位以上)		修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)	
【A群】	左のA群のうち4区分についてそれぞれ8単位以上	専門科目 (18 単位以上) ○公法學に関する科目 (8 単位以上) ○民事法學に関する科目 (16 単位以上) ○刑事法學に関する科目 (8 単位以上) ○基礎法學に関する科目 (4 単位以上) ○國際關係法に関する科目 (4 単位以上) ○法學に関する概論的・総合的な科目 関連科目 ◇政治學に関する科目 △經濟學に関する科目 △經濟學に関する科目	「憲法」の科目を含むこと
専攻	○社會學に関する科目 ○國際關係に関する科目 ○法學に関する科目 ○政治學に関する科目 ○經濟學に関する科目 ○商業學に関する科目 ○經營學に関する科目 【B群】 (4 単位以上) ○社會科學に関する科目 ○社會科學に関する基礎的かつ総合的な科目	専門科目 (18 単位以上) ○公法學に関する科目 (8 単位以上) ○民事法學に関する科目 (16 単位以上) ○刑事法學に関する科目 (8 単位以上) ○基礎法學に関する科目 (4 単位以上) ○國際關係法に関する科目 (4 単位以上) ○法學に関する概論的・総合的な科目 関連科目 ◇政治學に関する科目 △經濟學に関する科目 △經濟學に関する科目	「憲法」の科目を含むこと
分	○比較文化に関する科目 ○地域研究に関する科目 (各地域の言語に関する科目を除く)	■専門科目の例 ■ ○公法學に関する科目 憲法、比較憲法、國法學、行政法、地方自治法、租稅法、稅法、教育法など ○民事法學に関する科目 民法、財產法、物權法、債權法、家族法、身分法、相繼法、商法、會社法、有價証券法、證券取引法、保險法、海商法、金融法、民事实證法、破産法、會社更生法、壟斷法、民事執行法、裁判法（民事）、勞働法、社會保障法、產業法、無体財產法、工業所有權法、著作權法、知的財產權法、消費者法、信託法など ○刑法學に関する科目 刑法、刑事訴訟法、裁判法（刑事）、少年法、暨濟刑法、刑事學、刑事政策、犯罪學など ○基礎法學に関する科目 比較法、外國法、英米法、イギリス法、アメリカ法、フランス法、ドイツ法、スペイン法、社會主義法、ソビエト法、アジア法、法制史、法史、日本法制史、東洋法制史、中國法制史、法思想史、法律史、ローマ法、法哲學、法社會學、法医学など ○國際關係法に関する科目 國際公法、海洋法、國際組織法、國際經濟法、國際私法、涉外私法、國際取引法、國際民事實証法など ○法學に関する概論的・総合的な科目 ○法學に関する概論的・総合的な科目	○公法學に関する科目 憲法、比較憲法、國法學、行政法、地方自治法、租稅法、稅法、教育法など ○民事法學に関する科目 民法、財產法、物權法、債權法、家族法、身分法、相繼法、商法、會社更生法、壟斷法、民事執行法、裁判法（民事）、勞働法、社會保障法、產業法、無体財產法、工業所有權法、著作權法、知的財產權法、消費者法、信託法など ○刑法學に関する科目 刑法、刑事訴訟法、裁判法（刑事）、少年法、暨濟刑法、刑事學、刑事政策、犯罪學など ○基礎法學に関する科目 比較法、外國法、英米法、イギリス法、アメリカ法、フランス法、ドイツ法、スペイン法、社會主義法、ソビエト法、アジア法、法制史、法史、日本法制史、東洋法制史、中國法制史、法思想史、法律史、ローマ法、法哲學、法社會學、法医学など ○國際關係法に関する科目 國際公法、海洋法、國際組織法、國際經濟法、國際私法、涉外私法、國際取引法、國際民事實証法など ○法學に関する概論的・総合的な科目 ○法學に関する概論的・総合的な科目
区分	○社會學に関する科目 ○社會科學に関する基礎的かつ総合的な科目	■専門科目の例 ■ ○社會學に関する科目 整理番号 13 の「社會學」の専門科目の例の科目 ○國際關係に関する科目 整理番号 17 の「國際關係」の専門科目の例の科目 ○法學に関する科目 整理番号 20 の「法學」の専門科目の例の科目 ○政治學に関する科目 整理番号 21 の「政治學」の専門科目の例の科目 ○經濟學に関する科目 整理番号 22 の「經濟學」の専門科目の例の科目 ○商學に関する科目 整理番号 23 の「商學」の専門科目の例の科目 ○經營學に関する科目 整理番号 24 の「經營學」の専門科目の例の科目 【B群】 ○社會科學に関する基礎的かつ総合的な科目 社會科學入門、社會學概論、社會科學方法論、社會科學基礎研究、社會科學總合研究、社會科學基礎實習、社會科學演習、社會科學特講義、環境社會科學、環境社會論、市民社會論、現代文明論など ※B群の科目に該当するのは、「社會科學全体に関する基礎的かつ総合的なもの」だけです。 「○○學概論」、「○○學入門」等の「基礎的」な科目であっても、個別の社會科學の科目はA群の科目区分の1つに該当します。	○社會科學に関する基礎的かつ総合的な科目 社會科學入門、社會學概論、社會科學方法論、社會科學基礎研究、社會科學總合研究、社會科學基礎實習、社會科學演習、社會科學特講義、環境社會科學、環境社會論、市民社會論、現代文明論など ※B群の科目に該当るのは、「社會科學全体に関する基礎的かつ総合的なもの」だけです。 「○○學概論」、「○○學入門」等の「基礎的」な科目であっても、個別の社會科學の科目はA群の科目区分の1つに該当します。

21 政治学

専攻の区分

専攻分野の名称	専攻の区分	専攻分野の名称	専攻の区分
政治学	22 経済学	政治学	経済学

政治学は、人間が政治社会を構成するうえで直面する権力と公共性の問題を多様な角度から考察する學問である。政治現象を立体制的に理解するためには、政治の原理や理論、人間の政治のあり方や行動のあり方、現代における政治的実践のあり方をそれぞれ理解した上で、それらを総合する能力が必要である。そのため、これら3つの分野にわたる学修が求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上) に ○政治に関する原理的な科目 (8 単位以上) ○政治の思想及び歴史に関する科目 (8 単位以上) ○現代の政治の実態に関する科目 長 授 業 開 進 科 科 専門科目 (4 单位以上) に △法学に関する科目 △経済学に関する科目 △社会学に関する科目 △政治学に関する科目 △文化に関する科目 △経営学に関する科目 △法医学に関する科目 △政治社会学のいづれかの科目 を含むこと	左の3区分にわざること
---	-------------

■専門科目の例

○政治に関する原理的な科目
政治学理論、政治哲学、現代政治理論、国際政治学、行政学など

○政治の思想及び歴史に関する科目
日本政治思想史、日本外交史、西洋政治史、西洋外交史、国際政治史、国際関係史、外交史など

○現代の政治の実態に関する科目
比較政治論、政治制度論、政治機構論、政治過程論、現代日本政治論、公共政策論、政策科学、地域政治論、地方自治論、国際地城論、国際地域研究、国際機構論など

●修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上) に ○経済理論に関する科目 (8 単位以上) ○経済史に関する科目 (4 単位以上) ○経済政策・応用経済学に関する科目 (16 単位以上)	●専門科目 (4 单位以上) に △衛生に関する科目 △経営学に関する科目 △法医学に関する科目 △政治学に関する科目 △文化に関する科目 △経済学に関する科目 △社会学に関する科目
---	---

■専門科目の例

○経済理論に関する科目
経済学通論、経済原論、経済理論、ミクロ経済学、マクロ経済学、国際経済学、厚生経済学、計量経済学、経済学概論、経済方法論、経済理論など

○経済史に関する科目

経済史通論、日本経済史、西洋経済史、経済変動論など
○経済政策・応用経済学に関する科目
産業組織論、工業経済論、農業経済論、サービス産業論、サーキュラーエコノミー論、資源経済論、交通経済論、経済政策論、比較体制論、世界経済論、都市経済論、経済立地論、地域経済学、環境経済論、日本金融論、現代技術論、経済開発論、都市経済論、経済立地論、地域経済学、金融論、貨幣論、社会政策、労働経済学、多国籍企業論、財政学、地方財政論、労働運動史、人口問題など

○統計学に関する科目
統計学通論、経済数学、数理統計学、経済統計、情報論など

23 商 学

24 経 営 学

専攻分野の名称
経営学

商学とは、営利を目的として商品、サービス、アイデアを生産者から消費者まで流通させる経済現象ならびに商業活動を研究対象とする学問である。学士の学位を得るためにには、商学論、貿易論、金融論、財務会計論、会計学、会計史、商業史の7つの科目から3区分以上を幅広く履修することが求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから3区分以上にわたること
○商学総論に関する科目	
○金融論に関する科目	
○貿易論に関する科目	
○マーケティングに関する科目	
○会計学に関する科目	
○商業史に関する科目	
関連科目 (4 単位以上)	
○経済学に関する科目	
○政治学に関する科目	
○社会学に関する科目	
○法医学に関する科目	
○社会学に関する科目	
○行政学に関する科目	
○社会学に関する科目	
○情報論に関する科目	

■ 専門科目の例 ■

○商学総論に関する科目

商業経営論、現代流通論、商学概論、商業政策など

○金融論に関する科目

金融論、国際金融論、保険論、信託論、外国為替、証券論、証券市場論など

○貿易論に関する科目

貿易論、商業英語、世界各国経済事情など

○交通論に関する科目

交通論、海運論、陸運論、空運論、物流論など

○マーケティングに関する科目

マーケティング論、国際マーケティング論、広告論、商品学、市場調査論、標本調査論、流通情報論など

○会計論に関する科目

会計論、簿記論、会計学、財務会計論、原価計算論、工場会計論、管理会計論、税務会計論、国際会計論、会計監査論、監査論、環境会計論、非営利組織会計論など

○商業史に関する科目

商業史、経営史など

23 商 学

専攻分野の名称
商 学

経営学は、われわれの社会生活に大きな影響を及ぼしている「企業」を中心とした研究対象として、その構造や活動、資源やシステムについて理解を深め、分析能力を高めることを課題とする学問分野である。生産から販売・マーケティング、あるいは経理・財務、人事・労務、情報、戦略、社会的責任など、現代社会で必要とされる専門知識を授件していいる。「経営学」という專攻の区分で、「学生」の学位を取得するためには、専門科目に関して4区分以上の学修と、4単位以上の関連科目の学修が求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから4区分以上にわたること
○経営学・経営学史に関する科目	左の区分のうちから4区分以上にわたること
○企業論に関する科目	
○経営管理理論に関する科目	
○人事管理論に関する科目	
○会計論に関する科目	
○国際経営論に関する科目	
○経営情報論に関する科目	
○経営史に関する科目	
○会計学に関する科目	
○マーケティングに関する科目	

■ 専門科目の例 ■

○経営学・経営学史に関する科目

経営論、経営学総論、経営史など

○企業論に関する科目

経営学、経営学総論、多国籍企業論、中小企業論、ベンチャービジネス論、公益企業論、

○企業倫理、株式会社論、多国籍企業論、

○企業形態論、非常利組織論など

○経営管理論に関する科目

経営管理論、非常利組織論、非常利組織論、経営財務論、財務管理論、経営戦略論、

○人事管理論に関する科目

経営管理論、経営哲學、企業倫理、

○会計論に関する科目

会計論、簿記論、会計学、

○国際経営論に関する科目

国際経営論、多国籍企業経営論、異文化経営論、

○経営情報論に関する科目

経営情報論、情報処理論、事務管理論、コンピュータ事務論、経営システム論、管理工学、経営科学、

○経営史に関する科目

経営史、商業史など

○会計学に関する科目

会計論、簿記論、会計学、財務会計論、原価計算論、工場会計論、管理会計論、税務会計論、

○マーケティングに関する科目

マーケティング論、国際マーケティング論、

国際会計論、監査論、環境会計論、非営利組織会計論など

26 物理学·地学系

情報科学の基礎としての数学と、情報に関する技術と、情報に関する技術の基礎となる情報科学は、21世紀の科学技術を支える学問である。専攻の分野においては、計算機の構成や情報科学の構成的・操作的手法を修得し、専門的な知識や情報処理技術を習得する。専門分野として学修することが必須である。

参得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

専門科目の例 ■

- 「微分」、「積分学」、「幾何形代數」、「集合と位相」、「代數幾何」、「整數論」、「表現論」、「代數」、「幾何」、「位相幾何」、「微分幾何」、「リーベ論」、「実分析」、「複素解析」、「閏數解析」、「確率・統計」、「微分方程式」、「數值解析」、「物理數學」、「數學基礎論」、「數學史」など、応用數理・実験數理・組合せ論・離散數學・制御理論・計画数学・計算機数学・数学基礎論、情報科学にに関する科目

暗号理論など
暗号理論など

- 地理学・植物学に関する科目

地質学概論、岩石学、鉱物学、結晶学、惑星物質科学、古生物学、地誌学、気候学、地文學、水文学など

○地理学・動物学に関する科目

地質学概論、岩石学、鉱物学、結晶学、惑星物質科学、古生物学、地誌学、人文地理学、水文学など

○地理学・物理學に関する科目

地理概論、陸水学、自然地磁学、地図学、地形学、気候学、地誌学、人文地理学、水文学など

○物理學・地文學に関する実験

【B群（実験、実習科目）】

○物理學・地文學に関する実験（巡回を含む）科目

物理學概論、固体地球物理学（地震学、測地学、地球内部物理学を含む）、流体地球物理学（気象学、海洋物理学、地球流体力学を含む）、宇宙空間・惑星物理学、地球電磁気学、惑星進化論、火山学、地質学、地殻物理学、地球熱流体力学など

自然界の多様な現象を支

自然界の多様な現象を支配している基本的な法則を理解し、それに基づいて、素粒子や原子・分子そして地球・宇宙にいたるまでの広範なスケールにおける様々な現象を系統的に説明・予測し、さらには応用して制御することを可能にするのが物理学および地学の領域である。学士レベルでは、A群およびB群に分けて掲げられた専門科目を通してこの物理学の基礎を学修するとともに、専門科目および関連科目を通じて基礎から発展や応用を学修することが求められる。

得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

【A群（講義・演習専攻）

- | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------|--------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|----------------------------|--------------|
| A群 (講義・演習科目) (30単位以上) | 物理学に関する科目 | ○宇宙物理学に関する科目 | ○地質学に関する科目 | ○地理学に関する科目 | ○物理化学に関する科目 | ○物理力学に関する科目 | ○物理生物学に関する科目 | ○物理生物学に関する実験・美習 (巡査を含む) 科目 | 開通科目 (4単位以上) |
| B群 (実験・実習科目) 1 (4単位以上) | | | | | | | | | の区分 |

◎應用心理

- | [A群(講義・演習科目)] | [B群(実験・実習科目)] |
|--|--|
| ○物理學に関する科目 | ○物理学・地学に関する実験・実習(選択を含む)科目 |
| ○物理學概論、力学、熱力学、電磁氣學、電磁物理學、固體物理學、流體力學、電學、生物物理學、高エネルギー物理学、原子分子物理学、相交論、計算物理學演習など | ○物理学概論、固体物理学、流体物理学、地質学、地殻惑星物理学、電子論、非線形物理学、相交論、電磁氣學、電磁物理学、地殻電磁氣學、地殻電磁物理学、地殻物理學(地震學、地盤学、測地学、地殻内部物理学を含む)、宇宙空間・惑星物理学、地質調査法、地史学、層序学、地層学、地質物理学概論、固体物理学(体力學を含む)、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学など |
| ○宇宙物理学に関する科目 | ○地殻惑星物理学に関する科目 |
| ○天文學概論、天文学、天体力學、太陽物理学、恒星天文学、星雲天文学など | ○地殻物理学、地殻物理學概論、固体物理学(体力學を含む)、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学など |
| ○地殻惑星物理学に関する科目 | ○地殻物理学に関する科目 |
| ○地殻物理学概論、地殻物理學概論、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学など | ○地殻物理学、岩石学、鉱物学、結晶学、惑星物理学、古生物学、地学など |
| ○地質学に関する科目 | ○地質学に関する科目 |
| ○地質学概論、地質学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学など | ○地質学概論、地質学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学、地殻物理学など |
| ○地理学に関する科目 | ○地理学概論、気候学、水文学など |
| ○地理學概論、地圖学、気候学、水文学、自然地圖学、地圖学、人文地理学、人文地理学、人文地理学、人文地理学など | ○地理学概論、気候学、水文学、自然地理学、地圖学、地圖学、人文地理学、人文地理学、人文地理学など |

29 総合理学

専攻の区分

総合理学は、理学における特定の分野を専別に学修するのではなく、複数の分野の相互の関連に注目して幅広く学修する専攻の区分である。具体的には、理学に関する総合的な科目（B群）として例示されている。科学思想、科学史、科学教育、環境科学などの総合的な学修が必要な分野や、理学における複数の分野の境界領域、例えば、生物学と化学、又は生物学と地学との境界領域である「生命科学」、生物学と情報科学との境界領域である「物質科学」などの学際的な学修が必要な分野を含む。

修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専門科目（40 単位以上）	
【A群】（2 区分について、それぞれ 10 単位以上）	
○数学・情報系に関する科目	
○物理学・地学系に関する科目	
○化学生態系に関する科目	
【B群】（6 単位以上）	
○理学に関する総合的な科目	
開運科目	
区 分	◇応用理学・基礎工学に関する科目

専門科目の例 ■

【A群】

○数学・情報系に関する科目
整理番号 25 の「数学・情報系」の専門科目の例の科目

○物理学 地学系に関する科目

整理番号 26 の「物理学・地学系」の専門科目の例の科目

○化学生態系に関する科目

整理番号 27 の「化学生態系」の専門科目の例の科目

○生物学系に関する科目

整理番号 28 の「生物学系」の専門科目の例の科目

○理学に関する総合的な科目

科学史（個別科学史を含む）、科学基礎論、自然科学概論、環境科学、理科教育法など

専攻の区分

30 薬科学

専攻分野の名称

薬科学

薬科学は、生物学、有機化学及び物理化学等の基礎科学を基礎とし、化学物質（医薬品、食品、毒物、環境物質等）と正常状態及び病態にある生命体との相互作用を探求する総合科学であり、薬の開発を目指す創薬化学、生命や物質の本質を探る基礎科学、生活環境の安全と健康増進のための衛生化学、薬を安全かつ効果的に人に使用するための薬理学などの広い領域が含まれる。学士レベルではこれらの基礎科目及び専門科目をできるだけ幅広く、講義と実験・実習のバランスに配慮して修得することが望ましい。

修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専門科目（50 単位以上）	
【A群】（講義及び実験・実習科目）1	（30 単位以上、実験・実習左の A 群の 3 区分にわたること）
○生物系薬学に関する科目	
○有機化学系薬学に関する科目	
○物理化学・分析化学系薬学に関する科目	
【B群】（講義及び実験・実習科目）1	（20 単位以上、実験・実習左の B 群の 2 区分のうちから 2 区分以上にわたること）
○衛生薬学に関する科目	
○医療薬学に関する科目	
○社会薬学に関する科目	
開運科目（4 単位以上）	
△薬学の基礎となる科目	
△薬学の周辺技術等に関する科目	
△健康科学に関する科目	

専門科目の例 ■

【A群】

○生物系薬学に関する科目

基礎生物学、生物学、生理学、細胞生物学、機能形態学、微生物学、免疫学、解剖学、病理学など

○有機化学系薬学に関する科目

有機反応論、有機合成化学、生物有機化学、生薬学、天然物化学など

○物理化学・分析化学系薬学に関する科目

物理化学、熱力学、界面コロイド学、量子化化学、生物物理化学、药品分析化学、分子構造分析化学、薬品設計化学など

○社会薬学に関する科目

○衛生薬学に関する科目

衛生化学、公衆衛生学、毒物学など

○医療薬学に関する科目

薬理学、臨床検査学、化学療法学、薬物療法学、医薬品安全性学、薬物代謝学、医薬品情報学、製剤学、薬剤学など

○社会薬学に関する科目

薬字概論、薬事関連法規、薬局方、薬効検定法など

薬剤師国家試験の受験資格は、原則として 6 年制の薬学科（科）への入学、卒業が必要となる。薬学・薬科学に関する教育制度や薬剤師国家試験の受験資格については、以下に問い合わせるなどにより必ず確認すること。 ・文部科学省高等教育局医学教育課 TEL：03-6734-3306 FAX：03-6734-3390 文部科学省ウェブサイト URL：http://www.mext.go.jp/ <薬剤師国家試験受験資格について> ・厚生労働省医薬食品局経営課 TEL：03-3595-2377 FAX：03-3591-9044 厚生労働省ウェブサイト URL：http://www.mhlw.go.jp/
--

31 看護学

専攻の区分

専攻分野の名称

専攻分野の名前

専攻の区分

看護とは、現にある、あるいはこれから起こる可能性のある健康問題に対する人間の反応を診断し、ケアすることである。看護学とは、このような健康と病気をめぐる看護に関する理論や知識、技術を生み出し活用するための学問分野である。学生のレベルでは、「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」の区分で「看護学」を16単位以上修修することが求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位（62単位以上）

専門科目（40単位以上）	【A群（講義・演習・実験科目）】（16単位以上）	左の区分のうち「基礎看護学に関する科目」「母性看護学に関する科目」「小児看護学に関する科目」及び「成人看護学に関する科目」の区分の科目を含むこと
専攻区分	○母性看護学に関する科目 ○小児看護学に関する科目 ○成人看護学に関する科目 ○精神看護学に関する科目 ○地域看護学に関する科目 【B群（実習科目）】（16単位以上）	○基础看護学、看護教育論、看護心理学、看護生物学、看護倫理、看護歴史、看護制度論 ○保健看護学に関する科目 ○社会福祉学に関する科目 ○医学情報科学に関する科目
関連科目（4単位以上）	○医学に関する科目 ○保健学に関する科目 ○社会福祉学に関する科目	○基础看護学、看護教育論、看護心理学、看護生物学、看護倫理、看護歴史、看護制度論など ○保健看護学に関する科目 ○社会福祉学に関する科目 ○医学情報科学に関する科目
		○基础看護学、看護教育論、看護心理学、看護生物学、看護倫理、看護歴史、看護制度論など ○保健看護学に関する科目 ○社会福祉学に関する科目 ○医学情報科学に関する科目

専門科目の例

【A群（講義・演習・実験科目）】

○基礎看護学に関する科目

看護概論、基礎看護技術、臨床看護学総論、看護科学論、看護哲學、看護倫理、看護歴史、看護制度論、看護管理論、看護教育論、看護研究など

○母性看護学に関する科目

母性看護学概論、母性臨床看護学、母性看護援助論、母性看護方法論、助産学概論、基礎助産学、助産助産学、助産看護管理、助産看護論など

○小児看護学に関する科目

小児看護学概論、小児臨床看護学、小児看護援助論、小児看護方法論など

○成人看護学に関する科目

成人看護学概論、成人臨床看護学、成人看護援助論、成人看護方法論など

○老人看護学に関する科目

老人看護学概論、老人看護学研究、老人臨床看護学、老年看護援助論、老年看護方法論など

○精神看護学に関する科目

精神看護学概論、精神保健看護学、精神看護援助論、リソーシン精神看護論など

○地域看護学に関する科目

地域看護学概論、老人保健看護学、精神看護援助論、リソーシン精神看護論など

○精神保健看護学、精神看護援助論、リソーシン精神看護論など

○保健指導総論、各論、在宅看護論、産業保健看護学など

【B群（実習科目）】

○看護学に関する実習科目

基礎看護学実習、母性看護学実習、助産学実習、小児看護学実習、成人看護学実習、老人看護学実習、精神看護学実習、地域看護学実習など

○倫理的配慮についての十分な倫理的配慮を行うこと。

修成結果の作成に際し、調査や実験にあたっては、対象者への十分な倫理的配慮を行うこと。また、どのような倫理的配慮に關しては、文部科学省ライフサイエンスの伝統の「疫学研究に関する倫理指針」
http://www.mlitw.go.jp/general/seido/kousei/i_kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdfを参考にすること。

専攻の区分

専攻分野の名前

専攻分野の名前

専攻の区分

検査技術科学は、臨床検査あるいは検査技術に關する学問分野である。医学全般すなわち基礎医学と臨床医学をその基盤として学び、さらに検査に於て修修する。「検査学」の中には、検査の総論的な領域としての基礎検査学、そして実際に検査を診療に応用する臨床検査学の領域があり、どちらも修める必要がある。臨床検査学に關してはその実習も必須である。以上をA群とし、学士としては、これら4区分を幅広く履修することが求められる。さらに、「検査学」をより実効のあるものとするために、医学・医療を周囲から支える領域として、B群の科目が設定している。B群についても学修することが望ましい。

修得すべき専門科目と関連科目の単位（62単位以上）

専門科目（40単位以上）	専門科目（40単位以上）	左のA群の4区分にわたること
専攻	【A群】（36単位以上） ○基礎・臨床医学に関する科目（実習科目を含む） ○基礎検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する科目	左のA群の4区分にわたること
	【B群】 ○健康科学に関する科目 ○社会医学に関する科目 ○統計学・情報科学に関する科目	
	関連科目（4単位以上）	

専門科目の例

【A群】

○基礎・臨床医学に関する科目（実習科目を含む）
○基礎・臨床医学に関する科目（他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目）
○基礎検査学に関する科目
○臨床検査学に関する科目
○検査機器操作論、医用工具概論、検査情報学、医療情報学など
○臨床検査総論、臨床検査医学各論、一般検査学、臨床化学、環境衛生検査学、血液検査学、微生物検査学、免疫検査学、遺伝子検査学、染色体検査学、病理細胞組織学、臨床細胞学、
放射性同位元素検査技術学など
○臨床検査学に関する実習科目
○臨床検査実習装置、臨床検査医学各論実習、一般検査学実習、微生物検査学実習、免疫検査学実習など
○健康科学に関する科目

○保健科学、栄養学、臨床栄養学、食生活論、健康管理学、体力科学、スポーツ科学、学校保健、精神保健、小児保健、成人保健、老人保健など
○社会医学に関する科目
○公衆衛生学、疫学、環境衛生学、医療関係法規、予防医学、高齢化社会学、医療倫理など
○統計学・情報科学、コンピュータ学、情報管理学、情報工学、情報処理、医療システムなど

厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」
http://www.mlitw.go.jp/general/seido/kousei/i_kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdfを参考にすること。

専攻の区分

専攻分野の名称
保健衛生学

臨床工学とは医療の現場における医用機器の操作運用、保守管理など、医師、看護師の医学的知識に加えて、医療用機器が患者に用いられる際の安全確保を目的として近年注目されている分野である。工学と医学に関する幅広い知識が必要とされる、専門科目は「医療現場を取扱う工学的知識の基礎」、さらには「医療現場を取扱う工学的知識の基礎」、B群では「工学的知識に重点が置かれるが、B群では臨床工学的知識、社会学的知識に関する科目の履修を要求される。」医師、看護師によって行われてきた医療に置きなから修復することが望ましい。

修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）	
専門科目（40 単位以上）	
【A群】（20 単位以上、実習科目を含むこと）	
○臨床工学に関する科目	
【B群】	
○基礎・臨床医学に関する科目（8 単位以上、実習科目を含むこと）	
○基礎工学（臨床工学分野の基礎となる工学）に関する科目（8 単位以上、実習科目を含むこと）	
○社会医学に関する科目	
関連科目（4 単位以上）	
専攻に係る科目	
○車両分野「保健衛生」の他の専攻の区分の専門科目 A 群に区分される科目	
○工芸の基礎となる科目	
○健康科学に関する科目	
○工芸及び周辺技術等に関する科目	
○健康科学に関する科目	
○生産・環境生物学に関する科目	
○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目	

■事門科目の例

— 33 —

○臨床工学に関する科目

医用機器安主督理士試験問題集

○基礎・臨床医学に関する科目

医学概論、分子細胞生物学、解剖学、生理学、病理学、臨床検査医学、臨床生化学、臨床免疫学、臨床微生物学、医動物学、臨床免疫学、臨床薬理学、看護学概論、臨床医学総論など

○基礎工学(建築工学分野の基礎となる工学)に関する科目

電気工学、電磁気工学、電子回路工学、物性工学、バイオメカニクス、生体機能工学、機械工学、材料工学、電気工学、電子回路工学、計測工学、構造工学、光工学、医用超音波工学、画像工学、医用画像工学、医用画像機器工学、放射線工学概論、放射線機器工学、放射線計測学など

○社会医学に関する科目

公衆衛生学、医療社会学、医療管理学、病院管理学、医療関係法規、医療統計学、医療情報学、

統計

◇社会福祉・リハビリテ

■部門科目の例 ■

【A群】

- 放射線理工学に関する科目
放射線物理学、原子物理学、放射化学、放射線機器工学、放射線感光工学、放射線発生工学、放射線生物学、放射線治療学、放射性薬品学、放射線医学、画像解剖学、核医学、放射線物理學など
- 放射線医管に関する科目
放射線医学、画像医学、画像物理學など

放射線遺伝学など

○画像工学に関する科目
画像工学、画像処理科学、画像解析学、放射線写真学、画像情報学、画像機器工学、画像センサ工学、
写真化学など

○放射線・画像技術学に関する科目
放射線計測学、放射線画像技術学、医用画像技術学、核医学技術学、
放射線治療技術学、
退熱剤・抗発熱剤、レジ

放射線管理学の専門的知識

放射線管理学、放射線衛生学、放射線施設設計学、放射線施設運営学、放射線施設設備工学、放射線画像技術学実習、放射線画像技術学実習、画像機器工学実習、画像工学実習

- [B群]**
- 理工学に関する科目（放射線技術科学分野の基礎となる理工学）
応用数学、電気工学、電子工学、電磁気学、音響学、自動制御工学、医療情報工学、
 - 医用物理学、量子力学、医用分析機器学、医用材料学など
 - 基礎・臨床医学に関する科目
医学概論、臨床医学概論、解剖学、生理学、生化学、病理学、薬理学、臨床検査学、看護学、臨床免疫学、救急医学など
 - 社会医学に関する科目
衛生学、公衆衛生学、医療システム学、環境科学、国際医療協力学など

専攻の区分		専攻分野の名称	
		保健衛生学	
		理学療法学とは、発達障害や疾病・外傷、また加齢などによって機能が低下している人や身体に障害のある人に効して、基本的な動作能力の維持・改善を目的として運動療法・物理療法、日常生活動作訓練などを用いて身体治療の手法であり、そして理学療法学とは、理学療法を理解し実施する上で必要な各種の検査や測定による評価で問題点を明らかにするとともに治療法を学び、理学療法に資するための学問である。	

35 理学療法学

修得すべき専門科目と関連科目的単位 (62 単位以上)	
専門科目 (40 単位以上)	
■ 専攻	【A群】 (理学療法学に関する科目) 1 (36 単位以上) ○基礎・研究理学療法学に関する科目 ○心身機能診断学に関する科目 ○臨床理学療法学に関する科目 ○物理療法学に関する科目 ○日常生活活動学に関する科目 ○理学療法学に関する科目 (整理番号 36 の「作業療法学」の A 群)
授業	【B群】 ○作業療法学に関する科目 (整理番号 36 の「作業療法学」の A 群に区分される科目) 【C群】 ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○健康科学に関する科目
区分	◇重複分野「保健衛生学」他の専攻の区分の専門科目 A 群に区分される科目 △人間発達・心理学に関する科目 △統計学・情報科学に関する科目
● 関連科目 (4 单位以上)	

■ 専門科目の例 ■

【A群 (理学療法学に関する科目) 1	○基礎・研究理学療法学に関する科目 ○理学療法学概論、生命と倫理、神経生理学、運動生理学、筋生理解剖学、筋生物学、物理学など ○心身機能診断学に関する科目 ○基礎理学療法学、生体情報分析学、理学療法評価学、運動機能評価学、検査学、計測学など ○臨床理学療法学に関する科目 ○骨・関節疾患理学療法学、筋・筋膜疾患理学療法学、神経機能療法学、循環疾患理学療法学、内臓神経疾患理学療法学、中枢神経疾患理学療法学、代謝疾患理学療法学、スポーツ理学療法学、スポーツ傷害治療学、臨床運動学、病態運動療法学、精神疾患理学療法学、チーム医療論など ○物理療法学に関する科目 ○日常生活活動学に関する科目 ○物理療法学、力学、電気工学、電気生理学、電磁気学、熱力学など ○理学療法学に関する科目 ○日常生活活動、動作能力分析学、環境制御学、生活環境制御学、地域理学療法学、自助具、補美具学、福祉機器、QOL論など ○理学療法学に関する臨床実習科目 ○臨床見学、初期体験実習、早期臨床体験実習、臨床評価実習、総合臨床実習、症例検討など
○作業療法学に関する科目 整理番号 36 の「作業療法学」の専門科目の例の A 群に区分される科目	

車攻の区分

【C群】

- 基礎・臨床医学に関する科目**
医学概論、生化学、免疫学、解剖学、人体構造学、機能解剖学、組織学、神経解剖生理学、病理学、微生物学、生理学、運動学、外科学、整形外科学、外科学、一般臨床医学、脳外科、脳神経外科学、画像解析学、画像診断学、内科学、内部障害学、内部障害病態学、神経内科学、臨床神経学、精神機能障害学、神経機能病態学、小児科学、小児疾病論、精神科学、精神医学、精神保健学、精神保健心理学、社会精神医学、耳鼻咽喉科学、感覺器障害学、感覺障害論、皮膚科学、循環器科学、臓器移植回復学、スポーツ障害学、スポーツ生理解剖学、言語病理学、音楽病理学、老年医学、老年期障害学、老年期心身機能障害学、老年期特性論、救急医学、医療安全管理学、医用工芸学、リハビリテーション工芸、生体力学、生体応用工芸など
- 社会福祉・リハビリテーション論に関する科目**
社会福祉論、公的扶助論、保健行政論、衛生法規、福祉法規、高齢者福祉、老人福祉、児童福祉、障害者福祉、保健福祉論、文化と環境、家族関係学、リハビリテーション概論、地域リハビリテーション学、在宅ケア論、地域福祉論、ソーシャルワーカー論、ケーマネージメント論、医療とボランティア活動など
- 健康科学に関する科目**
健康科学、健康管理学、生命科学、体力科学、栄養学、レクリエーションと余暇、環境科学など

36 作業療法学

●	修得すべき専門科目と則連科目的単位 (62 単位以上)	専門科目 (40 単位以上)	
		【A群 (作業療法学に関する科目)】 (36 単位以上)	左のA群の区分のうち「作業療法学概論に関する科目」及び「作業療法学に関する科目」の区分を含み5区分以上にわたること
		○作業療法学概論に関する科目 ○作業治療学に関する科目 ○心身機能評価学に関する科目 ○臨床作業療法学に関する科目 ○生活・職能指導に関する科目 ○作業療法学に関する科目 ○理学療法学に関する科目 (整理番号 35 の「理学療法学」の A 群に区分される科目)	
		【C 群】 ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○健康科学に関する科目	
		関連科目 (4 单位以上) ◇専攻分野「保健衛生学」他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目 ◇人間発達・心理学に関する科目 ◇統計学・情報科学に関する科目	

■専門科目の例■

- 【A群 (作業療法学に関する科目)】
- 作業療法学概論に関する科目**
作業療法基礎論、職業倫理学、医療倫理学、生命倫理と医療、職場管理学、作業療法管理学、作業療法研究法など
 - 作業治療学に関する科目**
基礎作業療法、作業療法基礎学、作業運動学、作業分析学、作業指導法など
 - 心身機能評価学に関する科目**
作業療法評価学、基礎作業療法評価学、作業運動評価学、運動機能評価学、精神障害作業療法評価学、精神機能評価学、神経障害作業療法評価学、神経機能評価学、発達障害作業療法評価学、老年期障害作業療法評価学など
 - 臨床作業療法学に関する科目**
身体障害作業療法学、ハンドセラピー、精神障害作業療法学、神経障害作業療法学、発達障害作業療法学、老年期障害作業療法学、地域作業療法学、チーム医療論など
 - 生活・職能指導に関する科目**
日常生活技術学、社会生活技能演習、職業前開通活動、身体障害機能技術、リハビリテーション開通機器、家庭改造技術、義肢装具学、補装具学、障害者・高齢者のリハビリテーションアマネジメント、高齢者の生活史など
 - 作業療法学に関する臨床実習科目**
臨床見学、初期体験実習、早期臨床体験実習、臨床評価実習、総合臨床実習など
- 【B群】
- 理学療法学に関する科目**
整理番号 35 の「理学療法学」の専門科目の例の A 群に区分される科目

専攻分野の名称

保健衛生学

専攻の区分

C群

37 言語聴覚障害学

- 基礎・臨床医学に関する科目
- 医学概論、生理学、生化学、免疫学、解剖学、人体構造学、機能解剖学、組織学、神経解剖生理学、病理学、微生物学、病理学、運動学、外科学、整形外科学、運動器障害学、脳外科学、脳神経外科学、画像解析学、画像診断学、内科学、内部障害学、内部障害病態学、小児科学、小児発達障害学、小児疾患論、精神内科学、精神機能障害学、社会精神医学、心身医学、リハビリテーション学、感覚器障害学、耳鼻咽喉科学、循環器科学、循環器科学、臓器移植機能回復学、公衆衛生科学、社会医学、リハビリテーション学、精神病理学、精神心理学、老年医学、老年期障害学、老年期精神機能障害論、老年期心身機能障害学、老年期性病論、救急医学、医療安全管理学、予後管理医学、医用工芸学、リハビリテーション工芸、生体力学、生体工芸学など
- 社会福祉・リハビリテーション論に関する科目
- 社会福祉論、公的扶助論、保健行政論、衛生法規、福祉法規、高齢者福祉、老人福祉、児童福祉、障害者福祉、保健福祉論、文化と環境、家族関係学、リハビリテーション概論、地域リハビリテーション学、在宅ケア論、地域福祉論、ソーシャルワーク論、ケースマネジメント論、医療とボランティア活動など
- 健康科学に関する科目
- 健康科学、健康管理学、生命科学、体力科学、栄養学、レクリエーションと余暇、環境科学など

[C群]

○言語聴覚障害学に関する科目

言語聴覚障害学は言語聴覚障害児・者への治療介入に関する学問である。医学、言語学・音声学、心理学、社会福祉学を基礎として、言語聴覚障害学の総論および各論を学ぶ。各論には失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声・発語・嚥下障害学、聽覚障害学が含まれ、言語学・音声学、臨床実習科目と併せてこれらのA群7区分は必ず修得する。B群の諸科目は発展的知識としても履修することが望ましい。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	【A群】	専攻	左のA群の7区分にわたること
専門科目 (36 単位以上)	○言語聴覚障害学総論に関する科目	○言語聴覚障害研究法など	○失語・高次脳機能障害学に関する科目
専門科目 (36 単位以上)	○言語聴覚障害学に関する科目	○発育発達論、聴覚障害に関する科目	○認知系障害学、失語症治療学、失語症学、高次脳機能障害学、
専門科目 (36 単位以上)	○言語聴覚障害に関する科目	○発育発達論、聴覚障害に関する科目	○失語・高次脳機能障害治療学、成人言語障害学、精神心理学など
専門科目 (36 単位以上)	○言語聴覚障害に関する科目	○障害児教育学に関する科目	○言語発達障害学、言語発達遲滞、小児言語障害学、言語発達学、
専門科目 (4 単位以上)	【B群】	分	○自閉症、学習障害、小児高次脳機能障害学など
専門科目 (4 単位以上)	◇専攻分野「保健衛生学」他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目	分	○発育発達障害学、失語症治療学、聴覚障害治疗学、小兒聽覚障害学、
専門科目 (4 単位以上)	◇健康科学に関する科目	区	○成人障害障害治療学、小兒構音障害治療学、成人構音障害・音声障害治療学演習、吃音など
専門科目 (4 単位以上)	◇教育学 (障害児教育学以外) に関する科目	分	○聴覚障害学に関する科目

■専門科目の例

- 【A群】 (言語聴覚障害に関する科目)
- 言語聴覚障害学総論に関する科目
- 言語聴覚障害学概論、言語障害学概論、言語聴覚障害診断学、言語聴覚診断学演習、
- 言語聴覚障害研究法など
- 失語・高次脳機能障害学に関する科目
- 認知系障害学、失語症治療学、失語症学、高次脳機能障害学、
- 言語発達障害に関する科目
- 失語・高次脳機能障害治療学、成人言語障害学、精神心理学など
- 言語発達障害学に関する科目
- 言語発達障害学、言語発達障害治療学演習、発達系障害学、精神発達障害、小児言語障害学、言語発達学、
- 発育発達・聴覚障害に関する科目
- 発育発達障害学概論、成人発育発達障害学、小児発育発達障害学、音声障害学、聴覚障害学、
- 言語学に関する科目
- 成人障害障害治療学、小兒構音障害治療学、小児構音障害治療学演習、成人構音障害・音声障害治療学演習、
- 聴覚障害学に関する科目
- 聴覚障害学概論、聴覚障害学演習、成人聽覚障害学、聴覚障害治疗学、小兒聽覚障害学、
- 言語学・音声学に関する科目
- 言語学、音声学、音響学、音韻学、音韻心理学、音韻物理学、音韻理論と言語心理、
- 言語聴覚障害学に関する題外実習科目
- 評価実習、臨床評価実習、基礎臨床実習、総合臨床実習、症例検討など

B群】
○基礎・臨床医学・臨床精神医学に關する利點

- 社会福祉・リハビリテーション概論に関する科目
社会福祉学、リハビリテーション概論、リハビリテーション医学、社会医療学、保健福祉論、規範保健医療学、特別支援教育、障害児教育など
- 視覚科学に関する科目
生理光学、生体計工学、視器解剖・病理学、視覚生理学、視覚生理解習、視覚認知経路、眼科病理学、色彩心理学など

39 鍼灸学

専攻の区分
鍼灸学は我が国の伝統医学であり、東洋医学他自の理論体系を骨格としているが、医療として適切に臨床実践するには現代西洋医学の基礎を理解し、鍼灸治療の意義の判断と治療効果の評価ができる能力（知識と技能）が求められる〔A群〕。また、鍼灸学を充実・発展させたためには開進する医療分野の基本的な知識を理解することが必要である〔B群〕。さらに医療人としての入門性と資質を身に付けるためには東西両医学の医学教養開進科目を修得することが重要である〔開進科目〕。これらの科目を学修することによって鍼灸学における専門性と医療人としての入門性を涵養することができる。

修得すべき専門科目と開進科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	
【A群】 (36 単位以上)	左のA群の6区分にわたること
○経絡逐穴学に関する科目 ○鍼灸の理論に関する科目 ○東洋医学に関する概論的な科目 ○鍼灸基礎実習に関する科目 ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーションに関する科目 ○公用工学に関する科目 ○健康科学・スポーツ科学に関する科目 ○心理学に関する科目	●
専攻 授業 科目 の 区 分	
◇文化人類学に関する科目 ◇人類学に関する科目 ◇医学に関する科目 ◇倫理学に関する科目 ◇東洋思想に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇統合医療・補完代替医療に関する科目	専門科目の例 ■

- 【A群】
- 経絡経穴に関する科目
○経絡逐穴理論、経絡逐穴学、經穴学など
 - 鍼灸の理論に関する科目
○鍼灸基礎理論、鍼灸手技理論など
 - 東洋医学に関する概論的な科目
○東洋医学概論、漢方概論など
 - 鍼灸基礎実習に関する科目
○鍼灸施技、灸実習に関する科目
○東洋医学臨床実習、手技臨床実習（あん摩・マッサージを除く）など
 - 基礎・臨床医学に関する科目
○基礎医学を含む）、解剖学、生理学、病理学、衛生学・公衆衛生学、病原微生物、免疫学、臨床薬理学、臨床医学総論、障害者福社論、障害者福社論、リハビリテーション医学、看護学など
- 【B群】
- 社会福祉・リハビリテーションに関する科目
社会福祉論、高齢者福社論、児童福社論、介護者福社論、介護者福社論など
 - 医用工学に関する科目
医用工学概論、医用電子工学、医用画像工学、超音波医学など
 - 鍼灸学 (介助を含む) の科目
○健康科学、健診科学、スポーツ理学、スポーツ運動学、スポーツ生理学など
 - 心理学に関する科目
臨床心理学、老年心理学、児童心理学、心理測定法、カウンセリングなど

専攻の区分

40 口腔保健衛生学

専攻分野の名称

口腔保健学

専攻の区分

41 口腔保健技工学

専攻分野の名称

口腔保健学

口腔保健衛生学とは、生涯にわたって口腔・顎・頤面領域の健康を維持・増進するための回復を図り、人々の健康を支えるための理論や知識、技術は開発が深く、これらを修める必要がある。専門分野の理論、知識、技術は開発が深く、これらを修める必要がある。専門分野としては、専門科目であるB群の「口腔保健学」に関する実習科目を16単位以上とし、実習科目のみならず関連科目も幅広く学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

専門科目 (40単位以上)	【A群 (講義・演習科目)】 (16単位以上) ○口腔保健衛生学概論に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○口腔疾患予防学に関する科目 ○口腔保健指導に関する科目 ○歯科診療補助に関する科目 ○口腔保健衛生学に関する実習科目 ○社会福祉学に関する実習科目 ○医療情報科学に関する科目	左のA群の5区分にわたること
専門科目 (40単位以上)	【A群 (講義・演習科目)】 (20単位以上) ○口腔保健技工学概論に関する科目 ○歯科技工学に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○歯科理工学に関する科目 ○歯の解剖学に関する科目 ○口腔保健技工学に関する実習科目 ○歯科診療補助に関する科目 ○口腔保健衛生学に関する実習科目 ○社会福祉学に関する実習科目 ○医療情報科学に関する科目	左のA群の5区分にわたること

■専門科目の例 ■

【A群 (講義・演習科目)】

- 口腔保健衛生学概論 (衛生土概論), 医療倫理学など
- 臨床歯科医学に関する科目

- 口腔疾患予防学, 歯内療法, 歯周療法, 薬科補綴学, 小児歯科学, 矯正歯科学, 口腔外科学,

- 歯科機械学, 歯科放射線学, 高齢者歯科学, 障害者歯科学など

- 口腔疾患予防学に関する科目

- 口腔保健指導に関する科目

- 口腔保健教育学, 口腔保健カウンセリング論, 学校歯科保健教育論, 栄養学, 栄養指導論など

- 歯科診療補助に関する科目

- 歯科診療補助論, 臨床口腔保健衛生基礎学, 歯科看護学, 感染予防学, チーム歯科医療学,

- 臨床検査学, 歯科理工学, 先端臨床歯科学 (口腔外手術補助, インプラント診療補助,

- 歯周病再上巻法補助など), 養食・嚥下ハビリテーション学など

【B群 (実習科目)】

- 口腔保健衛生学に関する実習科目
歯科衛生臨床実習, 口腔保健衛生学臨床・臨地実習, 地域口腔保健衛生臨地実習など

専攻分野の名称

口腔保健学

口腔保健技工学とは、生涯にわたって口腔・顎・頤面領域の健康を維持・増進するため、形態異常や実質欠損などに対して補綴装置、修復物によりその機能と外觀の回復を図り、人々の健康とQOLの回復を支援するための理論や知識、技術に関する学問領域である。口腔保健学にとって保健・医療・福祉の専門分野の理論、知識、技術は開発が深く、これらを修める必要がある。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

専門科目 (40単位以上)	【A群 (講義・演習科目)】 (20単位以上) ○口腔保健技工学概論に関する科目 ○歯科技工学に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○歯科理工学に関する科目 ○歯の解剖学に関する科目 ○口腔保健技工学に関する実習科目 ○歯科診療補助に関する科目 ○口腔保健衛生学に関する実習科目 ○社会福利学に関する科目 ○医療情報科学に関する科目	左のA群の5区分にわたること
専門科目 (40単位以上)	【A群 (講義・演習科目)】 (40単位以上) ○口腔保健技工学概論に関する科目 ○歯科技工学に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○歯科理工学に関する科目 ○歯の解剖学に関する科目 ○口腔保健技工学に関する実習科目 ○歯科診療補助に関する科目 ○口腔保健衛生学に関する実習科目 ○社会福利学に関する科目 ○医療情報科学に関する科目	左のA群の5区分にわたること

■専門科目の例 ■

【A群 (講義・演習科目)】

- 口腔保健技工学概論に関する科目
口腔倫理学, 関係法規など
- 歯科技工学, 歯冠修復技工学, 矯正歯科技工学, 頸顎面補綴技工学,
CADCAM技工学, 顆粒樹脂技工学, 小児歯技工学, 有味義齒技工学, 全部床義齒技工学,
部分床義齒技工学, 造形技工学など
- 臨床歯科学に関する科目
頸口腔機能学, 口腔外科学, 歯科咬合学, 歯科保存学, 齧固病学, 審美歯科学, インプラント学,
歯科前縫学など
- 歯科理工学に関する科目
歯科理工学, 歯科機械学, 歯科器械学, 歯科材料学, 歯科生体材料学, 歯科補綴材料学など
- 歯の解剖学に関する科目
歯の解剖学, 法医学など
- 【B群 (実習科目)】
○口腔保健技工学に関する実習科目
口腔保健技工実習, 歯科技工実習, 臨地実習, 臨床実習など

42 栄養学

専攻の区分

43 機械工学

専攻分野の名称

栄養学は人の健康維持と増進を目的として、食べ物や食事について学ぶ領域である。栄養素、人体の仕組みと代謝、食品の特性や成分、食の安全、臨床における栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導等ミクロからマクロまでを学ぶ幅広い分野である。これまでの学修を通じて近年の国民的健康課題を解決する能力を身に付ける。講義を通じて知識を身につけ、さらにはその理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	
○栄養 (講義科目) 1 (28 単位以上)	○栄養 (講義・演習科目) 1 (20 単位以上)
○人体の仕組に関する総合的な科目	○機械材料・材料力学に関する科目
○食物に関する科目	○機械工作・生産工学に関する科目
○臨床栄養に関する科目	○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目
○公衆栄養に関する科目	○流体工学に関する科目
○保健衛生に関する科目	○熱工学に関する科目
○栄養指導・栄養教育に関する科目	○機械力学・機械システムに関する科目
○栄養に関する演習・実験・実習科目 1 (6 単位以上)	○知能機械学・機械システムに関する科目
○栄養に関する演習・実験・実習科目	○機械工学に関する実験・実習科目
関連科目 (4 単位以上)	関連科目 (4 単位以上)
○生態学に関する科目	○工学の基礎となる科目
○生體科学に関する科目	○工学及び周辺技術等に関する科目
○生命科学に関する科目	
○社会生物学に関する科目	
○環境科学に関する科目	
○保健衛生に関する科目	
○食品流通に関する科目	
○情報科学に関する科目	

専門科目の例 ■

【A群 (講義科目)】

○栄養に関する総合的な科目

栄養学総論、基礎栄養学、栄養学各論、栄養科学、栄養生物学、栄養心理学、

○ライフスタイル栄養、食生活論、栄養学など

○人体の仕組に関する科目

生理学、人体生化学、運動 (スポーツ) 生理学、細胞生化学、解剖学、解剖学、人体構造学、

○人体機構学、生化学、免疫学、病理学など

○臨床栄養学、疾患別食事法、障害者栄養学、栄養アセスメントなど

○公衆栄養に関する科目

食品生物学、食物科学、食品化学、食品分析学、食物栄養学、食品機能学、食品微生物学、

食品加工学、食品バイオテクノロジー、食品加工学、食品製造学、食品販賣学、

食品衛生学、食品微生物学、食品生物化学、食品評価学、食嗜好学、食文化、

食物生物学、

食品衛生学、公衆衛生学、食品衛生学、食品安全学、微生物学、

健康管理論、学校保健、小児保健学、

衛生学、

成人保健学、生活保健学、精神保健学、労働衛生学など

○栄養指導・栄養教育に関する科目

栄養指導論、栄養教育論、実践栄養学、

栄養指導論、

カウンセリングなど

【B群 (演習・実験・実習科目)】

○栄養に関する演習・実験・実習科目

専攻の区分

工 学

機械工学は、有用な機械を開発、設計、製造、運用、保守、廃却するためには必要な技術の基礎となる広範な学問体系である。工学の分野で最も広い領域をカバーしており、最近ではコンピュータ、ソフトウェア、人間を中心とした機械やシステムの機能や性能を実現する技術も極めて重要な分野に入っている。そのため、学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	
○A群 (講義・演習科目) 1 (30 単位以上)	○A群の区分のうちから 4 区分以上にわたること
○機械材料・材料力学に関する科目	
○機械工作・生産工学に関する科目	
○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目	
○流体工学に関する科目	
○熱工学に関する科目	
○機械力学・機械システムに関する科目	
○知能機械学・機械システムに関する科目	
○機械工学に関する実験・実習科目	
○機械工学に関する実験・実習科目	
○工学の基礎となる科目	
○工学及び周辺技術等に関する科目	

専門科目の例 ■

【A群 (講義・演習科目)】

○機械材料・材料力学に関する科目

材料力学、塑性力学、弾性力学、破壊力学、材料静力学、固体力学、金属組織学概論、强度設計計算、强度度論、材料評価試験、機械評価試験、工業材料、構造設計学、材料機械システィム学、材料強度論、材料評価試験、

○機械加工学、機械材料科学、工業材料、構造設計学、

○機械加工学、加工の力学、精密加工学、特殊加工学、工作機械、加工計測、塑性加工学、成形の力学、

専攻の区分

専攻分野の名称

専攻の区分

専攻分野の名称

専攻の区分

専攻分野の名称

エネルギー、情報、通信など人間社会に必要なシステムのために、主として電磁気、光及び電子現象を利用して技術を創出し、利用する学問体系が電気電子工学であり、材料・物性・素子からシステムまでの広範囲な領域に及ぶ。電気電子工学は、社会におけるパラダイムの変化をともなうたる変遷の過程において、その変化に対応した専門分野も電気電子工学分野として進展している。このため、学士レベルでは基礎を広く、また、特定の分野を深く学ぶことが要求される。さらに、実験・実習により講義で得られた知識を実際に確認することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	
【A 群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上)	○電気電子工学の基礎となる科目
○電気電子工学に関する科目	○電気電子工学の基礎となる科目
○電子工学に関する科目	○電子工学に関する科目
○情報通信工学に関する科目	○情報通信工学に関する科目
○電気電子工学に関する実験・実習科目	○電気電子工学に関する実験・実習科目
開通科目 (4 单位以上)	開通科目 (4 单位以上)
◇ 工学の基礎となる科目	◇ 工学の基礎となる科目
◇ 工学及び開通技術等に関する科目	◇ 工学及び開通技術等に関する科目

■ 専門科目の例 ■

【A 群 (講義・演習科目)】

○電気電子工学の基礎となる科目
電磁気学、電気数学、回路網論、グラフ理論、電気回路、電子回路、電氣・電子計測、通信計測、計測工学、システム制御工学、數値計画法、システィム工学など
○電気工学に関する科目
電力発生工学、エネルギー工学、発電工学、原子工学、電力系統工学、電力システム工学、送配電工学、電気法規及び設備管理、電力応用工学、電気鉄道、照明工学、高電圧工学、電気材料、スマートグリッド、電力制御機器工学、放電工学、絶縁設計工学、電磁エネルギー工学、制御工学など
○電子工学に関する科目
固体電子工学、電子物理、半導体工学、誘電体工学、磁性体工学、電子材料、電子元件、電子回路、計算機路工学、論理回路、電子材料プロセス工学、アナログ電子回路、デジタル電子回路、バックスラッシュ、電子機器設計法、電子計測工学、電子部品・材料、センサー工学、光電子デバイス、集積回路設計、量子電子工学、光波電子工学、光伝送工学、光回路工学、マイクロ波工学、電子機器工学、電子通信機器設計法、応用機器工学、照明工学など

○情報通信工学に関する科目

音響工学、信号処理、情報伝送工学、通信工学、電磁波工学、応用電磁波工学、アンテナ工学、マイクロ波工学、レーザ工学、データ通信工学、通信基盤論、情報基盤論、画像工学、データ通信工学、通信基盤論、通信工学、通信基盤論、通信方針、伝送システム工学、トランシーバー工学、通信交換工学、通信網工学、電気通信事業法、通信法規、公用通信工学、電子通信機器設計法、オートマトン、計算機アーキテクチャ、ソフトウェア工学、計算機プログラミング、電子計算機、オペレーティングシステム、計算機システム、計算機アーキテクチャ、ソフトウェア工学、データ構造、モロリー工学、データベース工学、計算機システム、情報認識、組合せ、アルゴリズム理論、情報システム工学、データ通信、人工能、応用情報工学、生体情報工学、情報システム工学、情報システム工学など

【B 群 (演習・実験・実習科目)】

○電気電子工学に関する実験・実習科目

専攻の区分

専攻の区分

専攻の区分

専攻の区分

情報の処理、蓄積、伝達などに関する技術は広範囲の学問分野で扱われているが、情報工学では特定の分野に依存しない情報技術そのものに主眼を置いている。情報工学の領域で学習されるべき事項は、情報工学では基礎理論、計算機システム、情報処理の方法、およびそれを支えるハードウェアを含んでいる。学士レベルでは、これらの事項をハブンスよく学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	
【A 群 (講義科目)】 (30 単位以上)	○情報工学基礎に関する科目
○計算機システムに関する科目 (4 单位以上)	○計算機システムに関する科目 (4 单位以上)
○情報処理に関する科目 (4 单位以上)	○情報処理に関する科目 (4 单位以上)
○電気電子工学に関する科目	○電気電子工学に関する科目
○電子工学に関する科目	○電子工学に関する科目
○情報通信工学に関する科目	○情報通信工学に関する科目
○電気電子工学に関する実験・実習科目	○電気電子工学に関する実験・実習科目
○電気電子工学に関する実験・実習科目	○電気電子工学に関する実験・実習科目
開通科目 (4 单位以上)	開通科目 (4 单位以上)
◇ 工学の基礎となる科目	◇ 工学の基礎となる科目
◇ 工学及び開通技術等に関する科目	◇ 工学及び開通技術等に関する科目

■ 専門科目の例 ■

【A 群 (講義科目)】

○情報工学基礎に関する科目
データ構造、言語理論とオートマトン、アルゴリズム、計算理論、情報理論、符号理論、組合せ論、計算機システムに関する科目 (OR、待行) など
○計算機システムに関する科目
プロセラーミング、プログラム言語、コンパイラ、オペレーティングシステム、ディジタル回路、計算機アーキテクチャ、ネットワーク、情報セキュリティ、分散處理、ソフトウェア工学、データベースシステム、性能評価など
○情報処理に関する科目
数値解析、人工能、知識工学、エキスパートシステム、自然言語処理、音声処理、画像処理、图形処理、バーンズ認識、シミュレーション、マルチメディア、ヒューマンインターフェイス、コンピュータグラフィックス、ロボティクス、生物情報処理など
○電気電子工学に関する科目
電子回路、集積回路、VLSI 設計、通信方法、通信網、システム制御理論、最適化論、計測工学など
○電気電子工学に関する実験・実習科目

【B 群 (演習・実験・実習科目)】

○情報工学に関する実験・実習科目

46 應用化學

高分子用化学は物質の構造を原子や分子レベルで解明し、それを物質の性質と関連させ基礎化学を基本とする。有機および無機の天然および人工化合物を作ったり種々の人工高分子化合物が開発され、近年急速発展を遂げているバイオデバイスの基盤である。

専門科目の単位		62 単位以上
専門科目	(40 単位以上)	
【A-1群】(講義・演習科目) 1	(20 単位以上)	
○物理化学に関する科目 ○無機化学に関する科目 ○有機化学に関する科目 ○分析化学に関する科目 ○生物化学に関する科目 ○化学生工学に関する科目		
【A-2群】(講義・演習科目) 1	(10 単位以上)	
○工業化学・物性学に関する科目 ○生命・生物学に関する科目 ○材料化学に関する科目		
【B群】(実験・実習科目) 1	(6 単位以上)	
○応用化学に関する実験・実習科目		
関連科目		(4 単位以上)
◇工学の基礎となる科目		
◇工学及び周辺技術等に関する科目		

生物工学

修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)	
専門科目(40単位以上)	【A-1群(講義・演習科目)】(20単位以上) ○生物学に関する科目 ○化学に関する科目 ○生物化学に関する科目 ○生物物理学に関する科目 ○化工学に関する科目
専攻科(40単位以上)	【A-2群(講義・演習科目)】(10単位以上) ○生物工学に関する基本的科目 ○生物工学の応用に関する科目 【B群(実験・実習科目)】(6単位以上) ○生物工学に関する実験・実習科目
関連科目(4単位以上)	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び関連技術等に関する科目

演習・講義

物理化学に関する科目

物理化学、反応速度論、化学熱力学、統計熱力学、化学結合論、化学反応論、結晶化学、表面界面化学、電気化学、物理化学演習など

無機化学に関する科目

無機反応化学、固体構造化学、無機合成化学、無機構造化学、無機物質工程、工業工芸、無機物質工程研究会など

有機化学に関する科目

有機反応化学、有機合成化学、有機構造化学、有機化合物、有機高分子学、生物高分子学、生物物理学など

分析化学に関する科目

分析化学、機器分析、計測化学、組成分析、環境分析学、膜処理、電位滴定、移動速度論、重水素化水素工芸など

生物学に関する科目

微生物学、分子生物学、応用生物学、分子生物学、酵素化学、生物物理学、生物高分子学、生物化学など

生物化学に関する科目

生物化学、分子生物学、生物物理学など

A-1群(講義・演習科目)

I A-1群 (講義・演習科目)

- 生物学に関する科目
- 生物学, 生物化学, 微生物学, 動物学, 植物学, 水産学, 生理学, 分子生理学, 分子生物学, 分子生化学, 生命科学, 遺伝学, 薬理学など
- 生態学, 免疫学, 発生学, 遺伝学, 細胞生物学, 神経科学など

I A-2群 (講義・演習科目)

- 化学に関する科目
- 化学, 物理化学, 無機化学, 有機化学, 分析化学, 高分子化学, 生物物理化学, 材料化学, 化学概論, 食品化学など
- 生化学に関する科目
- 生化学, 生物化学, 生化分析化学, 生物体光学, 生物有機化学, 薬理学, 代謝化学, 細胞化学, タンパク質化学, 糖質化学, 酶素学, 解素化学など

I A-3群 (講義・演習科目)

- 生物物理学に関する科目
- 生物物理学に関する科目
- 生物物理学に関する科目
- 生物物理学に関する科目

スロバク工業化學

【A-2群（講義・演習科目）

○生物工学に関する基本的知識

○生物工学、製糖工学、衛生工学、人工臓器、安全工学、生物工学、細胞工学、遺伝子工学、生物分離工学、遺伝子工学、培養工学、細胞生物学、微生物生物学、応用微生物学、酵素工学、生物環境論、植物工学など。

○生物工学の応用に関する科目

○食品工学、繊維工学、生命工学、生物反応工学、生物生産工学、生物分離工学、遺伝子工学、生物工学、細胞工学、生物情報工学など。

○生物工学に関する実験・科目

[B群(実験・実習科目)]

○生物工学に関する実験	○生物工学実習	○生物物質学実験	○生物細胞生物学実験	○生物工学生物学実験
-------------	---------	----------	------------	------------

生物情報工学

- 生物工学の応用に関する科目
- 食品工学、環境工学、衛生工学など
- B群(実験・実習科目) 1
A群(実験・実習科目) 1
- 生物工学生物実験
- 生物工学生物実験

○生物工学の応用に関する科目

○生物工学に関する実験・実習科目】

【B群（実験・実習科目）】

良品工子、環境工子、衛生工子、
タシバク質工学、糖質工学など

【B群 繼維（上塞物習能機械材料）】

機器分析実験、工業化学実験、心用化學実験、工芸化學実験、分析化學実験、物理化學実験、生物化學実験、無機化學実験、有機化學実験、微生物化學実験。

専攻の区分

48 材料工学

専攻の区分

専攻分野の名称 工 学

材料工学は、金属、セラミックス、半導体、ポリマー、およびそれらの複合体などからなる「材料」の製造、加工、応用に関する科学と技術の基礎を総籠する学問体系である。材料は、その用途に応じた機能を有することが要求され、目的とする機能を発現する材料の製造には、物質の性質（物理や特性）の理解のみならず、材料組織・構造の制御、機能の評価や用途に適した形状・形態を賦与するための材料設計とプロセシングに関する幅広い知識と技術の習得が必要となる。修士レベルでは、科学的視点に基づく材料の基礎を学ぶことと、実験・実習を通して講義により得た知識と実際の材料技術の関係を確認することが求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の A 群の区分のうちから 5 区分以上にわたること
【A 群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上)	
○材料工学の基礎に関する科目	
○材料の構造と組織に関する科目	
○材料の機能と評価に関する科目	
○材料の設計と利用に関する科目	
○材料のプロセッシングに関する科目	
○材料の各論と応用に関する科目	
○材料工学に関する実験・実習科目	
関連科目 (4 単位以上)	
◇ 工学の基礎となる科目	
◇ 工業及び周辺技術等に関する科目	

■ 専門科目の例 ■

【A 群 (講義・演習科目)】

○材料工学の基礎に関する科目
材料物理学、材料化学、材料生物学、材料統計力学、材料量子力学、材料熱力学、材料反応化学、表面・界面工学、材料力学など

○材料の構造と組織に関する科目
材料強度学、材料組織学、材料構造学、材料解釈学、材料組織制御学、材料組織形成論など

○材料の機能と評価に関する科目
電子機能材料科学、材料輸送現象論、材料塑性加工学、デバイス材料科学、非破壊検査材料科学、材料特性評価学など

○材料の設計と利用に関する科目
材料設計学、材料マクロ力学、材料システム学、材料信頼性工学、材料環境学、計算材料科学など

○材料のプロセッシングに関する科目
材料プロセス工学、材料精練・精製工学、材料輸送現象論、材料塑性加工学、結晶成長工学、薄膜・コーティング工学、デバイスプロセス工学など

○材料の各論と応用に関する科目
金属材料学、構造セラミックス学、半導体材料学、電子セラミックス学、ポリマー材料学、複合材料学など

【B 群 (実験・実習科目)】

○材料工学に関する実験・実習科目
材料物性実験、材料組織実験、材料強度実験、材料加工実験、分析実験、マテリアル工学実験など

土木工学は、台風や地震などの厳しい自然条件下において、人々の暮らしを守ることも、道路、橋、港、河川など私達の社会・経済の基礎となる社会基盤を整備するための中心的な技術・空間分野である。開拓地のそれらが良質な生活空間を有し、持続可能な社会を形成するためにには、構造・水工・土質・施工などのへこみ分野に含まれる領域ばかりでない。このため、学士レベルでは基礎的な知識も必要とされ、土木工学に含まれる幅広く学ぶことが求められる。また、実験・実習により、講義で得た知識を実際に確認することも大切である。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)	修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)
【A 群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上)	【A 群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上)
○構造・材料に関する科目	○構造・材料に関する科目
○水工・環境に関する科目	○水工・環境に関する科目
○土質・施工に関する科目	○土質・施工に関する科目
○計画・交通に関する科目	○計画・交通に関する科目
○都市・景観に関する科目	○都市・景観に関する科目
【B 群 (実験・実習科目)】 (6 単位以上)	【B 群 (実験・実習科目)】 (6 単位以上)
○土木工学に関する実験・実習科目 (ただし、上記の「都市・景観に関する科目」の区分の単位数が 15 単位以上の場合は、その区分の実験科目を実験・実習科目に替えることができる)	○土木工学に関する実験・実習科目 (ただし、上記の「都市・景観に関する科目」の区分の単位数が 15 単位以上の場合は、その区分の実験科目を実験・実習科目に替えることができる)
関連科目 (4 单位以上)	関連科目 (4 单位以上)
◇ 工学の基礎となる科目	◇ 工学の基礎となる科目
◇ 工業及び周辺技術等に関する科目	◇ 工業及び周辺技術等に関する科目

■ 専門科目の例 ■

【A 群 (講義・演習科目)】

○構造・材料に関する科目
材料力学、構造力学、建設材料科学、構造解析、応用振動学、コンクリート工学、鉄筋コンクリート工学、

○土質・施工に関する科目
土質力学、水力学、河川工学、海岸工学、水防災工学、水資源工学、衛生工学、水処理学、

○計画・交通に関する科目
都市計画、環境工学、防災工学、地域環境工学、エネルギー土木工学など

○水工・環境に関する科目
水体力学、水理学、水文学、河川工学、海岸工学、防災工学、流域環境工学、岩盤力学、土木施工、

○土質・施工に関する科目
土質力学、動土質力学、地盤工学、地盤環境工学、岩盤力学、土木施工、土木地質学、

○計画・交通に関する科目
トンネル工学、防災工学、土木法規、コンストラクション・マネジメントなど

○都市・景観に関する科目
地理計画論、公共投資・政策論、交通計画、交通工学、道路工学、鉄道工学、港湾・空港工学、測量学、

○都市施設保全、都市計画、都市計画、地区計画、都市環境工学、都市安全工学、不動産学など

【B 群 (実験・実習科目)】

○土木工学に関する実験・実習科目

50 建築学**51 社会システム工学**

建築学は、人間生活を営む上で次くことのできない衣・食・住の一つである「住」を扱い、そのためには必要なあらゆる問題を扱う学問である。そのためには、そのために必要なあらゆる芸術的侧面、美しさや安全性などを含む構造物の側面、建築空間に対する側面、建築空間を作り出す材料や構法、工法といった工学技術的側面、熱・音・光・電気など室内外の環境を制御・調整する仕掛けや設備システムを考える環境工学的侧面、不動産・資本といった社会経済的侧面がある。多くの人々が集まつて住むという状況の中ではなく、過去・現在・将来を通して建築の側面も必要である。そして、これら諸問題の解決策を単純に寄せ集めるのではなく、そのための実務的な観点も重要である。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (48 単位以上)	関連科目
【A群 (講義・演習科目) 】 (30 単位以上) ○建築構造学に関する科目 (8 単位以上) ○建築構造・材料・施工に関する科目 (4 单位以上) ○建築環境工学に関する科目 (2 単位以上) ○建築計画工学に関する科目 (4 単位以上) ○都市計画工学に関する科目 ○建築史・意匠に関する科目	【A群 (実験・実習科目) 】 (10 単位以上) ○建設設計・製図に関する科目 ○建築字・デザインに関する科目
【B群 (講義・演習科目) 】 (10 单位以上) ○工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目 ◇美術・デザインに関する科目	

■専門科目の例 ■

【A群 (講義・演習科目) 】

- 建築構造学に関する科目
建設力学、応用力学、構造解析、構造振動論、鉄筋コンクリート構造 (RC 構造)、
鋼構造 (鋼構造)、木構造 (木質構造)、耐震構造、構造設計、構造工学、土質工学、基礎地盤工学、
建築基礎構造、建築防災工学、防災工学、風工学など
- 建築構造・材料・施工に関する科目
建築概論、建築構造、建築一般構造、構造計画、建築材料、建築生産、建築施工、
建築マネジメント、建築経済、材料計画、施工計画、住宅産業論、デザイン材料など
- 建築計画工学に関する科目
建築計画概論、都市計画、地区計画、住宅地計画、地域計画、都市施設計画、まちづくり論、
建築都市計画概論、都市計画、都市交通計画、都市環境工学、都市震災工学、都市安全工学、
都市緊急工学、都市防災工学、都市安全工学、都市消防工学、都市解説、都市計画史、
建築都市計画、都市開発法規など
- 建築計画工学に関する科目
建築計画、建築音響学、熱環境、光環境、建築環境計画、都市環境、建築都市環境概論、計画原論、音環境、
給排水設備、電気設備、暖房設備、都市設備、環境心理、造園学、省資源リサイクル論など

専門科目	【A群】 (30 単位以上) ○応用数理・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済学・社会政策に関する科目	左のA群の区分のうちから「応用数理・システムと情報に関する科目」または社会経済システムの区分を含み2区分以上にわたること
	【B-1群 (工学の諸領域における専門的科目) 】 (4 単位以上) ○機械工学に関する科目 ○電気電子工学に関する科目 ○情報工学に関する科目 ○応用化学に関する科目 ○生物工学に関する科目 ○材料工学に関する科目 ○機械工学に関する科目 ○電気電子工学に関する科目 ○情報工学に関する科目 ○応用化学に関する科目 ○生物工学に関する科目 ○材料工学に関する科目 ○土木工学に関する科目 ○建築学に関する科目 ○社会システム工学に関する実験・実習科目	
	【B-2群 (社会科学の諸領域における専門的科目) 】 (4 単位以上) ○経済・政治・社会学に関する科目 ○心理学・経営学・商学に関する科目 ○建築工学に関する科目 ○社会システム工学に関する実験・実習科目	
	【C群 (社会システム工学に関する実験・実習科目) 】 (4 単位以上) ○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目 ○経済・政治・社会学に関する科目 ○建築工学に関する科目 ○社会システム工学に関する実験・実習科目	
	開運科目 ◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例 ■

- 応用数理・システムと情報に関する科目
オペレーションシステムリサーチ (OR)、モデリング、数理計画、数理計画、数理計画、数理計画、数理計画、
意思決定理論、多变量解析、データ解析、システム基礎、システム工学、システィム工学、
情報システム、ソフトウェア工学、データ構造、プログラミング、シミュレーション、ネットワーク、
情報セキュリティなど
- 経営・管理工学に関する科目
経営管理理論、経営組織論、マーケティング、経営財務、原価管理、インダストリアルエンジニアリング、
メンソードエンジニアリング、生産管理、スケジューリング、プロジェクトマネジメント、ロジスティクス、
物流管理、品質管理、信頼性工学、人間工学、値創工学、経済工学、設備管理、金融工学、
リスクマネジメント、人事労務管理など
- 公共経済学・社会政策に関する科目
公共経済学、公共政策論、マクロ経済学、労働経済学、財政学、国際経済学、経済システムと政策、
費用效益分析、環境経済学、住宅土地経済学、計量経済学、法システム、社会システム論、
政策科学、社会システム計画など

- 建築設計・実験・実習科目
図学、造形、建築設計圖、建築設計製圖、建築設計基準、建築総合設計、地城デザイン、
○建築学に関する実験・実習科目
建築実習、造形基礎実習、建築実験、材料実験、構造実験、材料加工実習、測量実習など

- 電気電子工学に関する科目
整理工番号 44 の「電気電子工学」の専門科目の例の A 群に区分される科目

○情報工学に関する科目
整理工番号 45 の「情報工学」の専門科目の例の A 群に区分される科目

○応用化学に関する科目
整理工番号 46 の「応用化学」の専門科目の例の A - 1 群及び A - 2 群に区分される科目

○生物工学に関する科目
整理工番号 47 の「生物工学」の専門科目の例の A 群に区分される科目

経理番号4488 生物工学の専門科目の例のA-1群及びA-2群に区分される科

- 電気電子工学に関する科目 整理番号 44の「電気電子工学」の専門科目の例のA群に区分される科目

○情報工学に関する科目 整理番号 45の「情報工学」の専門科目の例のA群に区分される科目

○応用化学に関する科目 整理番号 46の「応用化学」の専門科目の例のAー1群及びAー2群に区分される科目

○生物工学に関する科目 整理番号 47の「生物工学」の専門科目の例のAー1群及びAー2群に区分される科目

○材料工学に関する科目 整理番号 48の「材料工学」の専門科目の例のA群に区分される科目

○土木工学に関する科目 整理番号 49の「土木工学」の専門科目の例のA群に区分される科目

○建築学に関する科目 整理番号 50の「建築学」の専門科目の例のA群に区分される科目

【B-2群】(社会科学的素質領域における事務的科目) 1

○環境・安全・知的財産・障害管理・心理に関する科目 整理番号 51の「環境・安全・知的財産・障害管理・心理」の専門科目の例のA群に区分される科目

○経営・マクロ経済学、生産経済学、経済政策、産業組織論、組織心理学技術者倫理、情報倫理、産業心理学、認知心理学、行動科学、環境心理学

○マクロ経済学、マクロ経済学、生産経済学、経済政策、産業組織論、組織心理学

○ポートフォリオシステム、流通論など

【C群】(社会システム工学に関する実験、実習科目) 1

○社会システム工学に関する実験、実習科目 整理番号 52の「社会システム工学実験」の専門科目の例のA群に区分される科目

※専攻の区分「社会システム工学」の修得単位の審査の基準の改正について
平成24年度から、専攻の区分「社会システム工学」の修得単位の審査を改正します。

■専門科目の例

芸術工学の基礎となる工学に関連したレポートを作成する場合には、個別的な内容を単に専門的立場から述べるのではなく、デザインとの関連において論じること。

農学
専攻の区分

商船学は、その要素となる學問として航海学、船舶機関工学、船舶工学、船舶機械工学、船舶構造工学、船舶管理工学、経営工学等の各學科を有する。また手法としては応用数学、応用物理学、機械工学、流体力工学、熱工学、自動制御工学、情報工学、政策学等を駆使する幅広い學問である。このため、學士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実驗實習により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

④多特 くべき等科目と関連科目の単位(62単位以上)	左のA群の区分のうちから2区分 以上にわたること
専門科目(40単位以上) 【A群 講義・演習科目】 (30単位以上) ○商船学に関する総合的な科目 ○航海学に関する科目 ○機関学に関する科目 【B群 実験・実習科目】 (6単位以上) ○商船学に関する実験・実習科目 関連科目 (4 単位以上) ◇商船学の基礎となる理・工学に関する科目 ◇商船学の周辺分野に関する科目	

【A群】(講義・演習)

○商船学に関する総合的な科目
　商船システム工学、交通システム工学、
○航海学に関する科目
　海上交通工学、運航管理学、港

○機関学に関する科目
操船システム、船舶機器工学、内燃機関工学、工業熱力学
輸送環境論、海運政策論、海洋政策論、海洋英語など
海洋人間科学、海事英語など

【B群（実験・実習科目）】
○商船学工開する実験・実習科目

機制字美駛，海事科字美駛，

昆虫病理学

水產學

農業問題研究

天官書

専攻の区分 家政学

家庭医学は家庭における生活を対象とし、人の生活に関することを人文科学、社会科学、自然科学の視点から総合的に研究する学問領域である。家政学においては現代社会の生活課題を歴史・情報・福祉等の観点から総合的に研究する学門である。家庭医学は家庭医学がどのようにして演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

専攻	授業科目	専門科目 (40 単位以上)
専攻	科	【A-1 群 (講義科目)】 ○家政学に関する総合的な科目 (6 単位以上) 【A-2 群 (講義科目)】 (18 単位以上) ○児童学に関する科目 ○食物学に関する科目 ○被服学に関する科目 ○住居学に関する科目 ○生活経営学に関する科目 1B群 (演習・実験・実習科目) 1 (6 単位以上) ○家政学に関する演習・実験・実習科目
専攻	科	関連科目 (4 単位以上)
専攻	科	◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇自然科学に関する科目 ◇美学に関する科目 ◇人間工学に関する科目 ◇統計学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇家庭科教育に関する科目

明科 目の便

- | | | |
|--|---|---|
| <p>A-1 群 [講義科目]</p> <p>○家政學に關する総合的な科目</p> <p>家庭生活論、生活情報論、生活文化論、生活廣告論など</p> <p>生活史、生涯進捗論など</p> | <p>○児童心理学</p> <p>児童心理学、児童発達学、児童文化論、児童保健学など</p> <p>児童保健学、精神保健学など</p> | <p>○児童保育学</p> <p>児童保育学、精神保健学など</p> |
| <p>A-2 群 [講義科目]</p> <p>○児童心理学に關する科目</p> <p>○児童文化論に關する科目</p> <p>○児童保健学に關する科目</p> | <p>○児童文化論に關する科目</p> <p>○児童保健学に關する科目</p> <p>○児童文化論に關する科目</p> | <p>○児童文化論に關する科目</p> <p>○児童保健学に關する科目</p> <p>○児童文化論に關する科目</p> |
| <p>B-1 群 [講義科目]</p> <p>○被服材料学</p> <p>被服材料学、被服設計学、被服工芸学、被服史、被服藝術等</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> | <p>○被服材料学</p> <p>被服材料学、被服設計学、被服工芸学、被服藝術等</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> | <p>○被服材料学</p> <p>被服材料学、被服設計学、被服工芸学、被服藝術等</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> |
| <p>B-2 群 [講義科目]</p> <p>○被服工芸学</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> | <p>○被服工芸学</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> | <p>○被服工芸学</p> <p>被服工芸学、被服藝術等</p> |

高分子化学など

住居学に関する科目
住生活学、住宅論、住居意匠学、住居計画学、室内意匠論、住居環境学、生活環境学、人間工学、

住居政策論、住居構造論、生活デザイン論など、生活經營管理學に關する各項目

家族過誤論、高齢者論、家庭经济学、家計管理論、消費経済論、国民経済論、消費者問題論など
B群（演習・実験・実習科目）
○家政学に関する演習・実験・実習科目
修成課程の中で申請者が自身が製作した被服や住居模型等をとりあげる場合には、それら被服や模型について述べるだけではなく、基礎となる文献や資料に関する学修を行なうところ。

専攻の区分
音楽

家庭は家庭における生活を対象とし、人の生活に関することを人文科学、社会科学、自然科学の視点からみる伝統的な学問領域である。家政学においては現代社会の生活課題を歴史・情報・福祉等の視点から総合的に扱うする内容が、家庭経営、生活経営、家族関係などの内容に関する各領域の科目を実習科目を履修することが求められる。

専攻	授業科目	専門科目 (40 単位以上)
専攻	科	【A-1 群 (講義科目)】 ○家政学に関する総合的な科目 (6 単位以上) 【A-2 群 (講義科目)】 (18 単位以上) ○児童学に関する科目 ○食物学に関する科目 ○被服学に関する科目 ○住居学に関する科目 ○生活経営学に関する科目 1B群 (演習・実験・実習科目) 1 (6 単位以上) ○家政学に関する演習・実験・実習科目
専攻	科	関連科目 (4 単位以上)
専攻	科	◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇自然科学に関する科目 ◇美学に関する科目 ◇人間工学に関する科目 ◇統計学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇家庭科教育に関する科目

生

トミックなトリ

専攻分野の名称
芸術学

専攻の区分 楽音 57

家庭は家庭における生活を対象とし、人の生活に関することを人文科学、社会科学、自然科学の視点からみる伝統的な学問領域である。家政学においては現代社会の生活課題を歴史・情報・福祉等の視点から総合的に扱うする内容が、家庭経営、生活経営、家族関係などの内容に関する各領域の科目を実習科目を履修することが求められる。

トミックなトリ

58 美術

専攻の区分

専攻分野の名称

59 体育

専攻分野の名称

ここでいう「美術」とは、絵画、彫刻、工芸、デザインといった伝統的に造形芸術と呼ばれてきたものを中核として、さらに現代の映像やコンピュータによる造形をも含む領域である。そのため、美術に関する理論を中心に学ぶときばかりではなく、美術制作を中心とする、文化的・社会的な美術理論や、人間がおこない歴史の中につくった美術の歴史についての体系的な知識が必要となる。また、美術は文化の中核をになう領域でもあるために、学校や美術館等をつうじた次世代の教育にも責任がある。そのためアートマネジメントでは「美術制作に関する科目」を中心として、「美術理論・美術史に関する科目」と「美術教育・アートマネジメントに関する科目」の習得が求められる。

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから「美術制作に関する科目」の区分を含み 2 区分以上にわたること
○美術制作に関する科目	
○美術理論・美術史に関する科目	
専攻に係る関連科目 (4 単位以上)	
◇文化史に関する科目	
◇哲學に関する科目	
授業科	
◇外国語に関する科目	
◇民族学に関する科目	
◇社会学に関する科目	
◇情報科学に関する科目	
◇心理学会に関する科目	
◇言語学に関する科目	
◇演劇学に関する科目	
◇教育学に関する科目	
◇生態学に関する科目	
◇音楽に関する科目	

修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専門科目 (40 単位以上)	左の区分のうちから「美術制作に関する科目」の区分を含み 2 区分以上にわたること	実技科目 8 単位を含み左の 4 区分にわたること
○体育科学に関する科目		
○スポーツ科学に関する科目		
専攻に係る関連科目		
◇健康体力科学に関する科目		
◇保健体育教育に関する科目		
授業科		
◇教育学に関する科目		
◇医学に関する科目		
◇社会学に関する科目		
◇心理学に関する科目		
◇経営学に関する科目		
◇生命科学に関する科目		
◇健康科学に関する科目		
◇人類学に関する科目		

■専門科目の例

○体育科学に関する科目

体育原論、体育概論、体育社会学、体育行政学、体育心理学、体育管理学、体育経営学、(体育管理学、体育施設設備用具論を含む)、レジャーレクリエーション、特殊体育、武道論、社会体育、測定評価論、スポーツ産業論、スポーツマーケティング論、舞踊論、野外教育論など

○スポーツ科学に関する科目

スポーツ科学に関する科目の区別による科目の区分、個別スポーツ方法論(実技を含む)、スポーツバイオメカニクス、スポーツ運動学、コーチ学、個別スポーツ論など

○健東体力科学に関する科目

解剖学、生理学、病理学、栄養学、公衆衛生学、環境保健学、体力学、スポーツ医学、運動処方論、救急法、美習、アービング・マッサージ論(実習を含む)、発育発達論、スポーツ障害論、健康心理学、教急学、小児保健、老人保健、精神保健学、学校保健学など

○保健体育に関する科目

保健科教育学、体育科教育学、特殊体育教育学、教育方法論、カウンセリング論、障害者スポーツ論など

専攻の区分

専攻分野の名称

体育学とは、一般に体育科学やスポーツ科学と同義に扱われ、現在ではスポーツ科学として呼称されるのが通例である。さまざまな身体運動の機能と構造、その文化的・社会的存在様式を研究対象とする、自然科学、人文科学、社会科学にわたる基礎的、応用的諸科学からなる総合科学である。体育学には、哲學、歴史・社会学、美学などの問題視角や研究方法が用いられる。体育学はスポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツ教育学、スポーツ医学などの諸領域から形成される科学である。複合領域としての同時に運動遊戯から競技スポーツに至る運動現象を総合的に研究する科学である。複合領域としての体育学をかたちづくるものに、競技力向上に貢献する「学際領域」としての意義の「スポーツ科学(スポーツ医学)」や、運動・健康・体力の関係を解明する「健康体力科学」、また学校教育における保健及び体育での教育と、教科外教育を研究対象とする「保健体育教育」があり、これらの学修が求められる。

専攻の区分「社会システム工学」の修得単位の審査の基準の改正について
平成24年度から、専攻の区分「社会システム工学」の修得単位の審査の基準を改正します。
改正後の審査基準による学位授与申請の受付は、平成24年度4月期からとなりますので注
意ください。

改正後の審査基準による学位授与申請の受付は、平成24年度4月期からとなりますので注意

卷之三

社会システム工学

<p>社会システム工学は、科学的方法論に基づく企画経営を含む社会経済システムの効率的なデザイン、マジメント、政策に関する学問分野である。その上位に「資源・システムと情報に関する科目」、または社会経済システム工学に関する「応用科目」、または社会経済システムと情報に関する科目」、または社会経済システム工学に関する「専門的科目」について学修することが求められる。以上の3つの区分に従って、主に実務活動のマネジメントに係る「資源・システムと情報に関する科目」、または社会経済システム工学に関する「応用科目」、または社会経済システムと情報に関する科目」の区分を含み2区分以上にわたることとされる。</p> <p>A群として、2区分以上に幅広く選択することができる。さらに社会システム工学における実験・実習科目としてB群が設定してあり、A群について個人の要件に沿って学修を行うことができる。</p> <p>学士としては、A群の要件に沿って、B群について個人の要件に沿って学修を行うことが必須である。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>専門科目</p> <p>[A群] (30単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応用数学・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済・社会政策に関する科目 ○社会経済・社会政策における専門的科目 <p>[B・C群 (学部の講領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○機械工学に関する科目</p> <p>○電気電子工学に関する科目</p> <p>○情報工学に関する科目</p> <p>○応用化学に関する科目</p> <p>○生物学に関する科目</p> <p>○材料工学に関する科目</p> <p>○土木工学に関する科目</p> <p>○建築学に関する科目</p> <p>[B群 (社会科学の諸領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目</p> <p>○経済学・経営学・商学に関する実験・実習科目</p> <p>[C群 (社会システム工学に関する実験・実習科目)】</p> <p>(6単位以上)</p> <p>○社会システム工学に関する実験・実習科目</p> <p>関連科目</p> <p>(4 单位以上)</p> <p>◇工学の基礎となる科目</p> <p>◇工学及び周辺技術等に関する科目</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>左のA群の区分のうちから「応用数学・システムと情報に関する科目」の区分を含み2区分以上にわたることとされる。</p> </td></tr> </table>	<p>専門科目</p> <p>[A群] (30単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応用数学・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済・社会政策に関する科目 ○社会経済・社会政策における専門的科目 <p>[B・C群 (学部の講領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○機械工学に関する科目</p> <p>○電気電子工学に関する科目</p> <p>○情報工学に関する科目</p> <p>○応用化学に関する科目</p> <p>○生物学に関する科目</p> <p>○材料工学に関する科目</p> <p>○土木工学に関する科目</p> <p>○建築学に関する科目</p> <p>[B群 (社会科学の諸領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目</p> <p>○経済学・経営学・商学に関する実験・実習科目</p> <p>[C群 (社会システム工学に関する実験・実習科目)】</p> <p>(6単位以上)</p> <p>○社会システム工学に関する実験・実習科目</p> <p>関連科目</p> <p>(4 单位以上)</p> <p>◇工学の基礎となる科目</p> <p>◇工学及び周辺技術等に関する科目</p>	<p>左のA群の区分のうちから「応用数学・システムと情報に関する科目」の区分を含み2区分以上にわたることとされる。</p>
<p>専門科目</p> <p>[A群] (30単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応用数学・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済・社会政策に関する科目 ○社会経済・社会政策における専門的科目 <p>[B・C群 (学部の講領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○機械工学に関する科目</p> <p>○電気電子工学に関する科目</p> <p>○情報工学に関する科目</p> <p>○応用化学に関する科目</p> <p>○生物学に関する科目</p> <p>○材料工学に関する科目</p> <p>○土木工学に関する科目</p> <p>○建築学に関する科目</p> <p>[B群 (社会科学の諸領域における専門的科目)】</p> <p>(4単位以上)</p> <p>○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目</p> <p>○経済学・経営学・商学に関する実験・実習科目</p> <p>[C群 (社会システム工学に関する実験・実習科目)】</p> <p>(6単位以上)</p> <p>○社会システム工学に関する実験・実習科目</p> <p>関連科目</p> <p>(4 单位以上)</p> <p>◇工学の基礎となる科目</p> <p>◇工学及び周辺技術等に関する科目</p>	<p>左のA群の区分のうちから「応用数学・システムと情報に関する科目」の区分を含み2区分以上にわたることとされる。</p>		

専門科目の例

〔A群〕

- 応用数学・システムと情報に関する科目
オペレーションズリサーチ(OR)、モデリング、数理計画、数理統計、経営数学、データ理論、意思決定理論、多変量解析、データ解析、実験計画法、システム基礎、システム理論、システム工学、システム工学、システムワーク、情報システム、ソフトウェア工学、データ構造、プログラミング、シミュレーション、ネットワーク、情報セキュリティなど

○経営・管理工学に関する科目
経営管理論、組織心理学、マーケティング、経営戦略、原価管理、インダストリアルエンジニアリング、プロジェクトマネジメント、ロジスティクス、生産管理、スケジューリング、人間工学、人間工学、人間工学、人間工学、設備管理、金融工学、リスクマネジメント、人事労務管理など

○公共経済・社会政策に関する科目
公共経済学、公共政策論、マクロ経済学、労働経済学、財政学、国際経済学、経済システムと政策、費用便益分析、政策経済論、住民土地区画整理事業、社会調査法、社会システム論、社会政策科学、社会システム計画など

次ページへ続く

10

各種手続

1 証明書の交付

各証明書は、交付願が当機構に到着してから、できるだけ3日程度（土・日曜、祝日、年末始を除く）で発送するようにしています。各交付願の様式は、機構のウェブサイトからダウンロードできます。

(1) 「学位授与証明書」(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shoumeisho/index.html)

機構から学位が授与されたことを証明する書類です。

A4判の用紙に「学位授与証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し、あて先を明記した返信用封筒（長形3号に送料分の切手を貼付*）とともに、当機構学位審査課に送付してください。

① 郵便番号 ② 住所 ③ 電話番号

④ 氏名（フリガナ）〔英文証明書を請求する場合は、ローマ字表記も記入する。〕

⑤ 学位授与年月日** ⑥ 学位記番号* ⑦ 学位（専攻分野）の名称

⑧ 生年月日 ⑨ 使用目的 ⑩ 提出先 ⑪ 必要部数

* 請求枚数が4枚（巻封の場合は2枚）までの場合は、80円切手（速達を希望する場合は350円）を貼つてください。枚数が5枚以上の場合、当機構に問い合わせてください。（送料は平成23年2月現在）
** ⑤の学位授与年月日、⑥の学位記番号については、不明であれば未記入でも可。

(2) 「学位授与申請受理証明書」(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shinseishiyou/index.html)
学位授与申請書類等が機構に受理されてから合否の判定が出るまでの間、機構において申請を受理していることを証明する書類です。
A4判の用紙に「学位授与申請受理証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し、あて先を明記した返信用封筒（長形3号に送料分の切手を貼付**）とともに、当機構学位審査課に送付してください。

① 郵便番号 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 氏名（フリガナ）
⑤ 専攻分野の名称 ⑥ 専攻の区分 ⑦ 生年月日 ⑧ 使用目的
⑨ 提出先 ⑩ 必要部数

*** 請求枚数が4枚までの場合は、80円切手（速達を希望する場合は350円）を貼つてください。（送料は平成23年2月現在）
枚数以上の場合は、当機構に問い合わせてください。（送料は平成23年2月現在）

2 機構発行の刊行物の請求方法

資料の送付を希望する場合は、テレメールを利用して資料請求してください。

(1) テレメール（インターネット・自動音声応答電話）での請求方法

① 以下のいずれかの方法で**△**テレメールにアクセスしてください。

1 証明書の交付	http://telemail.jp/ ※PC・携帯電話各社 共通アドレスです	2 機構発行の刊行物の請求方法	http://telemail.jp/ 携帯電話なら、ハードを読み取るだけでアクセスできます。
インターネットの場合 (パソコン・携帯電話)	IP電話 050-8601-0101	自動音声応答電話の場合	IP電話 050-8601-0101

資料名	資料の内容	部数	資料請求番号	送料
『新しい学士への途』 —学位授与申請案内— 【2月】	機構が行う学士の学位授与制度や申請方法などを詳しく説明したもの（本冊子）	1部	488724	290円
『学位授与申請書類』 【2月】	学位授与申請に必要な書類等のうち、機構が指定する書類様式をつづったもの	1部	488725	210円
『新しい学士への途』 および 『学位授与申請書類』	『新しい学士への途』と『学位授与申請書類』のセット（※）	1セット (※)	488726	290円
「学士」をめざす方へ 大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために	機構の学位授与システムを解説したパンフレット	1部	488727	180円

【】は最新版の発行月です。学位授与申請にあたっては申請する年度版のものをご利用ください。

※複数セットを請求する場合は、機構ウェブサイトから請求してください。

③ ガイダンスに従ってお届け先等の登録を行ってください。

請求方法についてのお問い合わせ
テレメールカスタマーセンター 電話 050-8601-0102 (9:30～18:00)

(2) 機構ウェブサイトからの請求方法
機構ウェブサイトから**△**テレメールを利用して資料請求できます。
URL <http://www.niad.ac.jp/>

3 住所変更届 (http://www.niad.ac.jp/n_gaku/shinseishiryou/index.html)

学位授与申請後に住所を変更した場合、あるいは今後変更する予定のある場合は、A 4 判の用紙に「住所変更届」と明記した上で次の事項を記入し、当機構学位審査課に送付してください。

1 機構が授与する学士の学位について

- ① 整理番号*** ② 氏名 ③ 生年月日 ④ 専攻分野の名称
⑤ 専攻の区分 ⑥ (新しい) 郵便番号・住所・電話番号
⑦ 転居等(予定) 年月日

**** 受験票に記載しております。なお、不明であれば未記入でも可。

4 アンケート調査等のお願い

この制度における申請者の実態を調査し、制度等の改善を図るために、学位取得者を対象としたアンケート調査等を実施することがあります。回答者が特定されるような形で調査結果を公表することはありませんので、ご協力ください。

5 照会等について

この制度に関して不明な点があれば、当機構学位審査課に電話で問い合わせてください。
文書によるお問い合わせの場合も、連絡先電話番号を必ず記入してください。(お問い合わせ先→裏表紙)

II FAQ

Q 1. 履歴書の学歴には、どのように記入すればよいのですか？

- A 1. 学歴欄に、「△△年□月 学士(○○学)の学位取得 独立行政法人大学評価・学位与機構」と記入することをお勧めしています。

Q 2. 機構の学士を取得すれば、教員免許が取れますか？

- A 2. 機構の学士は、教員の一種免許状取得の基礎資格として認められています。ただし、教育職員免許法に履修すべき科目が定められています。くわしくは都道府県の担当課等に確認してください。

Q 3. 機構の学士を取得すれば、大学院の受験資格が認められますか？

- A 3. 原則として、大学院の受験資格は認められます。ただし、申請者の学修内容と受験を希望する大学院の課程の専門性との違い等により、受験資格が認められないこともありますので、当該大学院に確認してください。

Q 4. 機構で修士、博士を取得できますか？

- A 4. 機構には、単位の積み上げや論文提出による修士、博士の学位を授与する制度はありません。機構の制度では、修士と博士の学位授与は、機構が認定した各省庁大学校の研究科修了者のみを対象としています。

- Q 5. 機構で学士の学位を取得しても、一部の資格試験が受験できないと聞きましたが、なぜですか？
A 5. 学歴を受験資格として定める一部の資格試験等においては、法令等に基づき養成機関としての認定を受けた学校の教育課程を修了していることを要件としているものがあります。受験資格として単に“大学の○○学部を卒業”という表記が用いられても、事实上、養成機関として認められた大学の学部・学科の卒業を求めていることがあります。こうした場合、機構で取得した「学士の学位」では“大学卒業”を学歴要件とする資格試験を受験できないこともあります。受験資格の詳細については、試験を実施する各機関に確認してください。

2 申請資格等について

- Q 6. 短期大学に2年以上在学して 62 単位以上修得し、退学しました。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

- A 6. 機構の学位受与制度における「基礎資格を有する者」とは、短期大学、高等専門学校の卒業者または専修学校専門課程の修了者です。該当しません。(→p. 4)

Q 7. 10年前に短期大学を卒業しました。「基礎資格を有する者」に該当しますか？
A 7. 該当します。基礎資格を有する者に該当した後、何年以内に申請しなければならないという決まりはありません。

Q 8. 卒業した短期大学が廃校となり、現在は存在していません。「基礎資格を有する者」に該当しますか？
A 8. 該当します。「基礎資格を有する者」として必要とされているのは、短期大学を卒業していることですので、その学校が現存しているかどうかは問いません。

Q 9. 現在、大学の学部に在学中ですが、申請できますか？
A 9. 現に大学に在学して、その大学で学士の学位の取得（卒業）をめざしている学生は、申請できません。また、通信制の大学の学部学生や放送大学の全科履修生にも、申請資格はありません。（→p. 30）

Q 10. 大学の学部を休学中ですが、申請できますか？
A 10. 休学中でも大学に在学していることになりますので、申請できません。

Q 11. 大学を3年で退学し、大学院に入学（いわゆる「飛び級」）した者です。「基礎資格を有する者」に該当しますか？
A 11. 「大学の学生として2年以上在学し、62単位以上を修得した者」に該当する場合には、「基礎資格を有する者」に該当します。大学院に在学中の者でも、学部入学後4年以上が経過すれば、申請することができます。（→p. 30）

Q 12. 外国の中等教育機関の出身者が、「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A 12. 当該国において学校教育における14年以上の課程として大学への編入学が制度上認められている等に基づき、日本の短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に相当すると認められる課程を修了した者は、「基礎資格を有する者」に該当します。（→p. 4）
学歷を確認しますので、申請前にあらかじめ照会してください。その際には、当該機関の卒業証書の写しや卒業証明書、当該国において、日本の4年制大学に相当する大学に編入学できることが分かる書類および参考となる資料に和訳を添したものと、高等学校審査課題にて送付ください。なお、確認には時間を要しますので注意してください。

Q 13. 外国の4年制大学を卒業した者です。「基礎資格を有する者の区分」は第3区分に該当しますか？
A 13. 第3区分には該当しません。外国の4年制大学を卒業した方は、「外国において学校教育の15年以上の学校教育の課程を修了した者」にあたりますので、原則として第2区分に該当します（ただし、「基礎資格を有する者」に該当するか否かを含めて、当該機関が定める要件により判断しますので必ずしもこの限りではありません）。したがって、当該大学を卒業した後に、日本の大学、認定専攻科等において、所定の要件を満たすように単位

を修得しなければ当機構に申請することはできません。
なお、外国の大学を退学した方にについては、「学校教育の課程を修了した者」にあたりませんので、当該大学での在学年数および修得単位数にかかわらず「基礎資格を有する者」には該当しません。

Q 14. 日本の短期大学卒業生ですが、日本国籍を有していません。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A 14. 該当します。国籍による学位授与の申請の制限はありません。

Q 15. 外国に生んでいますが、申請できますか？

A 15. 申請できます。ただし、日本国内の会場で行われる試験を受験する必要があります。また、申請の際には、現住所に「アカシミリがあれば、「学位授与申請書」の「連絡先電話番号」欄に記入してください。

なお、日本国内にも連絡先があれば、当該連絡先の住所、電話番号および本人との関係（実家など）をA 4判の用紙に記入して、申請書類に添付してください。

Q 16. 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の基準表（→p. 45～110）に『(専門科目)〇(単位以上)』とありますか？この単位数は短期大学等を卒業した後に修得した、大学の単位や認定専攻科の単位で満たさなければならないのですか？

A 16. 短期大学、高等専門学校、専門学校等すでに修得した単位と、大学、認定専攻科等で修得した単位をあわせて、修得単位全体で満たしてください。

3 学修成果について

Q 17. レポートには枚数の制限がありますが、参考文献を記すページは枚数に含まれますか？

A 17. 参考文献を記すページも枚数に含まれます。表紙と目次は枚数に含まれません。

Q 18. レポートには枚数の制限がありますが、図や表を掲載するページは枚数に含まれますか？

A 18. 図や表を掲載するページも枚数に含まれます。（→p. 23）

Q 19. 専攻の区分「美術」で学修成果として作品を提出する場合、作品数に制限はありますか？
A 19. 作品数に制限はありませんが、面接試験の時間内に質疑応答が可能な程度の作品数としてください。（→p. 27）

Q 20. 在籍している専攻科の同級生と行った共同研究（調査、実験など）をもとにレポートを作成したいと考えています。執筆箇所を分担するなどして、同一の内容のレポートを作成・提出することはできますか？

A 20. レポートは申請者個人の学力を審査するために提出を求める資料です。分担執筆あるいは共同執筆されたレポートでは、あなた自身の学力を十分に審査することが不可能な

ため、この制度におけるレポートとしては明らかに不適切です。学校の同級生、職場の同僚などと共同で調査や実験などを行った場合においても、あなた自身のテーマ（課題）設定に基づいて、レポートの全文を自分で執筆しなければなりません。

4 電子申請について

- Q21. 電子申請を利用して申請しようとしましたが、ネットワークに障害が発生しデータ送信が受付期間内にできませんでした。どうすればよいでしょうか？
- A21. 郵送申請によって申請してください。なお、このようにネットワーク障害やパソコンの故障等により機構のウェブサイトにアクセスできなかつた場合であっても、すべての申請書類が受付期間内に郵送（書留）されなければ申請を受け付けることはできません。（→p. 31）

5 試験について

- Q22. 申請後に受験する地区の変更是できますか？
- A22. 申請時に希望した受験地区は、変更できません。（→p. 37）
- Q23. 体調不良により試験を受験することができますが、どうすればよいですか？
- A23. 試験を受験しなかつた場合には、「学修成果・試験の審査」は「不可」（理由：二 試験を受けていない）と判定されます。（→p. 40）
- Q24. 面接試験の際に学修成果として提出した作品の現物を持参できませんが、どうすればよいですか？
- A24. 可能な限り、写真を提出した学修成果の現物を持参してください。学修成果が、ランドスケープなど持参が不可能な作品である場合や、極端に大きい作品では、それには代わる作品の実物（申請前1年以内に制作された作品に限ります）を必ず持参してください。ただし、代わりの作品を持参する場合であっても、学修成果として提出した作品の「制作ノート」を持参してください。
- また、どのような場合にも、申請者の「ポートフォリオ」は持参してください。（→p. 37）
- Q25. 専攻の区分「美術」の面接試験で当日持参するよう指示されている「ポートフォリオ」、「制作ノート」とはどのようなものですか？
- A25. 機構では、「ポートフォリオ」は自己の作品を載せた作品集、「制作ノート」は申請の際に提出した学修成果（作品）を制作する過程を記録したものを目指しています。

6 各種手続について

- Q26. 機構に学位授与の申請をした者ですが、大学の卒業見込証明書に相当するものを発行してもらえますか？
- A26. 機構では、「学位授与申請受理証明書」を発行することができます。当該証明書は、学位授与の申請があり、受理したことと証明するものです。（→p. 113）
- Q27. 機構の制度を利用して学士を取得した者ですが、「成績証明書」は発行してもらえますか？
- A27. 機構の審査は、合否を判定するもので、成績は付けていません。単位を修得した大学等にお問い合わせください。
- ただし、「学位授与証明書」は発行することができます。（→p. 113）

7 専攻分野の名称と専攻の区分について

- Q28. 卒業した短期大学で学修した学問領域と異なる領域の専攻の区分を選択することはできますか？
- A28. 機構で定める修得単位の審査の基準を満たすように単位を修得していれば、いずれの専攻の区分を選択してもかまいません。
- Q29. 専攻の区分『商学』と『経営学』の2つの「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たすように単位を修得しましたが、同時に2つの学士の学位の申請ができますか？
- A29. 同時に複数の「専攻の区分」での学位授与の申請はできません。（→p. 30）
- Q30. 以前、機構の学士の学位を取得しましたが、取得した学士の学位と同じ専攻分野の名称でも、異なる専攻の区分であれば申請はできますか？
- A30. たとえば、専攻分野の名称が「文学」で、「英語・英米文学」と「心理学」のように、異なる専攻の区分であれば申請できます。

8 単位の修得について

- Q31. 修得すべき単位がよく分かりません。すでに修得した単位がどの「専攻に係る授業科目の区分」の単位に該当するのかを教えてください。
- A31. 修得単位が「専攻に係る授業科目の区分」のどの区分の単位に該当するかについては、申請を受理した後に、専門委員会における「修得単位の審査」の際に個々に判断しています。単位の修得にあたっては、「専門科目の例」などを参考にしながら、新たに履修が必要な授業科目を各自で判断してください。
- なお、機構では、学位取得のための履修指導は行っておりませんのでご了承願います。

- Q32. これまでに学士の学位を取得した方から申告のあった単位が、どの「専攻に係る授業科目の区分」の単位に該当すると判断されたかについての結果は公開していますか？
 A32. 公開していません。

- Q33. 修得単位中に外国語の単位を含まなければならないという要件がありますが、具体的には何単位必要ですか？
 A33. 1単位以上必要です。短期大学、高等専門学校、専門学校等において修得した単位、または「基礎資格を有する者」に該当した後に大学、認定専攻科等で修得した単位のいずれでもかまいません。
 ただし、外国语・外国语文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国语以外の外国语の単位を含まなければなりません。（→p. 13, 15, 17）

- Q34. 短期大学在学中に、大学の科目等履修生として修得した単位は、「申請に必要な単位数」（→p. 12(1)またはp. 14(1)）に含まれますか？
 A34. 「申請に必要な単位数」（→p. 12(1)またはp. 14(1)）を満たすための単位は、「基礎資格を有する者」に該当した後に大学、認定専攻科等で修得した単位を指しますので、短期大学在学中に修得した単位は含まれません。

Q35. 大学の別科で修得した単位を、修得単位として申告できますか？

- A35. 申告できません。「基礎資格を有する者」が、当機構の制度により学士の学位を取得しようとする場合に修得する単位として認められているのは、大学の単位（科目等履修生、大学の学生、大学院の学生として修得した単位）、認定専攻科の単位（短期大学・高等専門学校専攻科で修得した単位）、大学専攻科の単位のみです。（→p. 9）

Q36. 単位は修得してから何年以内に申告しなければならないという決まりはありますか？

- A36. いつ修得した単位でも申告できます。

9 申請書類について

- Q37. 大学で科目等履修生として学んでいます。履修中の授業科目の単位を修得見込みの単位として申告することはできますか？
 A37. 修得見込みの単位を申告することができるるのは、認定専攻科（一部を除く）を修了見込みの者であって、かつ修得単位の審査の基準を満たす見込みの者のみです。（→p. 35）

Q38. 申請書類として提出する証明書等の発行日に決まりはありますか？

- A38. 住民票については申請前3か月以内に発行されたものを提出してください。（→p. 34）
 その他の書類については、記載内容に発行当時から変化がないれば、発行日については問いません。

- Q39. 証明書に記載の氏名が旧姓のままの場合、証明書は無効になりますか？
 A39. 証明書としては有効ですので、そのまま提出してください。申請書の「②申請者氏名（自筆）欄の（ ）内に旧姓を記入してください。

- Q40. 放送大学から送られてくる「単位修得状況一覧（単位認定書）」は、申請書類のなかにある「単位修得証明書」として使用できますか？
 A40. 使用できません。申請の際には、放送大学の各学習センターが発行する「成績・単位修得証明書」を提出してください。（→p. 34）

- Q41. 単位を修得した大学から、単位修得証明書といふ名称の証明書はないと言われましたが、どうすればよいのですか？
 A41. 単位修得証明書は、発行する学校によって名称が異なっている場合があります。
 p. 33 の 5 の (4) のとおり「単位修得状況等申告書」の記載事項（授業科目名、単位数等）を証明できるもの（成績証明書等）であれば問題ありませんので、当該大学に問い合わせてください。

- Q42. 3年制の専門学校を修了した後、大学の3年次に編入学し卒業しています（例：2年間在学し68単位を新たに修得して卒業）。「基礎資格を有する者の区分」は、第2区分(F.)あるいは第3区分(1.)のどちらに該当するのですか（→p. 11）？
 A42. 3年制の専門学校で修得した単位を「単位修得状況等申告書」に記入・申告した申請者については、原則として第2区分に該当する者として審査します*。
 第3区分の「修得単位の審査の基準」（→p. 16~17）では、「申請に必要な単位数」として、大学の単位、認定専攻科の単位、大学専攻科の単位の合計が124単位以上であることを定めています。上記の質問の例では、第3区分の「申請に必要な単位数」を満たしていないため、当機関では第2区分に該当する者として申請を受理し、修得単位の審査を行います。

- この場合、申請に必要な書類等（→p. 33~34）についても、第2区分に該当する者と同じ書類等が必要になります。大学での在学年数および修得単位数にかかわらず、専修学校専門課程修了等証明書、高等学校の卒業証明書等（大学入学資格を証明する書類）を必ず提出してください***。
 * 3年制の短期大学を卒業後に大学に編入学した場合についても、この限りに概ねります。また、2年制の専門学校を修了した方、2年制の短期大学、高等専門学校を卒業した方は、基礎資格を有する者の区分は第1区分に該当します。
 ** 短期大学、高等専門学校を卒業した方は、短期大学、高等専門学校の卒業証明書等の提出が必要です（→p. 34）。

- Q43. 専門学校を修了した後、大学に編入学し卒業しています。「基礎資格を有する者」に該当することの証明書として、高等学校的卒業証明書は必要ですか？
 A43. 必要です。一律に大学入学資格を証明する書類を提出してください。なお、大学に編入学をした場合は、その後に退学、卒業等をしていることが確認できる証明書（退学証明書、卒業証明書等）も必要です。（→p. 30, 33, 34）

- Q44. 高等学校の卒業証明書として、卒業証書（のコピー）を使用できますか？
A44. 卒業証書（のコピー）は使用できません。

10 審査・合否について

Q45. 審査はどのように行われるのか教えてください。

A45. 機構では、修得単位が定められた基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているかを審査し、学修成果が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準を有しているかをみるために行う試験の結果と合わせて総合的に合否の判定を行います。審査の結果、「修得単位」と「学修成果・試験」のいずれもが「可」と判定された場合には、「合格」となります。（→p.39）
なお、審査は大学および機構の教授で組織された「学位審査会」、ならびに専門分野ごとに大学および機構の教授で組織された「専門委員会」において行われります。

Q46. 提出した書類は、審査後に返却してもらえますか？

A46. 申請書類、学修成果等は、返却しません。

Q47. 学修成果・試験が「不可」で「不合格」となりましたが、具体的にどのような点が悪かったのか理由を教えてください。

A47. 学修成果・試験が「不可」で「不合格」となった者には、つきのような理由を付して通知することとしています。（→p.40）

イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
ロ 学修成果の内容が水準に達していない。

ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
ニ 試験を受けない。

* 不可の理由が「イ」または「ロ」の場合は、学修成果の書き直しのための留意事項を通知します。再度、申請を希望される方は留意事項の内容を参考にしてください。

Q48. 合否はいつごろ分かりますか？

A48. 4ヶ月の場合は9月下旬まで、10月期の場合は3月下旬までに通知します。
なお、「専攻科修了見込みでの申請」をした者については、修得見込み単位の単位修得証明書の提出が必要になります。（→p.36）

11 その他

Q49. 機構の英文名称を教えてください。

A49 「National Institution for Academic Degrees and University Evaluation」（略称NIAD-UE）です。